

伊 勢 市 公 報

第 130 号
平成 23 年 4 月 5 日

火 曜 日

目 次

	頁
条 例	
○ 伊勢市暴力団排除条例	3
○ 伊勢市職員給与条例の一部を改正する条例	8
○ 伊勢市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例	10
○ 伊勢市特別会計条例の一部を改正する条例	29
○ 伊勢市立郷土資料館条例を廃止する条例	31
○ 伊勢市敬老金支給条例を廃止する条例	33
○ 伊勢市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例	35
○ 伊勢市廃棄物処理センター条例を廃止する条例	37
○ 伊勢市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例	39
規 則	
○ 伊勢市住宅新築資金等貸付事業等徴収事務員に関する規則を廃止する規則	41
○ 伊勢市障がい者就労支援施設条例施行規則	43
○ 伊勢市奨学金支給条例施行規則の一部を改正する規則	52
○ 伊勢市廃棄物処理センター条例施行規則を廃止する規則	54
○ 伊勢市市営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則	56
○ 伊勢市福祉健康センター条例施行規則等の一部を改正する規則	58
教育委員会規則	
○ 伊勢市教育委員会事務局等処務規則の一部を改正する規則	64
○ 伊勢市立郷土資料館条例施行規則を廃止する規則	66
教育委員会訓令	
○ 伊勢市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程	68
○ 伊勢市立小中学校共同実施組織規程の一部を改正する規程	70
上下水道事業管理規程	
○ 伊勢市水洗便所等改造資金助成に関する規程の一部を改正する規程	72
○ 伊勢市上水道給水条例施行規程の一部を改正する規程	74
病院事業管理規程	
○ 市立伊勢総合病院看護職員就職準備資金交付規程の一部を改正する規程	78
○ 伊勢市病院事業管理者の職務代理に関する規程の一部を改正する規程	81
○ 伊勢市病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程	83
○ 伊勢市病院企業職員就業規程の一部を改正する規程	85
○ 市立伊勢総合病院事務分掌規程の一部を改正する規程	88
○ 市立伊勢総合病院当直規程の一部を改正する規程	90
告 示	
○ 市道の路線の認定について	92
○ 道路の区域の決定について	96
○ 道路の供用開始について	99
○ 伊勢市岡本財産区議会の招集について	103
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	104

○ 道路の供用開始について	105
○ 道路の区域の決定について	106
○ 道路の供用開始について	107
○ 市道の路線の認定について	108
○ 道路の区域の決定について	109
○ 道路の供用開始について	110
○ 市道の路線の廃止について	111
○ 平成 23 年度土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について	112
○ 平成 23 年度固定資産の価格等の固定資産課税台帳への登録について	113
○ 平成 23 年度予算及び平成 22 年度補正予算の要領について	114
○ 道路の区域変更について	204
○ 道路の供用開始について	205
○ 伊勢市人事行政の運営等の状況について	206
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	207
○ 伊勢市矢持会館の指定管理者の指定について	208
○ 道路の供用開始について	209
教育委員会告示	
○ 教育委員会会議の招集について	210
○ 伊勢市立公民館施設整備費補助規程の廃止について	211
選挙管理委員会告示	
○ 三重県知事選挙関係	
・ 選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数、6 分の 1 の数及び 3 分の 1 の数について	212
○ 三重県知事選挙及び三重県議会議員選挙関係	
・ ポスター掲示場の設置について	213
○ 三重県知事選挙関係	
・ 期日前投票所の設置について	231
○ 三重県知事選挙関係	
・ 期日前投票管理者及び同職務代理者の選任について	232
○ 三重県議会議員選挙関係	
・ 選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数、6 分の 1 の数及び 3 分の 1 の数について	241
上下水道告示	
○ 流域関連公共下水道の供用開始について	242
○ 公共下水道事業受益者負担金の負担区の決定について	243
○ 公共下水道事業受益者負担金の排水区域の決定について	245
公 告	
○ 農用地利用集積計画について	249
○ 農用地利用集積計画について	250
○ 都市公園の区域変更について	251
公 表	
○ 平成 22 年度定期監査等結果に対する措置状況について	252
○ 平成 22 年度定期監査等結果の公表について	254

伊勢市暴力団排除条例をここに公布する。

平成 23 年 3 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第 1 号

伊勢市暴力団排除条例

(目的)

第 1 条 この条例は、伊勢市からの暴力団排除に関する基本理念を定め、市並びに市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、暴力団排除に関する施策等を定めることにより、暴力団排除を推進し、もって市民の安全で平穏な生活を確保し、及び社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団排除 暴力団又は暴力団員による不当な活動を防止し、及びこれにより市内の事業活動又は市民生活に生じた不当な影響を排除することをいう。
- (4) 市民 市内に居住し、通勤し、通学し、又は滞在する者をいう。
- (5) 事業者 市内において事業を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- (6) 関係団体 センター（三重県公安委員会から法第 32 条の 2 第 1 項の規定により三重県暴力追放運動推進センターとして指定を受けた者をいう。）を始めとする暴力団排除活動を行う団体をいう。

(基本理念)

第 3 条 暴力団排除については、暴力団が市内の事業活動及び市民生活に不当な影響を生じさせる存在であることを社会全体として認識した上で、

暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として、市、市民及び事業者、関係行政機関並びに関係団体による相互の連携及び協力の下に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、市民及び事業者、関係行政機関並びに関係団体と連携し、暴力団排除に関する施策を推進するものとする。

2 市は、暴力団排除に資すると認められる情報を知ったときは、警察署その他の関係行政機関に対し、当該情報を提供するものとする。

(市民及び事業者の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、暴力団排除のための活動に自主的に、かつ、相互に連携して取り組むとともに、市が実施する暴力団排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は基本理念にのっとり、その行う事業（事業の準備を含む。以下同じ。）に関し、暴力団との関係を遮断し、暴力団を利することとならないようにするとともに、市が実施する暴力団排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

3 市民及び事業者は、暴力団排除に資すると認められる情報を知ったときは、市及び警察署その他の関係行政機関に対し、当該情報を提供しよう努めるものとする。

(推進体制の整備)

第6条 市は、警察署その他の関係行政機関及び関係団体と連携し、暴力団排除のための体制を整備するものとする。

(不当要求行為に対する措置)

第7条 市は、暴力団員から職員に対して不当要求行為があった場合には、これを拒否するとともに、適正かつ円滑な職務の執行を確保するために

必要な措置を講ずるものとする。

(市の事務及び事業における措置)

第8条 市は、公共工事その他の市の事務又は事業により暴力団を利用することとならないよう、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を市が実施する入札に参加させない等の必要な措置を講ずるものとする。

(公の施設の利用における制限)

第9条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、市が設置した公の施設の利用が、暴力団を利用することとなると認めるときは、当該利用を許可せず、又は当該利用の許可を取り消すことができるよう必要な措置を講ずるものとする。

(市民及び事業者に対する支援等)

第10条 市は、市民及び事業者が相互の連携協力を図って暴力団排除のための活動に取り組むことができるよう、市民及び事業者に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

2 市は、市民及び事業者が、暴力団排除の重要性についての理解を深めるとともに、暴力団排除のための活動に自主的に、かつ、相互の連携を図って取り組むことができるよう、広報及び啓発を行うものとする。

(青少年に対する教育等)

第11条 市は、その設置する学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する中学校に限る。)において、生徒が暴力団排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないようにするための教育が行われるように努めるものとする。

2 市は、保護者その他の青少年の育成に携わる者が、青少年に対して指導、助言その他の適切な措置を講ずることができるよう、これらの者に

対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(利益の供与の禁止)

第 12 条 市民は、暴力団の威力を利用し、又は暴力団の活動若しくは運営に協力する目的で、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して金品その他の財産上の利益の供与をしてはならない。

(暴力団の威力を利用することの禁止)

第 13 条 市民は、債権の回収、紛争の解決等に関し暴力団を利用すること、自己が暴力団と関係があることを認識させて相手方を威圧すること等、暴力団の威力を利用してはならない。

(委任)

第 14 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項

は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市職員給与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 23 年 3 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第 2 号

伊勢市職員給与条例の一部を改正する条例

伊勢市職員給与条例（平成 17 年伊勢市条例第 42 号）の一部を次のように改正する。

附則第 12 項の見出しを「(平成 22 年 4 月から平成 23 年 3 月までの間の地域手当に関する特例措置)」に改める。

附則に次の 1 項を加える。

（平成 23 年 4 月から平成 24 年 3 月までの間の地域手当に関する特例措置）

17 平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの間において、第 11 条の 2 第 2 項の規定の適用については、同項中「100 分の 4」とあるのは、「0」とする。

附 則

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 23 年 3 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第 3 号

伊勢市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例

(伊勢市職員退職手当支給条例の一部改正)

第 1 条 伊勢市職員退職手当支給条例（平成 17 年伊勢市条例第 46 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の 3 を第 2 条の 4 とし、第 2 条の 2 を第 2 条の 3 とし、第 2 条の次に次の 1 条を加える。

(遺族の範囲及び順位)

第 2 条の 2 この条例において、「遺族」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 配偶者（届出をしていないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
- (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの
- (3) 前号に掲げる者のほか、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
- (4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第 2 号に該当しないもの

2 この条例の規定による退職手当を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順位により、同項第 2 号及び第 4 号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

3 この条例の規定による退職手当の支給を受けるべき遺族に同順位の者が 2 人以上ある場合には、その人数によって当該退職手当を等分して当該各遺族に支給する。

4 次に掲げる者は、この条例の規定による退職手当の支給を受けるこ

とができる遺族としない。

- (1) 職員を故意に死亡させた者
- (2) 職員の死亡前に、当該職員の死亡によってこの条例の規定による退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

第3条第2項中「退職した者」の次に「(第11条第1項各号に掲げる者を含む。)」を加え、「同項の規定にかかわらず」を「前項の規定にかかわらず」に改める。

第5条の2第2項中「第8条第3項又は第12条の規定に該当するもの」を「この条例その他の条例の規定により、この条例の規定による退職手当を支給しないこととしている退職」に、「これらの支給」を「これらの退職手当」に、「第8条第1項各号に掲げる者又はこれに準ずる者に該当するに至ったことにより退職したことがある場合における当該」を「第7条第6項の規定により職員としての引き続いた在職期間の全期間が切り捨てられたこと又は第11条第1項若しくは第13条第1項の規定により一般の退職手当等(一般の退職手当及び第9条の規定による退職手当をいう。以下同じ。)の全部を支給しないこととする処分を受けたことにより一般の退職手当等の支給を受けなかったことがある場合における当該一般の退職手当等に係る」に改める。

第6条の4第4項第1号中「退職した者でその勤続期間が」を「退職した者のうち自己都合退職者(第3条第2項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者をいう。以下この項において同じ。)以外のものでその勤続期間が5年以上」に改め、「(次号に掲げる者を除く。)」を削り、同項第2号を次のように改める。

- (2) 退職した者のうち自己都合退職者以外のものでその勤続期間が1年以上4年以下のもの 前号の規定により計算した額の2分の

1に相当する額

第6条の4第4項第2号の次に次の3号を加える。

(3) 退職した者のうち自己都合退職者以外のものでその勤続期間が
0のもの 0

(4) 自己都合退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの
第1号の規定により計算した額の2分の1に相当する額

(5) 自己都合退職者でその勤続期間が9年以下のもの 0

第6条の5第1項中「第2条の3」を「第2条の4」に改める。

第7条第4項第1号中「第12条」を「第18条第2項」に改める。

第8条を次のように改める。

第8条 削除

第9条第1項第1号中「退職手当」を「退職手当等」に改める。

第10条及び第11条を次のように改める。

(定義)

第10条 本条から第17条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 懲戒免職等処分 地方公務員法第29条の規定による懲戒免職の処分その他の職員としての身分を当該職員の非違を理由として失わせる処分をいう。

(2) 退職手当管理機関 地方公務員法その他の法令の規定により職員の退職（この条例その他の条例の規定により、この条例の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。以下第17条までにおいて同じ。）の日において当該職員に対し懲戒免職等処分を行う権限を有していた機関（当該機関がない場合にあつては、懲戒免職等処分及び本条から第17条までの規定に基づく処分の性質を考慮して市長が別に定める機関）をいう。ただし、当該機関が退職後

に廃止された場合における当該職員については、当該職員の占めていた職（当該職が廃止された場合にあっては、当該職に相当する職）を占める職員に対し懲戒免職等処分を行う権限を有する機関（当該機関がない場合にあっては、懲戒免職等処分及び本条から第 17 条までの規定に基づく処分の性質を考慮して市長が別に定める機関）をいう。

（懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限）

第 11 条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

- (1) 懲戒免職等処分を受けて退職をした者
- (2) 地方公務員法第 28 条第 4 項の規定による失職（同法第 16 条第 1 号に該当する場合を除く。）又はこれに準ずる退職をした者

2 退職手当管理機関は、前項の規定による処分を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受けるべき者に通知しなければならない。

3 退職手当管理機関は、前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けるべき者の所在が知れないときは、当該処分の内容を告示することをもって通知に代えることができる。この場合において

は、その告示した日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該処分を受けるべき者に到達したものとみなす。

第11条の2及び第11条の3を削る。

第13条を第19条とする。

第12条の見出しを「(職員が退職した後に引き続き職員となった場合等における退職手当の不支給)」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

職員が退職した場合(第11条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。)において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

第12条を第18条とし、第11条の次に次の6条を加える。

(退職手当の支払の差止め)

第12条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

(1) 職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

(2) 退職をした者に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき。

2 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。

- (1) 当該退職をした者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又は当該退職手当管理機関がその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであって、その者に対し一般の退職手当等の額を支払うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認めるとき。
 - (2) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為（在職期間中の職員の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして懲戒免職等処分に値することが明らかなものをいう。以下同じ。）をしたことを疑うに足りる相当な理由があると思料するに至ったとき。
- 3 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。
 - 4 前3項の規定による一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分（以下「支払差止処分」という。）を受けた者は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条第1項又は第45条に規定する期間が経過した後においては、当該支払差止処分後の事情の変化を理由に、当該支払差止処分を行った退職手当管理機関に対し、その取消しを申し

立てることができる。

5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合

(3) 当該支払差止処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合

6 第3項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、当該支払差止処分を受けた者が次条第2項の規定による処分を受けることなく当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。

- 7 前2項の規定は、当該支払差止処分を行った退職手当管理機関が、当該支払差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなったとして当該支払差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 8 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を受けた者に対する第9条の規定の適用については、当該支払差止処分が取り消されるまでの間、その者は、一般の退職手当等の支給を受けない者とみなす。
- 9 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を受けた者が当該支払差止処分が取り消されたことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける場合（これらの規定による支払差止処分を受けた者が死亡した場合において、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者が第3項の規定による支払差止処分を受けることなく当該一般の退職手当等の額の支払を受けるに至ったときを含む。）において、当該退職をした者が既に第9条の規定による退職手当の額の支払を受けているときは、当該一般の退職手当等の額から既に支払を受けた同条の規定による退職手当の額を控除するものとする。この場合において、当該一般の退職手当等の額が既に支払を受けた同条の規定による退職手当の額以下であるときは、当該一般の退職手当等は、支払わない。

10 前条第2項及び第3項の規定は、支払差止処分について準用する。

（退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）

第13条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した

者) に対し、第 11 条第 1 項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

- (1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。
 - (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し地方公務員法第 29 条第 3 項の規定による懲戒免職処分（以下「再任用職員に対する免職処分」という。）を受けたとき。
 - (3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（再任用職員に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。
- 2 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第 3 号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、第 11 条第 1 項に規定する事情を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。
- 3 退職手当管理機関は、第 1 項第 3 号又は前項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければ

ならない。

- 4 伊勢市行政手続条例（平成 17 年伊勢市条例第 17 号。以下「行政手続条例」という。）第 3 章第 2 節の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。
- 5 第 11 条第 2 項及び第 3 項の規定は、第 1 項及び第 2 項の規定による処分について準用する。
- 6 支払差止処分に係る一般の退職手当等に関し第 1 項又は第 2 項の規定により当該一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分が行われたときは、当該支払差止処分は、取り消されたものとみなす。

（退職をした者の退職手当の返納）

第 14 条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第 11 条第 1 項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第 9 条第 3 項、第 6 項又は第 8 項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第 16 条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合にあっては、これらの規定により算出される金額（次条及び第 16 条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

- (1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。
- (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたとき。

- (3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（再任用職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。
- 2 前項の規定にかかわらず、当該退職をした者が第9条第1項、第5項又は第7項の規定による退職手当の額の支払を受けている場合（受けることができる場合を含む。）における当該退職に係る一般の退職手当等については、当該退職に係る退職手当管理機関は、前項の規定による処分を行うことができない。
- 3 第1項第3号に該当するときにおける同項の規定による処分は、当該退職の日から5年以内に限り、行うことができる。
- 4 退職手当管理機関は、第1項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。
- 5 行政手続条例第3章第2節の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。
- 6 第11条第2項の規定は、第1項の規定による処分について準用する。
(遺族の退職手当の返納)

第15条 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対し当該一般の退職手当等の額が支払われた後において、前条第1項第3号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、当該退職の日から1年以内に限り、第11条第1項に規定する事情のほか、当該遺族の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあ

っては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

- 2 第 11 条第 2 項並びに前条第 2 項及び第 4 項の規定は、前項の規定による処分について準用する。
- 3 行政手続条例第 3 章第 2 節の規定は、前項において準用する前条第 4 項の規定による意見の聴取について準用する。

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第 16 条 退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者(以下この条において「退職手当の受給者」という。)が当該退職の日から 6 月以内に第 14 条第 1 項又は前条第 1 項の規定による処分を受けることなく死亡した場合(次項から第 5 項までに規定する場合を除く。)において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人(包括受遺者を含む。以下この条において同じ。)に対し、当該退職の日から 6 月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から 6 月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあつては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

- 2 退職手当の受給者が、当該退職の日から 6 月以内に第 14 条第 5 項又

は前条第3項において準用する行政手続条例第15条第1項の規定による通知を受けた場合において、第14条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第5項までに規定する場合を除く。）は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第12条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第14条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事

件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第 14 条第 1 項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から 6 月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5 退職手当の受給者が、当該退職の日から 6 月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けた場合において、第 14 条第 1 項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から 6 月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

6 前各項の規定による処分に基づき納付する金額は、第 11 条第 1 項に規定する事情のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続財産の額のうち第 1 項から第 5 項までの規定による処分を受けるべき者が相続又は遺贈により取得をした又は取得をする見込みである財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況及び当該一般の退職手当等に係る租税の額を勘案して、定めるものとする。この場合において、当該相続人が 2 人以上あるときは、各

相続人が納付する金額の合計額は、当該一般の退職手当等の額を超えることとなってはならない。

7 第11条第2項並びに第14条第2項及び第4項の規定は、第1項から第5項までの規定による処分について準用する。

8 行政手続条例第3章第2節の規定は、前項において準用する第14条第4項の規定による意見の聴取について準用する。

(退職手当審査会)

第17条 退職手当管理機関の諮問に応じ、次項及び第3項に規定する退職手当の支給制限等の処分について調査審議するため、伊勢市退職手当審査会(以下「退職手当審査会」という。)を置く。

2 退職手当管理機関は、第13条第1項第3号若しくは第2項、第14条第1項、第15条第1項又は前条第1項から第5項までの規定による処分(以下この条において「退職手当の支給制限等の処分」という。)を行おうとするときは、退職手当審査会に諮問しなければならない。

3 退職手当審査会は、第13条第2項、第15条第1項又は前条第1項から第5項までの規定による処分を受けるべき者から申立てがあった場合には、当該処分を受けるべき者に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。

4 退職手当審査会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に関し、当該処分を受けるべき者又は退職手当管理機関にその主張を記載した書面又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

5 退職手当審査会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に関し、関係機関に対し、資料の提出、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

6 退職手当審査会の組織及び委員その他退職手当審査会に関し必要な事項については、市長が別に定める。

附則第5項中「退職した者を」を「退職した者（第11条第1項各号に掲げる者を含む。次項において同じ。）を」に改める。

（伊勢市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第2条 伊勢市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年伊勢市条例第169号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項各号列記以外の部分を次のように改める。

退職をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る退職手当の全部又は一部を支給しないこととすることができる。

第16条第7項中「第4項」を「第6項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第3項から同条第6項までを2項ずつ繰り下げ、同条第2項の次に次の2項を加える。

3 在職期間中に地方公務員法第29条の規定による懲戒免職の処分を受けるべき行為をしたと認められる者に係る退職手当については、管理者が定める手続を経て、支払われる前にあってはその支給を制限し、支払われた後にあっては返納又は納付させることができる。

4 前2項に定めるもののほか、管理者は、伊勢市職員退職手当支給条例（平成17年伊勢市条例第46号）の適用を受ける者の例により、退職手当の支給の制限、支払の差止め及び返納に関する処分並びに退職手当相当額の納付に関する処分をすることができる。

（伊勢市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第3条 伊勢市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年伊勢市条例第124号）の一部を次のように改正する。

第 18 条第 2 項各号列記以外の部分を次のように改める。

退職をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る退職手当の全部又は一部を支給しないこととすることができる。

第 18 条第 7 項中「第 4 項」を「第 6 項」に改め、同項を同条第 9 項とし、同条第 3 項から同条第 6 項までを 2 項ずつ繰り下げ、同条第 2 項の次に次の 2 項を加える。

- 3 在職期間中に地方公務員法第 29 条の規定による懲戒免職の処分を受けるべき行為をしたと認められる者に係る退職手当については、管理者が定める手続を経て、支払われる前にあってはその支給を制限し、支払われた後にあっては返納又は納付させることができる。
- 4 前 2 項に定めるもののほか、管理者は、伊勢市職員退職手当支給条例（平成 17 年伊勢市条例第 46 号）の適用を受ける者の例により、退職手当の支給の制限、支払の差止め及び返納に関する処分並びに退職手当相当額の納付に関する処分をすることができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
（伊勢市職員退職手当支給条例の一部改正に伴う経過措置）
- 2 この条例による改正後の伊勢市職員退職手当支給条例の規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。
（伊勢市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置）
- 3 この条例による改正後の伊勢市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手

当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

（伊勢市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 4 この条例による改正後の伊勢市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

（伊勢市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 5 伊勢市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（平成 18 年伊勢市条例第 44 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 条中「第 2 条の 3」を「第 2 条の 4」に改める。

伊勢市特別会計条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 23 年 3 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第 4 号

伊勢市特別会計条例の一部を改正する条例

伊勢市特別会計条例（平成 17 年伊勢市条例第 49 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同条に次の 1 号を加える。

(6) 観光交通対策特別会計 観光交通対策事業

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正前の伊勢市特別会計条例第 1 条第 2 号に規定する老人保健医療特別会計（以下「改正前の特別会計」という。）の平成 22 年度の収入及び支出並びに同年度の決算に関しては、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際改正前の特別会計に属する権利及び義務は、平成 22 年度の収入及び支出に係るもので同年度の出納の閉鎖の際に老人保健医療特別会計に属するものにあつてはその出納の閉鎖の際に、その他のものにあつてはこの条例の施行の際に、それぞれ一般会計に帰属するものとする。

伊勢市立郷土資料館条例を廃止する条例をここに公布する。

平成 23 年 3 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第 5 号

伊勢市立郷土資料館条例を廃止する条例

伊勢市立郷土資料館条例（平成 17 年伊勢市条例第 191 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市敬老金支給条例を廃止する条例をここに公布する。

平成 23 年 3 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第 6 号

伊勢市敬老金支給条例を廃止する条例

伊勢市敬老金支給条例（平成 17 年伊勢市条例第 96 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例を

ここに公布する。

平成 23 年 3 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第 7 号

伊勢市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例

伊勢市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例(平成 17 年伊勢市条例第 129 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

- 3 土地の所有者、占有者又は管理者は、当該土地において、他の者によって不適正に処理された廃棄物と認められるものを発見したときは、速やかに、その旨を市長に通報するよう努めなければならない。

附 則

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市廃棄物処理センター条例を廃止する条例をここに公布する。

平成 23 年 3 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第 8 号

伊勢市廃棄物処理センター条例を廃止する条例

伊勢市廃棄物処理センター条例（平成 17 年伊勢市条例第 131 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

（伊勢市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正）

- 2 伊勢市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成 17 年伊勢市条例第 129 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条ただし書を削る。

伊勢市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例を

ここに公布する。

平成 23 年 3 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第9号

伊勢市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例
伊勢市公共下水道事業受益者負担に関する条例（平成17年伊勢市条例第
177号）の一部を次のように改正する。

別表 1 合併前の伊勢市の区域の表中 「

いせ第2負担区	508円
---------	------

」

を 「

いせ第2負担区	508円
いせ第3負担区	508円

」 に改める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

伊勢市住宅新築資金等貸付事業等徴収事務員に関する規則を廃止する規

則をここに公布する。

平成 23 年 3 月 17 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 7 号

伊勢市住宅新築資金等貸付事業等徴収事務員に関する規則を廃止する規則

伊勢市住宅新築資金等貸付事業等徴収事務員に関する規則（平成 14 年伊勢市規則第 4 号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市障がい者就労支援施設条例施行規則をここに公布する。

平成 23 年 3 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 8 号

伊勢市障がい者就労支援施設条例施行規則

伊勢市中心身障害者授産施設条例施行規則(平成 18 年伊勢市規則第 40 号)の全部を改正する。

(趣旨)

第 1 条 この規則は、伊勢市障がい者就労支援施設条例(平成 22 年伊勢市条例第 27 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用定員)

第 2 条 伊勢市障がい者就労支援施設(以下「就労支援施設」という。)の利用定員は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 伊勢市ひまわり 20 人
- (2) 伊勢市工房そみん 20 人
- (3) 伊勢市小俣さくら園 20 人
- (4) 伊勢市御菌しらぎく園 10 人

(職員)

第 3 条 就労支援施設に業務を指導するため指導員その他必要な職員を置く。

(利用承認の申請)

第 4 条 条例第 8 条の規定により、就労支援施設の利用の承認を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、伊勢市障がい者就労支援施設利用申請書(様式第 1 号。以下「申請書」という。)に診断書(様式第 2 号)を添えて市長に提出しなければならない。

(利用者の決定)

第 5 条 市長は、申請書を受理したときは、申請者の状況を十分把握し、利用の承認又は却下を決定し、伊勢市障がい者就労支援施設利用承認(却

下) 決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(退所の届出)

第6条 前条の規定により利用の承認の決定を受けた者(以下「利用者」という。)が就労支援施設を退所しようとするときは、退所しようとする日の7日前までに伊勢市障がい者就労支援施設退所届(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(利用の取消し等)

第7条 条例第10条の規定により就労支援施設の利用の承認を取り消し、又は利用を停止し、若しくは制限したときは、伊勢市障がい者就労支援施設利用承認取消等決定通知書(様式第5号)により利用者に通知するものとする。

(運営委員会)

第8条 就労支援施設の管理運営を円滑にするため伊勢市就労支援施設運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

(運営委員会の組織)

第9条 運営委員会は、委員10人以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 就労支援施設利用者の保護者の代表
- (2) 指定管理者
- (3) 市の職員

(運営委員会の所掌事務)

第10条 運営委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 就労支援施設の事業計画及び予算に関すること。
- (2) その他市長が必要と認める事項に関すること。

(苦情の解決)

第11条 市長は、利用者の処遇に関する利用者又はその保護者等からの

苦情を適切に解決するため、就労支援施設に苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

- 2 指定管理者は、前項の窓口の設置に関し、苦情解決責任者及び苦情受付担当者の設置、利用者等への周知その他の必要な措置を講ずることにより、苦情の適切な解決に努めなければならない。
- 3 指定管理者は、受け付けた苦情、その改善状況その他必要な事項を市長及び運営委員会に報告するものとする。
- 4 前3項に規定するもののほか、苦情の解決に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(保護者との連携)

第12条 指定管理者は、利用者の指導に関しその保護者との連携を保つため必要に応じ保護者会を開催することができる。

(補則)

第13条 この規則で定めるもののほか、就労支援施設の管理運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この規則による改正後の伊勢市心身障害者授産施設条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定に基づく利用の承認の申請その他の手続は、この条例の施行の日前においても、改正後の規則の規定の例により行うことができる。

様式第1号(第4条関係)

伊勢市障がい者就労支援施設利用申請書

年 月 日

(あて先) 伊勢市長

住所

申請者

氏名 ㊟

(電話)

障がい者就労支援施設を利用したいので申請します。

住 所				
氏 名		男・女	生年月日	年 月 日 (歳)
利用希望施設名				
手帳の種類	身体障害者手帳	種 級 (障がい名:)		
	療育手帳	A 1 ・ A 2 ・ B 1 ・ B 2		
	精神障害者保健福祉手帳	級		
心身の状況	※(1) 常時介護を必要とする。 (2) 一部介護を必要とする。 (3) 介護を必要としない。			
通所の方法	※(1) 単独通所 (2) 保護者送迎			
	※(1) 徒歩 (2) 自転車 (3) 自家用車 (4) バス (5) 電車			
	※(3) 施設送迎希望			
保 護 者	住 所		氏 名	利用者との続柄 ()
備 考				

(注) ※印は、該当するものに○印を付けてください。

様式第2号(第4条関係)

診断書

氏名		男・女	生年月日	年 月 日	住所													
<p>1 健康一般について</p> <p>ア 伝染病疾患について 検便結果() レントゲン所見 異常 有(病名) 無</p> <p>イ 尿検査(糖 蛋白 ウロビリノーゲン 潜血 沈渣)</p> <p>ウ 血液検査(ワッセルマン反応 +・-) その他性病の有無 有(病名) 無</p> <p>エ 精神障害の有無 有(病名) 無</p> <p>オ 血圧測定(/)</p> <p>カ 既往症の有無 有 胃腸障害 心疾患 神経疾患結核 肝疾患 無 リウマチ 腎疾患 難聴 その他(病名)</p>																		
<p>上記疾患の検査結果()</p> <p>所見</p>																		
<p>2 現在の疾病について</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>病名</th> <th>発症年月日</th> <th>症状</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>								病名	発症年月日	症状	ア							
	病名	発症年月日	症状															
ア																		
イ	四肢及び運動障害の状態について																	
ウ	治療経過及び現在の治療・投薬の内容																	
<p>3 就労支援施設通所の適否について</p>																		
<p>4 就労支援施設通所の際の留意点について</p>																		
<p>上記のとおり診断します。</p> <p>年 月 日</p> <p>医療機関名</p> <p>医師名 印</p>																		

第 号
年 月 日

伊勢市障がい者就労支援施設利用承認（却下）決定通知書

様

伊勢市長 印

年 月 日付けで申請のあった障がい者就労支援施設の利用については、次のとおり承認(却下)することに決定しましたので、通知します。

氏名	
施設名	
利用開始日	年 月 日()
備考	

(利用を却下した場合)

理由

(教示)

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、伊勢市長に対して異議申立てをすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)

また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、伊勢市を被告として(訴訟において伊勢市を代表する者は伊勢市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第4号（第6条関係）

年 月 日

伊勢市障がい者就労支援施設退所届

（あて先）伊勢市長

住 所
届出者氏 名 ⑩
電 話 （ ）

次のとおり障がい者就労支援施設を退所したいので届け出ます。

利用者	住 所		生年月日	
	氏 名			男・女
施 設 名				
退 所 日	年 月 日			
退 所 の 理 由				

第 号
年 月 日

伊勢市障がい者就労支援施設利用承認取消等決定通知書

様

伊勢市長 印

年 月 日付けで承認した障がい者就労支援施設の利用については、次のとおり決定しましたので、通知します。

利用者	住所		生年月日	
	氏名			男・女
施設名				
決定の内容				

理由

(教示)

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、伊勢市長に対して異議申立てをすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)

また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、伊勢市を被告として(訴訟において伊勢市を代表する者は伊勢市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

伊勢市奨学金支給条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 23 年 3 月 29 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 9 号

伊勢市奨学金支給条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市奨学金支給条例施行規則（平成 17 年伊勢市規則第 149 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条第 1 項第 5 号中「所得証明書」を「所得を証明する書類」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市廃棄物処理センター条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成 23 年 3 月 30 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 10 号

伊勢市廃棄物処理センター条例施行規則を廃止する規則

伊勢市廃棄物処理センター条例施行規則（平成 17 年伊勢市規則第 113 号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市市営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 23 年 3 月 30 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 11 号

伊勢市市営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市市営住宅管理条例施行規則（平成 17 年伊勢市規則第 140 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 桜木団地の項中「12」を「6」に改め、同表中村団地の部昭和 47 年の項中「177 番地 1」の次に「、中之町 45 番地」を加え、同部〃の項

中

〃	中層耐火 4 階建
---	--------------

 を

〃 中村町桜が 丘 177 番地 1	中層耐火 4 階建
-----------------------	--------------

 に改め、

同表西豊浜団地の部昭和 49 年の項中「5440 番地」を「5437 番地・5440 番地」に改め、同表竹ヶ鼻第 2 団地の部昭和 55 年の項中「474 番地」を「470 番地 5」に改め、同表朝熊第 2 団地の項中「2602 番地 34」を「2602 番地 34 から 2602 番地 41 まで」に改め、同表離宮山住宅の部〃の項を削る。

別表第 2 西豊浜団地駐車場の項中「143 区画」を「148 区画」に改める。

別表第 3 西豊浜団地駐車場の項中「143 台」を「148 台」に改める。

附 則

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市福祉健康センター条例施行規則等の一部を改正する規則をここに
公布する。

平成 23 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 12 号

伊勢市福祉健康センター条例施行規則等の一部を改正する規則

(伊勢市福祉健康センター条例施行規則の一部改正)

第 1 条 伊勢市福祉健康センター条例施行規則（平成 18 年伊勢市規則第 35 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の次に次の 1 条を加える。

(選定委員会の設置)

第 1 条の 2 市長は、伊勢市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年伊勢市条例第59号)第 4 条第 1 項の規定により指定管理者の候補を選定しようとするときは、同条第 2 項の規定により伊勢市福祉施設指定管理者選定委員会(以下「選定委員会」という。)を設置する。

2 選定委員会は、指定管理者の候補を選定し、及び議会の議決をした時点をもってその職務を終了する。

3 前 2 項で定めるもののほか、選定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、伊勢市福祉施設指定管理者選定委員会規則（平成22年伊勢市規則第26号）に定めるところによる。

(伊勢市ハートプラザみその条例施行規則の一部改正)

第 2 条 伊勢市ハートプラザみその条例施行規則（平成 17 年伊勢市規則第 57 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の次に次の 1 条を加える。

(選定委員会の設置)

第 1 条の 2 市長は、伊勢市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年伊勢市条例第59号)第 4 条第 1 項の規定により指定管理者の候補を選定しようとするときは、同条第 2 項の規定により伊勢市福祉施設指定管理者選定委員会(以下「選定委員会」という。)

を設置する。

- 2 選定委員会は、指定管理者の候補を選定し、及び議会の議決をした時点をもってその職務を終了する。
- 3 前2項で定めるもののほか、選定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、伊勢市福祉施設指定管理者選定委員会規則（平成22年伊勢市規則第26号）に定めるところによる。

（伊勢市児童館条例施行規則の一部改正）

第3条 伊勢市児童館条例施行規則（平成18年伊勢市規則第37号）の一部を次のように改正する。

第1条の次に次の1条を加える。

（選定委員会の設置）

第1条の2 市長は、伊勢市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年伊勢市条例第59号)第4条第1項の規定により指定管理者の候補を選定しようとするときは、同条第2項の規定により伊勢市福祉施設指定管理者選定委員会(以下「選定委員会」という。)を設置する。

- 2 選定委員会は、指定管理者の候補を選定し、及び議会の議決をした時点をもってその職務を終了する。
- 3 前2項で定めるもののほか、選定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、伊勢市福祉施設指定管理者選定委員会規則（平成22年伊勢市規則第26号）に定めるところによる。

（伊勢市放課後児童健全育成施設条例施行規則の一部改正）

第4条 伊勢市放課後児童健全育成施設条例施行規則（平成18年伊勢市規則第38号）の一部を次のように改正する。

第1条の次に次の1条を加える。

（選定委員会の設置）

第1条の2 市長は、伊勢市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年伊勢市条例第59号)第4条第1項の規定により指定管理者の候補を選定しようとするときは、同条第2項の規定により伊勢市福祉施設指定管理者選定委員会(以下「選定委員会」という。)を設置する。

2 選定委員会は、指定管理者の候補を選定し、及び議会の議決をした時点をもってその職務を終了する。

3 前2項で定めるもののほか、選定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、伊勢市福祉施設指定管理者選定委員会規則(平成22年伊勢市規則第26号)に定めるところによる。

(伊勢市デイサービスセンター条例施行規則の一部改正)

第5条 伊勢市デイサービスセンター条例施行規則(平成18年伊勢市規則第39号)の一部を次のように改正する。

第1条の次に次の1条を加える。

(選定委員会の設置)

第1条の2 市長は、伊勢市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年伊勢市条例第59号)第4条第1項の規定により指定管理者の候補を選定しようとするときは、同条第2項の規定により伊勢市福祉施設指定管理者選定委員会(以下「選定委員会」という。)を設置する。

2 選定委員会は、指定管理者の候補を選定し、及び議会の議決をした時点をもってその職務を終了する。

3 前2項で定めるもののほか、選定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、伊勢市福祉施設指定管理者選定委員会規則(平成22年伊勢市規則第26号)に定めるところによる。

(伊勢市重度身体障害者デイサービスセンター条例施行規則の一部改正)

第6条 伊勢市重度身体障害者デイサービスセンター条例施行規則（平成18年伊勢市規則第36号）の一部を次のように改正する。

第1条の次に次の1条を加える。

（選定委員会の設置）

第1条の2 市長は、伊勢市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年伊勢市条例第59号)第4条第1項の規定により指定管理者の候補を選定しようとするときは、同条第2項の規定により伊勢市福祉施設指定管理者選定委員会(以下「選定委員会」という。)を設置する。

2 選定委員会は、指定管理者の候補を選定し、及び議会の議決をした時点をもってその職務を終了する。

3 前2項で定めるもののほか、選定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、伊勢市福祉施設指定管理者選定委員会規則（平成22年伊勢市規則第26号）に定めるところによる。

（伊勢市障がい者就労支援施設条例施行規則の一部改正）

第7条 伊勢市障がい者就労支援施設条例施行規則（平成23年伊勢市規則第 号）の一部を次のように改正する。

第1条の次に次の1条を加える。

（選定委員会の設置）

第1条の2 市長は、伊勢市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年伊勢市条例第59号)第4条第1項の規定により指定管理者の候補を選定しようとするときは、同条第2項の規定により伊勢市福祉施設指定管理者選定委員会(以下「選定委員会」という。)を設置する。

2 選定委員会は、指定管理者の候補を選定し、及び議会の議決をした時点をもってその職務を終了する。

- 3 前2項で定めるもののほか、選定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、伊勢市福祉施設指定管理者選定委員会規則（平成22年伊勢市規則第26号）に定めるところによる。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（伊勢市福祉施設指定管理者選定委員会規則の一部改正）

- 2 伊勢市福祉施設指定管理者選定委員会規則（平成22年伊勢市規則第26号）の一部を次のように改正する。

第2条を削り、第3条を第2条とし、第4条から第7条までを1条ずつ繰り上げる。

伊勢市教育委員会事務局等処務規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 23 年 3 月 29 日

伊勢市教育委員会
委員長 熊 谷 渉

伊勢市教育委員会規則第2号

伊勢市教育委員会事務局等処務規則の一部を改正する規則

伊勢市教育委員会事務局等処務規則（平成17年伊勢市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第2条の表学校教育課の項中「学事係 教職員係」を「教職員係」に改める。

第4条第1項の表教育総務課の部総務係の項第14号を同項第19号とし、同項第13号を同項第18号とし、同項第12号を同項第17号とし、同項第11号中「課」を「教育委員会事務局内（生涯学習・スポーツ課及び文化振興課を除く。）」に改め、同号を同項第16号とし、同項第10号の次に次の5号を加える。

- (11) 通学区に関する事。
- (12) 就園奨励及び就学援助に関する事。
- (13) 育英奨学に関する事。
- (14) 私学振興（幼稚園に限る。）に関する事。
- (15) 幼稚園に関する事。ただし、教育課程及び学習指導に関する事を除く。

第4条第1項の表学校教育課の部学事係の項を削り、同部指導係の項中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 就園及び就学に関する事（教育総務課の所管に係る事項を除く。）。

第4条第1項の表文化振興課の部文化振興係の項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第11号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

伊勢市立郷土資料館条例施行規則を廃止する規則を次のように定める。

平成 23 年 3 月 29 日

伊勢市教育委員会

委員長 熊 谷 渉

伊勢市教育委員会規則第 3 号

伊勢市立郷土資料館条例施行規則を廃止する規則

伊勢市立郷土資料館条例施行規則（平成 17 年伊勢市教育委員会規則第 27 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
（伊勢市教育委員会公印規則の一部改正）
- 2 伊勢市教育委員会公印規則（平成 17 年伊勢市教育委員会規則第 11 号）の一部を次のように改正する。
別表郷土資料館長印の項を削る。

伊勢市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 23 年 3 月 29 日

伊勢市教育委員会
委員長 熊 谷 渉

伊勢市教育委員会訓令第1号

伊勢市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程

伊勢市教育委員会事務決裁規程(平成17年伊勢市教育委員会訓令第1号)
の一部を次のように改正する。

第6条の表教育総務課長専決事項の項に次の1号を加える。

(9) 児童及び生徒の奨学

第6条の表学校教育課長専決事項の項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、同表文化振興課長専決事項の項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

伊勢市立小中学校共同実施組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 23 年 3 月 29 日

伊勢市教育委員会
委員長 熊 谷 渉

伊勢市教育委員会訓令第2号

伊勢市立小中学校共同実施組織規程の一部を改正する規程

伊勢市立小中学校共同実施組織規程（平成18年伊勢市教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1第1グループの項学校名の欄を次のように改める。

厚生小学校 宮山小学校 神社小学校 大湊小学校 浜郷小学校 御菌小学校 厚生中学校 港中学校 御菌中学校

別表第1第3グループの項及び第4グループの項を次のように改める。

第3グループ	豊浜東小学校 豊浜西小学校 北浜小学校 東大淀小学校 小俣小学校 明野小学校 豊浜中学校 北浜中学校 小俣中学校
第4グループ	有緝小学校 明倫小学校 進修小学校 修道小学校 四郷小学校 二見小学校 今一色小学校 倉田山中学校 五十鈴中学校 二見中学校

別表第1第5グループの項を削る。

別表第3 1の項中「身分及び給与」を「給与」に改め、同表中4の項及び5の項を削り、6の項を4の項とし、7の項から11の項までを2項ずつ繰り上げる。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

伊勢市水洗便所等改造資金助成に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 23 年 3 月 29 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市上下水道事業管理規程第1号

伊勢市水洗便所等改造資金助成に関する規程の一部を改正する規程

伊勢市水洗便所等改造資金助成に関する規程（平成17年上下水道事業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「1.5」を「2.0」に改め、「、または市民税非課税世帯に属する者」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 改正後の伊勢市水洗便所等改造資金助成に関する規程第3条の規定は、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後の申請に係る助成金の交付について適用し、施行日前の申請に係る助成金の交付については、なお従前の例による。

伊勢市上水道給水条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 23 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

上下水道事業管理規程第 2 号

伊勢市上水道給水条例施行規程の一部を改正する規程

伊勢市上水道給水条例施行規程（平成 17 年上下水道事業管理規程第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条の見出し中「工事概算額」を「加入金、工事概算額」に改め、同条中「条例第 13 条」を「条例第 8 条に規定する加入金、条例第 13 条」に改める。

第 17 条の次に次の 1 条を加える。

（加入金の減免）

第 17 条の 2 条例第 9 条に規定する加入金の減免は、加入金減免申請書（別記様式）（以下「申請書」という。）を管理者に提出したものに限り、次の各号の規定に基づき行うものとする。

- (1) 工事期間が限定される公共工事に伴い、工事施行業者等が工事現場事務所に給水装置を新設する場合において、当該工事施行業者等から申請書の届出があったときに限り加入金を減免することができる。
- (2) 工事期間が限定される公共工事に伴う工事作業施設の設置により井戸が枯渇する等住民生活に支障が想定される場合において、当該住民等から申請書の届出があったときに限り加入金を減免することができる。
- (3) 管理者が公益上その他特別の理由があると認めるときは、減免することができる。

附則の次に次の 1 様式を加える。

別記様式（第 17 条の 2 関係）

加入金減免申請書

年 月 日

（あて先）伊勢市長

申請者

住所又は所在地

氏名又は名称

⑨

伊勢市上水道の給水申込みをするについて、加入金を減免されるよう、
必要書類を添えて申請します。

記

- 1 装置場所
- 2 減免理由
- 3 必要書類 位置図、平面図等

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

市立伊勢総合病院看護職員就職準備資金交付規程の一部を改正する規程
を次のように定める。

平成23年3月31日

伊勢市病院事業管理者 間島 雄一

伊勢市病院事業管理規程第 1 号

市立伊勢総合病院看護職員就職準備資金交付規程の一部を改正する
規程

市立伊勢総合病院看護職員就職準備資金交付規程（平成22年病院事業管理規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「第 20 条第 1 号、第 21 条第 1 号若しくは第 22 条第 1 号に規定する文部科学大臣が指定した学校又は法第 20 条第 2 号若しくは第 21 条第 2 号に規定する厚生労働大臣が指定した助産師養成所若しくは看護師養成所」を「第 20 条第 1 号若しくは第 21 条第 2 号に規定する文部科学大臣が指定した学校、法第 21 条第 1 号に規定する文部科学大臣が指定した大学又は法第 20 条第 2 号に規定する厚生労働大臣が指定した助産師養成所若しくは第 21 条第 3 号に規定する厚生労働大臣が指定した看護師養成所」に、「勤務しようとする者とする。」を「勤務しようとする者（ただし、在学中に市立伊勢総合病院看護職員奨学金の貸与に関する条例（平成 22 年伊勢市条例第 29 号）第 6 条に規定する奨学生の決定を受け、かつ、奨学金の貸与を受けた者を除く。）とする。」に改める。

第 9 条に次の 1 項を加える。

- 2 前項に定める返還の請求の基準については、次の表に定めるとおりとする。

看護職員として引き続き て在職した期間	請求割合
6 箇月未満	1
6 箇月以上 1 年未満	100 分の 75

1年以上1年6箇月未満	100分の50
1年6箇月以上2年未満	100分の25
2年以上	0

第11条を削り、第12条を第11条とし、第13条を第12条とする。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

伊勢市病院事業管理者の職務代理に関する規程の一部を改正する規程を
次のように定める。

平成23年3月31日

伊勢市病院事業管理者 間島 雄一

伊勢市病院事業管理規程第 2 号

伊勢市病院事業管理者の職務代理に関する規程の一部を改正する規程

伊勢市病院事業管理者の職務代理に関する規程（平成17年病院事業管理規程第 3 号）の一部を次のように改正する。

本則中「藤本昌雄」を「ただし、その者が 2 人以上あるときは、管理者があらかじめ別に定める順序による。」に改め、「副院長 村松 拓巳」を「事務部長」に改める。

附 則

この規程は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成23年3月31日

伊勢市病院事業管理者 間島 雄一

伊勢市病院事業管理規程第3号

伊勢市病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

伊勢市病院企業職員の給与に関する規程（平成17年病院事業管理規程第16号）の一部を次のように改正する。

附則の次に次の1項を加える。

- 3 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間において、第9条第1項の規定の適用については、同項中「100分の4」とあるのは、「0」とする。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

伊勢市病院企業職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成23年 3 月31日

伊勢市病院事業管理者 間島 雄一

伊勢市病院事業管理規程第4号

伊勢市病院企業職員就業規程の一部を改正する規程

伊勢市病院企業職員就業規程（平成17年伊勢市病院事業管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

別表事務部の部2の項中「午前8時45分から午後5時30分まで」を「午前9時15分から午後6時」に改める。

別表人間ドック又は脳ドックに従事する職員の部中

日勤

午前8時30分から午後5時15分まで	1時間とし、その時限は業務の実情に応じて所属長が定める。
--------------------	------------------------------

を

日勤	午前8時30分から午後5時15分まで
早番	午前8時から午後4時45分まで

1時間とし、その時限は業務の実情に応じて所属長が定める。
1時間とし、その時限は業務の実情に応じて所属長が定める。

に改める。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

市立伊勢総合病院事務分掌規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成23年3月31日

伊勢市病院事業管理者 間島 雄一

伊勢市病院事業管理規程第5号

市立伊勢総合病院事務分掌規程の一部を改正する規程

市立伊勢総合病院事務分掌規程（平成17年病院事業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第29条第2項中「及び」を「、」に改め、「看護部職員」の次に「及び事務部職員」を加える。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

市立伊勢総合病院当直規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成23年 3 月31日

伊勢市病院事業管理者 間島 雄一

伊勢市病院事業管理規程第6号

市立伊勢総合病院当直規程の一部を改正する規程

市立伊勢総合病院当直規程（平成17年病院事業管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号の次に次のように加える。

(4) 事務部職員のうち一般事務員、医療相談員及び診療情報管理士

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

伊勢市告示第 29 号

市道の路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条の規定により、次のように市道の路線を認定しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において一般の縦覧に供します。

平成 23 年 3 月 17 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路 線 名	起 点	重要な 経過地	備考
	終 点		
楠部 22-19 号線	楠部町字墓ノ谷 148 番 9 地先		
	楠部町字墓ノ谷 148 番 5 地先		
磯小俣 22-20 号線	磯町字コウ田 1833 番 3 地先		
	磯町字コウ田 1833 番 3 地先		
磯小俣 22-21 号線	小俣町元町 1335 番 1 地先		
	小俣町元町 1335 番 5 地先		
船江 3 丁目 22-22 号線	船江 3 丁目 1766 番 5 地先		
	船江 3 丁目 413 番 1 地先		
船江 3 丁目 22-23 号線	船江 3 丁目 1764 番 8 地先		
	船江 3 丁目 1764 番 6 地先		
船江 3 丁目 22-24 号線	船江 3 丁目 1761 番 9 地先		
	船江 3 丁目 1761 番 4 地先		

船江 3 丁目 22-25 号線	船江 3 丁目 1752 番 8 地先		
	船江 3 丁目 1752 番 4 地先		
河崎 3 丁目 22-26 号線	河崎 3 丁目 877 番 5 地先		
	河崎 3 丁目 868 番地先		
河崎 3 丁目 22-27 号線	河崎 3 丁目 880 番 3 地先		
	河崎 3 丁目 898 番 1 地先		
河崎 3 丁目 22-28 号線	河崎 3 丁目 881 番 6 地先		
	河崎 3 丁目 771 番 3 地先		
小俣町本町 22-29 号線	小俣町本町 341 番 89 地先		
	小俣町本町 341 番 76 地先		
小俣町本町 22-30 号線	小俣町本町 341 番 1 地先		
	小俣町本町 341 番 55 地先		
小俣町本町 22-31 号線	小俣町本町 341 番 1 地先		
	小俣町本町 3403 番地先		
小俣町本町 22-32 号線	小俣町本町 341 番 55 地先		
	小俣町本町 3420 番地先		
小俣町本町 22-33 号線	小俣町本町 341 番 55 地先		
	小俣町本町 3420 番 1 地先		
小俣町本町 22-34 号線	小俣町本町 341 番 55 地先		
	小俣町本町 3420 番 1 地先		
小俣町本町 22-35 号線	小俣町本町 341 番 55 地先		
	小俣町本町 3420 番 1 地先		
宇治浦田 22-36 号線	宇治浦田 3 丁目 673 番 1 地先		
	宇治浦田 3 丁目 669 番 135 地先		
宇治浦田 22-37 号線	宇治浦田 3 丁目 669 番 262 地先		
	宇治浦田 3 丁目 669 番 11 地先		

宇治浦田 22-38 号線	宇治浦田 3 丁目 674 番 17 地先		
	宇治浦田 3 丁目 669 番 158 地先		
宇治浦田 22-39 号線	宇治浦田 3 丁目 669 番 248 地先		
	宇治浦田 3 丁目 669 番 244 地先		
宇治浦田 22-40 号線	宇治浦田 3 丁目 674 番 166 地先		
	宇治浦田 3 丁目 669 番 229 地先		
宇治浦田 22-41 号線	宇治浦田 3 丁目 669 番 224 地先		
	宇治浦田 3 丁目 669 番 221 地先		
宇治浦田 22-42 号線	宇治浦田 3 丁目 681 番 74 地先		
	宇治浦田 3 丁目 669 番 212 地先		
宇治浦田 22-43 号線	宇治浦田 3 丁目 669 番 159 地先		
	宇治浦田 3 丁目 669 番 181 地先		
宇治浦田 22-44 号線	宇治浦田 3 丁目 669 番 134 地先		
	宇治浦田 3 丁目 669 番 143 地先		
宇治浦田 22-45 号線	宇治浦田 3 丁目 773 番 12 地先		
	宇治浦田 3 丁目 4 番 25 地先		
宇治浦田 22-46 号線	宇治浦田 3 丁目 669 番 122 地先		
	宇治浦田 3 丁目 18 番 7 地先		
宇治浦田 22-47 号線	宇治浦田 3 丁目 773 番 18 地先		
	宇治浦田 3 丁目 773 番 22 地先		
宇治浦田 22-48 号線	宇治浦田 3 丁目 773 番 25 地先		
	宇治浦田 3 丁目 669 番 136 地先		
宇治浦田 22-49 号線	宇治浦田 3 丁目 773 番 47 地先		
	宇治浦田 3 丁目 18 番 18 地先		
宇治浦田 22-50 号線	宇治浦田 3 丁目 773 番 59 地先		
	宇治浦田 3 丁目 18 番 27 地先		

宇治浦田 22-51 号線	宇治浦田 3 丁目 669 番 182 地先		
	宇治浦田 3 丁目 4 番 26 地先		
宇治浦田 22-52 号線	宇治浦田 3 丁目 669 番 196 地先		
	宇治浦田 3 丁目 4 番 70 地先		
宇治浦田 22-53 号線	宇治浦田 3 丁目 4 番 81 地先		
	宇治浦田 3 丁目 4 番 72 地先		
五十鈴ヶ丘 22-54 号線	中村町字桶子 325 番 201 地先		
	中村町字扶持部 302 番 126 地先		
神社馬瀬 22-55 号線	馬瀬町字馬瀬新田 1205 番 35 地先		
	馬瀬町字馬瀬新田 1205 番 32 地先		

伊勢市告示第 30 号

道路の区域の決定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように

道路の区域を決定しました。

平成 23 年 3 月 17 日

伊勢市長 鈴木 健 一

道路の種類	路 線 名	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
市 道	楠部22-19号線	4.0～10.0	122
市 道	磯小俣22-20号線	6.0	62
市 道	磯小俣22-21号線	6.0	70
市 道	船江 3 丁目22-22号線	5.0～6.0	240
市 道	船江 3 丁目22-23号線	4.0～6.0	32
市 道	船江 3 丁目22-24号線	6.0	38
市 道	船江 3 丁目22-25号線	6.0	43
市 道	河崎 3 丁目22-26号線	5.0～6.0	272

市道	河崎3丁目22-27号線	5.0~6.0	82
市道	河崎3丁目22-28号線	6.0~10.0	94
市道	小俣町本町22-29号線	6.0~12.0	425
市道	小俣町本町22-30号線	6.0~12.0	204
市道	小俣町本町22-31号線	6.0~12.0	97
市道	小俣町本町22-32号線	6.0~12.0	53
市道	小俣町本町22-33号線	6.0~12.0	98
市道	小俣町本町22-34号線	6.0~12.0	110
市道	小俣町本町22-35号線	6.0~12.0	120
市道	宇治浦田22-36号線	4.0~10.0	510
市道	宇治浦田22-37号線	5.0~9.0	57
市道	宇治浦田22-38号線	6.0~10.0	250
市道	宇治浦田22-39号線	5.0~9.0	76
市道	宇治浦田22-40号線	5.0~9.0	70
市道	宇治浦田22-41号線	5.0~9.0	64
市道	宇治浦田22-42号線	6.0~10.0	136
市道	宇治浦田22-43号線	5.0~9.0	132

市道	宇治浦田22-44号線	6.0～10.0	127
市道	宇治浦田22-45号線	5.0～12.0	370
市道	宇治浦田22-46号線	6.0～12.0	126
市道	宇治浦田22-47号線	6.0～10.0	70
市道	宇治浦田22-48号線	6.0～10.0	90
市道	宇治浦田22-49号線	6.0～10.0	170
市道	宇治浦田22-50号線	6.0～10.0	145
市道	宇治浦田22-51号線	6.0～12.0	86
市道	宇治浦田22-52号線	5.0～10.0	72
市道	宇治浦田22-53号線	5.0～10.0	61
市道	五十鈴ヶ丘22-54号線	4.0～6.0	188
市道	神社馬瀬22-55号線	5.0～12.0	90

区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持課

縦覧する期間 告示の日から2週間

伊勢市告示第 31 号

道路の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のように

道路の供用を開始します。

平成 23 年 3 月 17 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
楠部22-19号線	楠部町字墓ノ谷 148 番 9 地先から 楠部町字墓ノ谷 148 番 5 地先まで
磯小俣22-20号線	磯町字コウ田 1833 番 3 地先から 磯町字コウ田 1833 番 3 地先まで
磯小俣22-21号線	小俣町元町 1335 番 1 地先から 小俣町元町 1335 番 5 地先まで
船江 3 丁目22-22号線	船江 3 丁目 1766 番 5 地先から 船江 3 丁目 413 番 1 地先まで
船江 3 丁目22-23号線	船江 3 丁目 1764 番 8 地先から 船江 3 丁目 1764 番 6 地先まで
船江 3 丁目22-24号線	船江 3 丁目 1761 番 9 地先から 船江 3 丁目 1761 番 4 地先まで
船江 3 丁目22-25号線	船江 3 丁目 1752 番 8 地先から 船江 3 丁目 1752 番 4 地先まで

河崎 3 丁目22-26号線	河崎 3 丁目 877 番 5 地先から 河崎 3 丁目 868 番地先まで
河崎 3 丁目22-27号線	河崎 3 丁目 880 番 3 地先から 河崎 3 丁目 898 番 1 地先まで
河崎 3 丁目22-28号線	河崎 3 丁目 881 番 6 地先から 河崎 3 丁目 771 番 3 地先まで
小俣町本町22-29号線	小俣町本町 341 番 89 地先から 小俣町本町 341 番 76 地先まで
小俣町本町22-30号線	小俣町本町 341 番 1 地先から 小俣町本町 341 番 55 地先まで
小俣町本町22-31号線	小俣町本町 341 番 1 地先から 小俣町本町 3403 番地先まで
小俣町本町22-32号線	小俣町本町 341 番 55 地先から 小俣町本町 3420 番地先まで
小俣町本町22-33号線	小俣町本町 341 番 55 地先から 小俣町本町 3420 番 1 地先まで
小俣町本町22-34号線	小俣町本町 341 番 55 地先から 小俣町本町 3420 番 1 地先まで
小俣町本町22-35号線	小俣町本町 341 番 55 地先から 小俣町本町 3420 番 1 地先まで
宇治浦田22-36号線	宇治浦田 3 丁目 673 番 1 地先から 宇治浦田 3 丁目 669 番 135 地先まで
宇治浦田22-37号線	宇治浦田 3 丁目 669 番 262 地先から 宇治浦田 3 丁目 669 番 11 地先まで
宇治浦田22-38号線	宇治浦田 3 丁目 674 番 17 地先から 宇治浦田 3 丁目 669 番 158 地先まで
宇治浦田22-39号線	宇治浦田 3 丁目 669 番 248 地先から 宇治浦田 3 丁目 669 番 244 地先まで

宇治浦田22-40号線	宇治浦田 3 丁目 674 番 166 地先から 宇治浦田 3 丁目 669 番 229 地先まで
宇治浦田22-41号線	宇治浦田 3 丁目 669 番 224 地先から 宇治浦田 3 丁目 669 番 221 地先まで
宇治浦田22-42号線	宇治浦田 3 丁目 681 番 74 地先から 宇治浦田 3 丁目 669 番 212 地先まで
宇治浦田22-43号線	宇治浦田 3 丁目 669 番 159 地先から 宇治浦田 3 丁目 669 番 181 地先まで
宇治浦田22-44号線	宇治浦田 3 丁目 669 番 134 地先から 宇治浦田 3 丁目 669 番 143 地先まで
宇治浦田22-45号線	宇治浦田 3 丁目 773 番 12 地先から 宇治浦田 3 丁目 4 番 25 地先まで
宇治浦田22-46号線	宇治浦田 3 丁目 669 番 122 地先から 宇治浦田 3 丁目 18 番 7 地先まで
宇治浦田22-47号線	宇治浦田 3 丁目 773 番 18 地先から 宇治浦田 3 丁目 773 番 22 地先まで
宇治浦田22-48号線	宇治浦田 3 丁目 773 番 25 地先から 宇治浦田 3 丁目 669 番 136 地先まで
宇治浦田22-49号線	宇治浦田 3 丁目 773 番 47 地先から 宇治浦田 3 丁目 18 番 18 地先まで
宇治浦田22-50号線	宇治浦田 3 丁目 773 番 59 地先から 宇治浦田 3 丁目 18 番 27 地先まで
宇治浦田22-51号線	宇治浦田 3 丁目 669 番 182 地先から 宇治浦田 3 丁目 4 番 26 地先まで
宇治浦田22-52号線	宇治浦田 3 丁目 669 番 196 地先から 宇治浦田 3 丁目 4 番 70 地先まで
宇治浦田22-53号線	宇治浦田 3 丁目 4 番 81 地先から 宇治浦田 3 丁目 4 番 72 地先まで

五十鈴ヶ丘22-54号線	中村町字桶子 325 番 201 地先から 中村町字扶持部 302 番 126 地先まで
神社馬瀬22-55号線	馬瀬町字馬瀬新田 1205 番 35 地先から 馬瀬町字馬瀬新田 1205 番 32 地先まで

供用開始の期日 平成 23 年 3 月 17 日

供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持課

縦覧する期間 告示の日から 2 週間

伊勢市告示第 32 号

伊勢市岡本町財産区議会を次のとおり招集します。

平成 23 年 3 月 18 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 招集の日時 平成 23 年 3 月 25 日（金）午後 5 時
- 2 招集の場所 伊勢市岡本 2 丁目 2 番 30 号
伊勢市岡本町財産区岡本会館 2 階小会議室
- 3 付議すべき事件
議案第 1 号 平成 23 年度伊勢市岡本町財産区予算
議案第 2 号 平成 22 年度伊勢市岡本町財産区補正予算（第 1 号）
- 4 その他
閉会後に全員協議会を開催し、伊勢市岡本町財産区が売払いをした土地に係る境界等について報告します。

伊勢市告示第 33 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、鹿海町自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

平成 23 年 3 月 24 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 代表者の氏名及び住所

変更前 奥 野 美 男

伊勢市鹿海町 1249 番地 3

変更後 藪 谷 茂

伊勢市鹿海町 320 番地

伊勢市告示第 34 号

道路の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のように道路の供用を開始します。

平成 23 年 3 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
西 36 号線	伊勢市二見町西字野中 1035 番 25 地先から 伊勢市二見町西字野中 1035 番 38 地先まで
西 37 号線	伊勢市二見町今一色字下野中 238 番 7 地先から 伊勢市二見町字野中 1035 番 33 地先まで

供用開始の期日 平成 23 年 3 月 25 日

供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持課

縦覧する期日 告示の日から 2 週間

伊勢市告示第 35 号

道路の区域の決定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように道路の区域を決定しました。

平成 23 年 3 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

道路の種類	路 線 名	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
市 道	津村 16- 1 号線	7. 0～19. 0	460

区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持課

縦覧する期間 告示の日から 2 週間

伊勢市告示第 36 号

道路の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のように道路の供用を開始します。

平成 23 年 3 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
津村 16-1 号線	伊勢市津村町字里浦 1657 番 4 地先から 伊勢市円座町字橋尻 1045 番 4 地先まで

供用開始の期日 平成 23 年 3 月 25 日

供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持課

縦覧する期日 告示の日から 2 週間

伊勢市告示第 37 号

市道の路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条の規定により、次のように市道の路線を認定しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において一般の縦覧に供します。

平成 23 年 3 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路線名	起 点	重要な 経過地	備考
	終 点		
日赤神田線	御菌町高向字下千田 519 番 1 地内		
	船江 2 丁目 2158 番地先		
檜原堤線	東豊浜町字浦ノ山 2974 番 115 地先		
	御菌町上條字横枕 1163 番 1 地先		

伊勢市告示第 38 号

道路の区域の決定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように道路の区域を決定しました。

平成 23 年 3 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

道路の種類	路 線 名	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
市 道	日赤神田線	8.0～28.6	1,713.6
市 道	檜原堤線	3.7～16.7	1,876.6

区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持課

縦覧する期間 告示の日から 2 週間

伊勢市告示第 39 号

道路の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のように道路の供用を開始します。

平成 23 年 3 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
日赤神田線	御菌町高向字下千田 519 番 1 地内から 船江 2 丁目 2158 番地先まで
檜原堤線	東豊浜町字浦ノ山 2974 番 115 地先から 御菌町上條字横枕 1163 番 1 地先まで

供用開始の期日 平成 23 年 3 月 25 日

供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持課

縦覧する期日 告示の日から 2 週間

伊勢市告示第 40 号

市道の路線の廃止について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 1 項の規定により、次のように市道の路線を廃止しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において一般の縦覧に供します。

平成 23 年 3 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路線名	起 点	重要な 経過地	備考
	終 点		
日赤神田線	大世古 4 丁目地内		
	船江 2 丁目地内		
檜原堤線	土路磯線		
	東豊浜町と御菌町上條との境界		

伊勢市告示第 41 号

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 416 条第 1 項の規定により、平成 23 年度分の土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を次のとおり関係者の縦覧に供します。

平成 23 年 3 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 縦覧期間

平成 23 年 4 月 1 日（金）から 5 月 2 日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）のそれぞれ午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。ただし、月曜日は、午前 8 時 30 分から午後 7 時まで。

2 縦覧場所

伊勢市総務部課税課

伊勢市告示第 42 号

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 411 条第 1 項の規定により、平成 23 年度分の固定資産の価格等を固定資産課税台帳に登録しましたので、同条第 2 項の規定により、告示します。

平成 23 年 3 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市告示第 43 号

平成 23 年 3 月 17 日開議の市議会定例会で議決を経た平成 23 年度予算及

び平成 22 年度補正予算の要領は、次のとおりです。

平成 23 年 3 月 29 日

伊勢市長 鈴木 健 一

平成 2 3 年度 伊勢市一般会計予算

平成 2 3 年度 伊勢市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4 4, 0 7 8, 2 1 5 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、4, 0 0 0, 0 0 0 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 市 税		15,850,000
	1 市民税	6,660,768
	2 固定資産税	6,906,059
	3 軽自動車税	259,000
	4 市たばこ税	580,172
	5 特別土地保有税	1
	6 入湯税	6,000
	7 都市計画税	1,438,000
2 地方譲与税		350,001
	1 地方揮発油譲与税	100,000
	2 自動車重量譲与税	250,000
	3 地方道路譲与税	1
3 利子割交付金		40,000
	1 利子割交付金	40,000
4 配当割交付金		20,000
	1 配当割交付金	20,000
5 株式等譲渡所得割交付金		5,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	5,000
6 地方消費税交付金		1,180,000
	1 地方消費税交付金	1,180,000
7 ゴルフ場利用税交付金		15,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	15,000
8 自動車取得税交付金		110,001
	1 自動車取得税交付金	110,001
9 国有提供施設等所在市町村助成交付金		50,000
	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	50,000
10 地方特例交付金		220,000
	1 地方特例交付金	220,000
11 地方交付税		9,300,000
	1 地方交付税	9,300,000

(単位：千円)

款	項	金額
12 交通安全対策特別交付金		21,000
	1 交通安全対策特別交付金	21,000
13 分担金及び負担金		1,028,778
	1 負担金	1,028,778
14 使用料及び手数料		355,967
	1 使用料	295,394
	2 手数料	60,573
15 国庫支出金		5,893,094
	1 国庫負担金	5,036,355
	2 国庫補助金	812,398
	3 委託金	44,341
16 県支出金		2,740,342
	1 県負担金	1,322,617
	2 県補助金	1,167,053
	3 委託金	250,672
17 財産収入		56,351
	1 財産運用収入	31,270
	2 財産売却収入	25,081
18 寄附金		24,275
	1 寄附金	24,275
19 繰入金		1,409,576
	1 基金繰入金	1,409,576
20 繰越金		50,000
	1 繰越金	50,000
21 諸収入		505,930
	1 延滞金、加算金及び過料	5,000
	2 市預金利子	1,000
	3 貸付金元利収入	28,057
	4 受託事業収入	394
	5 雑入	471,479
22 市債		4,852,900

(単位：千円)

款	項	金額
	1 市 債	4,852,900
歳 入	合 計	44,078,215

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 議会費		408,156
	1 議会費	408,156
2 総務費		4,685,157
	1 総務管理費	3,830,795
	2 徴税費	447,726
	3 戸籍住民基本台帳費	262,522
	4 選挙費	90,925
	5 統計調査費	22,228
	6 監査委員費	30,961
3 民生費		16,174,226
	1 社会福祉費	3,481,492
	2 老人福祉費	3,512,944
	3 児童福祉費	6,763,808
	4 生活保護費	2,322,480
	5 人権政策費	78,592
	6 国民年金事務費	14,910
4 衛生費		4,500,834
	1 保健衛生費	2,707,948
	2 清掃費	1,792,886
5 労働費		189,855
	1 労働諸費	189,855
6 農林水産業費		1,043,036
	1 農業費	933,213
	2 林業費	33,737
	3 水産業費	76,086
7 商工費		198,157
	1 商工費	198,157
8 観光費		311,447
	1 観光費	311,447
9 土木費		5,468,058
	1 土木管理費	197,848

(単位：千円)

款	項	金額
	2 道路橋梁費	1,034,690
	3 河川費	568,356
	4 港湾海岸費	20,910
	5 都市計画費	3,450,710
	6 住宅費	195,544
10 消防費		2,373,222
	1 消防費	2,373,222
11 教育費		3,329,252
	1 教育総務費	809,730
	2 小学校費	526,680
	3 中学校費	331,733
	4 幼稚園費	184,768
	5 社会教育費	522,414
	6 保健体育費	953,927
12 災害復旧費		39
	1 農林水産業施設災害復旧費	9
	2 公共土木施設災害復旧費	18
	3 文教施設災害復旧費	9
	4 その他公共施設・公用施設災害復旧費	3
13 公債費		5,346,774
	1 公債費	5,346,774
14 諸支出金		2
	1 普通財産取得費	2
15 予備費		50,000
	1 予備費	50,000
歳 出	合 計	44,078,215

第 2 表

債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
伊勢市土地開発公社の事業 運営資金に対する損失補償	自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日	2,000,000 千円 伊勢市土地開発公社が、その事業運営資金として借入れた元金及び年5.0%以内の利子の額
インターネットシステム 更新業務委託	自 平成23年 4月 1日 至 平成25年 3月31日	50,000 千円
行政情報系ネットワーク システム更新業務委託	自 平成23年 4月 1日 至 平成25年 3月31日	100,000 千円
全米桜フェスティバル 親善訪問事業	自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日	557千円
コンビニエンスストア 収納代行業務委託 (平成23年度債務負担行為)	自 平成23年 4月 1日 至 平成27年 3月31日	14,792千円
戸籍システム更新業務委託	自 平成23年 4月 1日 至 平成25年 3月31日	130,000 千円
共同調理場生ごみ資 源化・減量化運営経費	自 平成23年 4月 1日 至 平成27年 3月31日	31,000千円

第 3 表

地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額 (千円)	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
市 町 村 合 併 特 例 事 業 債	1,783,200	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる政 府資金及び地方公 共団体金融機構資 金について、利率の 見直しを行った後 においては当該見直 後の利率)	政府資金・特定資 金、地方公共団体 金融機構資金につ いてはその融通条 件により、銀行そ 他の場合にはその 債権者との協定に よるものとする。 ただし、市財政の 都合により据置期 間及び償還期限を 短縮し、又は繰上 償還もしくは低利 に借換えすること ができる。
水道事業出資債	277,900			
農道・農業用排水路 整備事業債	27,000			
ため池整備事業債	25,200			
ふるさと農道 整備事業債	75,600			
海岸整備事業債	1,700			
防衛施設周辺 整備事業債	48,500			
河川等整備事業債	90,900			
公営住宅整備事業債	14,000			
消防設備整備事業債	8,900			
臨時財政対策債	2,500,000			

平成23年度 伊勢市国民健康保険特別会計予算

平成23年度 伊勢市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 13,581,534千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,500,000千円と定める。

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 国民健康保険料		3,222,372
	1 国民健康保険料	3,222,372
2 国民健康保険税		1,545
	1 国民健康保険税	1,545
3 国庫支出金		2,988,854
	1 国庫負担金	2,297,556
	2 国庫補助金	691,298
4 療養給付費等交付金		289,276
	1 療養給付費等交付金	289,276
5 前期高齢者交付金		4,132,440
	1 前期高齢者交付金	4,132,440
6 県支出金		550,972
	1 県負担金	98,155
	2 県補助金	452,817
7 共同事業交付金		1,457,364
	1 共同事業交付金	1,457,364
8 財産収入		400
	1 財産運用収入	400
9 繰入金		918,569
	1 他会計繰入金	818,569
	2 基金繰入金	100,000
10 繰越金		1
	1 繰越金	1
11 諸収入		19,741
	1 延滞金、加算金及び過料	4,560
	2 預金利子	10
	3 雑入	15,171
歳入合計		13,581,534

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		246,470
	1 総務管理費	216,842
	2 賦課徴収費	28,597
	3 運営協議会費	409
	4 趣旨普及費	622
2 保険給付費		9,261,424
	1 療養諸費	8,248,704
	2 高額療養費	933,600
	3 移送費	400
	4 出産育児諸費	65,520
	5 葬祭諸費	13,200
3 後期高齢者支援金等		1,534,877
	1 後期高齢者支援金等	1,534,877
4 前期高齢者納付金等		4,467
	1 前期高齢者納付金等	4,467
5 老人保健拠出金		104
	1 老人保健拠出金	104
6 介護納付金		696,642
	1 介護納付金	696,642
7 共同事業拠出金		1,498,327
	1 共同事業拠出金	1,498,327
8 保健事業費		211,883
	1 特定健康診査等事業費	185,008
	2 保健事業費	26,875
9 公債費		16,039
	1 公債費	500
	2 広域化等支援基金償還金	15,539
10 諸支出金		11,301
	1 償還金及び還付加算金	10,901
	2 基金積立金	400
11 予備費		100,000

(単位：千円)

款	項	金額
	1 予備費	100,000
歳出	合計	13,581,534

平成 23 年度 伊勢市後期高齢者医療特別会計予算

平成 23 年度 伊勢市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2,300,986 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000 千円と定める。

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		962,660
	1 後期高齢者医療保険料	962,660
2 繰入金		1,335,705
	1 一般会計繰入金	1,335,705
3 繰越金		10
	1 繰越金	10
4 諸収入		2,611
	1 延滞金、加算金及び過料	1
	2 雑入	2,610
歳入合計		2,300,986

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		58,726
	1 総務管理費	54,512
	2 徴収費	4,214
2 後期高齢者医療広域連合納付金		2,238,672
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	2,238,672
3 公債費		68
	1 公債費	68
4 諸支出金		2,520
	1 償還金及び還付加算金	2,520
5 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		2,300,986

平成23年度 伊勢市介護保険特別会計予算

平成23年度 伊勢市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10,427,968千円、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ43,275千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、保険事業勘定で600,000千円、介護サービス事業勘定で10,000千円と定める。

第 1 表 歳入歳出予算 保険事業勘定

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 保険料		1,735,836
	1 介護保険料	1,735,836
2 国庫支出金		2,787,878
	1 国庫負担金	2,234,595
	2 国庫補助金	553,283
3 支払基金交付金		2,998,639
	1 支払基金交付金	2,998,639
4 県支出金		1,278,792
	1 県負担金	1,246,456
	2 県補助金	32,336
5 財産収入		1,100
	1 財産運用収入	1,100
6 繰入金		1,625,718
	1 一般会計繰入金	1,558,567
	2 基金繰入金	67,151
7 繰越金		1
	1 繰越金	1
8 諸収入		4
	1 延滞金、加算金及び過料	1
	2 預金利子	1
	3 雑入	2
歳入合計		10,427,968

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		277,978
	1 総務管理費	136,695
	2 徴収費	25,147
	3 介護認定諸費	116,136
2 保険給付費		9,971,654
	1 介護サービス等諸費	9,971,654
3 地域支援事業費		173,335
	1 地域支援事業費	173,335
4 基金積立金		1,100
	1 基金積立金	1,100
5 公債費		400
	1 公債費	400
6 諸支出金		2,501
	1 償還金及び還付加算金	2,501
7 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		10,427,968

第 2 表

債務負担補行為 保険事業勘定

事 項	期 間	限 度 額 (千円)
地域包括支援センター運営事業	自 平成24年度 至 平成25年度	102,000

第 1 表 歳入歳出予算 介護サービス事業勘定

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 サービス費収入		10,742
	1 介護予防給付費収入	10,742
2 繰入金		32,522
	1 一般会計繰入金	32,522
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		10
	1 雑入	10
歳入合計		43,275

平成23年度 伊勢市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

平成23年度 伊勢市の住宅新築資金等貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 20,525千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 事業収入		10,508
	1 事業収入	10,508
2 県支出金		1,519
	1 県補助金	1,519
3 繰入金		8,397
	1 一般会計繰入金	8,397
4 繰越金		100
	1 繰越金	100
5 諸収入		1
	1 雑入	1
歳入合計		20,525

平成23年度 伊勢市農業集落排水事業特別会計予算

平成23年度 伊勢市の農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ68,314千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		451
	1 分担金	451
2 使用料及び手数料		26,496
	1 使用料	26,496
3 繰入金		41,366
	1 他会計繰入金	41,366
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
歳入合計		68,314

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 農業集落排水事業費		50,584
	1 総務費	5,607
	2 維持管理費	44,977
2 公債費		17,730
	1 公債費	17,730
歳 出 合 計		68,314

平成23年度 伊勢市観光交通対策特別会計予算

平成23年度 伊勢市の観光交通対策特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 459,807千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 事業収入		10,000
	1 事業収入	10,000
2 繰入金		449,807
	1 一般会計繰入金	449,807
歳入合計		459,807

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 観光交通対策事業費		459,807
	1 管理費	21,657
	2 事業費	438,150
歳 出	合 計	459,807

平成23年度 伊勢市土地取得特別会計予算

平成23年度 伊勢市の土地取得特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ201,148千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 財産収入		2,123
	1 財産運用収入	2,122
	2 財産売払収入	1
2 繰入金		199,023
	1 基金繰入金	199,023
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		1
	1 雑入	1
歳入合計		201,148

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 用地取得事業費		201,148
	1 管理費	2,123
	2 事業費	199,025
歳 出	合 計	201,148

平成23年度伊勢市病院事業会計予算

(総 則)

第1条 平成23年度伊勢市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

項 目	予 定 量
(1) 病 床 数	322 床
(2) 年 間 患 者 数	入 院 73,932 人
	外 来 157,624 人
	健診・ドック 10,698 人
(3) 1 日 平 均 患 者 数	入 院 202 人
	外 来 646 人
	健診・ドック 38 人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(単位：千円)

収 入	
款 項	予 定 額
第1款 病 院 事 業 収 益	5,386,384
第1項 医 業 収 益	4,697,028
第2項 健 診 収 益	206,555
第3項 医 業 外 収 益	482,701
第4項 特 別 利 益	100

(単位：千円)

支 出	
款 項	予 定 額
第1款 病 院 事 業 費 用	5,975,066
第1項 医 業 費 用	5,742,389
第2項 健 診 費 用	151,195
第3項 医 業 外 費 用	80,382
第4項 特 別 損 失	100
第5項 予 備 費	1,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 123,235 千円は、一時借入金で措置するものとする。)

(単位：千円)

収 入	
款 項	予 定 額
第1款 資 本 的 収 入	100,000
第1項 負 担 金	100,000

(単位：千円)

支 出	
款 項	予 定 額
第1款 資 本 的 支 出	223,235
第1項 建 設 改 良 費	80,000
第2項 企 業 債 償 還 金	131,735
第3項 投 資	11,500

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、2,500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用できる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 医業費用
- (2) 健診費用
- (3) 医業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(単位：千円)

項 目	予 定 額
(1) 職 員 給 与 費	3,404,029
(2) 交 際 費	1,000

(他会計からの補助金)

第8条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりとする。(単位：千円)

項 目	予 定 額
(1) 病院群輪番制病院運営費補助金	2,930

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産購入限度額は1,268,638千円と定める。

平成 2 3 年度 伊勢市水道事業会計予算

(総 則)

第 1 条 平成 2 3 年度伊勢市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

項 目	予 定 量
(1) 給 水 戸 数	54,757 戸
(2) 総 給 水 量	17,464 千m ³
(3) 一 日 平 均 給 水 量	47,847 m ³
(4) 主要な建設改良事業の概要	(単位 千円)
ア 原水施設更新事業	16,000
イ 配水管・施設新設及び改良事業	1,305,904
ウ 老朽管更新事業	400,483
エ 簡易水道施設新設及び更新事業	35,000

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(単位 千円)

収 入	
款 項	予 定 額
第 1 款 水 道 事 業 収 益	2,733,869
第 1 項 営 業 収 益	2,677,039
第 2 項 営 業 外 収 益	55,493
第 3 項 簡 易 水 道 収 益	1,337

(単位 千円)

支 出	
款 項	予 定 額
第 1 款 水 道 事 業 費 用	2,397,757
第 1 項 営 業 費 用	2,184,258
第 2 項 営 業 外 費 用	198,661
第 3 項 簡 易 水 道 費 用	4,838
第 4 項 予 備 費	10,000

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,411,785 千円は、過年度分損益勘定留保資金等で補てんするものとする。)

(単位 千円)

収 入	
款 項	予 定 額
第 1 款 資 本 的 収 入	649,757
第 1 項 企 業 債	269,000
第 2 項 負 担 金	102,857
第 3 項 出 資 金	277,900

(単位 千円)

支 出	
款 項	予 定 額
第 1 款 資 本 的 支 出	2, 0 6 1, 5 4 2
第 1 項 建 設 改 良 費	1, 7 8 6, 5 3 4
第 2 項 償 還 金	2 7 5, 0 0 8

(企業債)

第 5 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額 (単位 千円)	起債の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
上水道事業	2 3 7, 0 0 0	証書借入 又は 証券発行	5.0 % 以内 (ただし、利率 見直し方式で 借り入れる政 府資金及び地 方公共団体金 融機構資金に ついて、利率の 見直しを行っ た後において は、当該見直 後の利率)	政府資金、地方公 共団体金融機構資 金については、その 融通条件により、銀 行その他の場合に は、その債権者との 協定によるものと する。 ただし、財政の都 合により据置期間 及び償還期限を短 縮し、又は繰上償還 もしくは低利に借 換えすることができる。
簡易水道事業	3 2, 0 0 0			

(一時借入金)

第 6 条 一時借入金の限度額は、5 0 0, 0 0 0 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 7 条 予定支出の各項の経費の金額を流用できる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用
- (2) 営業外費用
- (3) 簡易水道費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 8 条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(単位 千円)

項 目	予 定 額
(1) 職 員 給 与 費	3 8 4, 9 6 4

(他会計からの補助金)

第9条 水道料金軽減措置等のため、一般会計から繰入れを受ける金額は、27,835千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、50,000千円と定める。

平成23年度 伊勢市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成23年度伊勢市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

項 目	予 定 量
(1) 排 水 戸 数	16,140 戸
(2) 総 排 水 量	4,792 千m ³
(3) 一 日 平 均 排 水 量	13,129 m ³
(4) 主要な建設改良事業の概要	(単位 千円)
ア 汚水管渠敷設事業	1,932,031
イ 処理場整備事業	5,000
ウ 処理場更新事業	15,000
エ 雨水管渠敷設事業	94,169
オ ポンプ場築造事業	254,054
カ ポンプ場更新事業	15,000

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(単位 千円)

収 入	
款 項	予 定 額
第1款 下水道事業収益	2,368,293
第1項 営業収益	924,020
第2項 営業外収益	1,444,273

(単位 千円)

支 出	
款 項	予 定 額
第1款 下水道事業費用	2,481,042
第1項 営業費用	1,839,342
第2項 営業外費用	638,700
第3項 予備費	3,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,724,829千円は、過年度分損益勘定留保資金等で補てんするものとする。)

(単位 千円)

収 入	
款 項	予 定 額
第1款 資本的収入	2,636,411
第1項 企業債	1,429,200
第2項 負担金	361,211
第3項 国庫補助金	846,000

(単位 千円)

支 出	
款 項	予 定 額
第 1 款 資 本 的 支 出	4, 3 6 1, 2 4 0
第 1 項 建 設 改 良 費	2, 7 4 1, 1 6 5
第 2 項 企 業 債 償 還 金	1, 4 7 9, 5 5 7
第 3 項 受 益 者 負 担 金 返 還 金	5 5 0
第 4 項 国 庫 補 助 金 返 還 金	1 3 6, 0 0 0
第 5 項 諸 支 出 金	3, 9 6 8

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限度額 (単位 千円)
平成 2 3 年度水洗便所等改造資金 融資あっせんに伴う利子補給金	自 平成 2 4 年度 至 平成 2 8 年度	5 6 0
平成 2 3 年度水洗便所等改造資金 助成金	自 平成 2 3 年度 至 平成 2 4 年度	1, 1 4 0
平成 2 3 年度浄化槽雨水貯留施設 転用補助金	自 平成 2 3 年度 至 平成 2 4 年度	1 5 0

(企業債)

第 6 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額 (単位 千円)	起債の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
流域関連公共 下水道事業	1, 0 0 7, 9 0 0	証書借入 又は 証券発行	5.0 % 以内 (ただし、利率 見直し方式で 借り入れる政 府資金及び地 方公共団体金 融機構資金に ついて、利率の 見直しを行っ た後において は、当該見直 後の利率)	政府資金・特定資金 及び地方公共団体金 融機構資金につい ては、その融通条件に よって、銀行その他の場 合には、その債権者との 協定によるものとする。 ただし、財政の都合 により据置期間及び 償還期限を短縮し、又 は繰上償還もしくは 低利に借換えするこ とができる。
流域下水道事業	4 2 1, 3 0 0			

(一時借入金)

第 7 条 一時借入金の限度額は、2, 0 0 0, 0 0 0 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 8 条 予定支出の各項の経費の金額を流用できる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用
- (2) 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(単位 千円)

項 目	予 定 額
(1) 職 員 給 与 費	271,136

(他会計からの補助金)

第10条 下水道使用料軽減措置等のため、一般会計から繰入れを受ける金額は、528,534千円である。

平成23年度伊勢市認知症対応型共同生活介護事業会計予算

(総 則)

第1条 平成23年度伊勢市認知症対応型共同生活介護事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。
入居居室数 9室

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 グループホーム事業収益	38,913千円
第1項 営業収益	38,912千円
第2項 営業外収益	1千円

支 出

第1款 グループホーム事業費用	40,666千円
第1項 営業費用	40,662千円
第2項 営業外費用	4千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 資本的収入	1,500千円
第1項 補助金	1,500千円

支 出

第1款 資本的支出	1,500千円
第1項 建設改良費	1,500千円

(一時借入金)

第5条 借入金の限度額は、7,000千円と定める。

平成 22 年度 伊勢市一般会計補正予算（第 7 号）

平成 22 年度 伊勢市の一般会計補正予算（第 7 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、14,611 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、45,246,000 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第 2 条 継続費の変更は、「第 2 表 継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 3 条 繰越明許費の追加及び変更は、「第 3 表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 4 条 債務負担行為の追加及び変更は、「第 4 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 5 条 地方債の変更は、「第 5 表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市 税		15,600,000	0	15,600,000
	1 市民税	6,833,511	△40,000	6,793,511
	2 固定資産税	6,845,488	30,000	6,875,488
	4 市たばこ税	630,000	10,000	640,000
7 ゴルフ場利用税交付金		20,000	△1,000	19,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	20,000	△1,000	19,000
9 国有提供施設等所在市町村助成交付金		49,000	1,940	50,940
	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	49,000	1,940	50,940
11 地方交付税		9,176,214	1,030,490	10,206,704
	1 地方交付税	9,176,214	1,030,490	10,206,704
12 交通安全対策特別交付金		24,000	△2,892	21,108
	1 交通安全対策特別交付金	24,000	△2,892	21,108
13 分担金及び負担金		1,027,093	△60,075	967,018
	1 負担金	1,027,093	△60,075	967,018
14 使用料及び手数料		348,275	5,594	353,869
	1 使用料	286,580	6,649	293,229
	2 手数料	61,695	△1,055	60,640
15 国庫支出金		6,167,614	△169,829	5,997,785
	1 国庫負担金	4,589,973	△168,833	4,421,140
	2 国庫補助金	1,529,440	8,112	1,537,552
	3 委託金	48,201	△9,108	39,093
16 県支出金		2,781,493	△107,281	2,674,212
	1 県負担金	1,269,754	20,640	1,290,394
	2 県補助金	1,133,113	△106,247	1,026,866
	3 委託金	378,626	△21,674	356,952
17 財産収入		55,252	65,244	120,496
	1 財産運用収入	30,172	△3,573	26,599
	2 財産売払収入	25,080	68,817	93,897
18 寄附金		24,363	15,642	40,005

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 寄附金	24,363	15,642	40,005
19 繰入金		551,604	△506,798	44,806
	1 基金繰入金	551,604	△506,798	44,806
21 諸収入		610,693	187,754	798,447
	3 貸付金元利収入	18,369	8,866	27,235
	4 受託事業収入	28,091	△12,920	15,171
	5 雑入	558,233	191,808	750,041
22 市債		6,426,600	△473,400	5,953,200
	1 市債	6,426,600	△473,400	5,953,200
歳入合計		45,260,611	△14,611	45,246,000

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		309,903	△3,395	306,508
	1 議会費	309,903	△3,395	306,508
2 総務費		4,057,527	1,300,574	5,358,101
	1 総務管理費	3,116,407	1,358,601	4,475,008
	2 徴税費	508,556	△21,214	487,342
	3 戸籍住民基本台帳費	171,316	△7,797	163,519
	4 選挙費	155,970	△22,423	133,547
	5 統計調査費	74,297	△6,341	67,956
	6 監査委員費	30,981	△252	30,729
3 民生費		15,808,816	△365,835	15,442,981
	1 社会福祉費	3,675,712	54,493	3,730,205
	2 老人福祉費	3,234,224	△39,773	3,194,451
	3 児童福祉費	6,425,666	△361,888	6,063,778
	4 生活保護費	2,387,119	△17,929	2,369,190
	5 人権政策費	71,709	△705	71,004
	6 国民年金事務費	14,386	△33	14,353
4 衛生費		4,805,519	△234,112	4,571,407
	1 保健衛生費	2,798,914	△89,941	2,708,973
	2 清掃費	2,006,605	△144,171	1,862,434
5 労働費		238,321	△33,541	204,780
	1 労働諸費	238,321	△33,541	204,780
6 農林水産業費		1,013,231	△10,754	1,002,477
	1 農業費	841,679	△7,388	834,291
	2 林業費	30,135	△1,189	28,946
	3 水産業費	141,417	△2,177	139,240
7 商工費		179,858	△8,180	171,678
	1 商工費	179,858	△8,180	171,678
8 観光費		245,283	△14,588	230,695
	1 観光費	245,283	△14,588	230,695
9 土木費		5,237,686	△423,062	4,814,624

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 土木管理費	233,432	△1,846	231,586
	2 道路橋梁費	787,542	△30,187	757,355
	3 河川費	680,581	△48,513	632,068
	4 港湾海岸費	22,103	△4,363	17,740
	5 都市計画費	3,301,936	△314,282	2,987,654
	6 住宅費	212,092	△23,871	188,221
10 消防費		2,230,493	14,955	2,245,448
	1 消防費	2,230,493	14,955	2,245,448
11 教育費		5,220,668	△141,485	5,079,183
	1 教育総務費	873,167	24,904	898,071
	2 小学校費	524,574	△12,313	512,261
	3 中学校費	2,132,957	△87,600	2,045,357
	4 幼稚園費	187,946	△8,592	179,354
	5 社会教育費	538,555	△17,742	520,813
	6 保健体育費	963,469	△40,142	923,327
12 災害復旧費		21,966	△1,943	20,023
	2 公共土木施設災害復旧費	20,195	△1,943	18,252
13 公債費		5,827,281	△93,040	5,734,241
	1 公債費	5,827,281	△93,040	5,734,241
15 予備費		64,057	△205	63,852
	1 予備費	64,057	△205	63,852
歳出	合計	45,260,611	△14,611	45,246,000

第 2 表 継 続 費 補 正

変 更

款	項	事業名	区分	総額 (千円)	年度	年割額 (千円)	
3 民生費	1 社会福祉費	福祉健康センター 施設改修事業	補正前	157,768	平成 21 年度	60,000	
					平成 22 年度	97,768	
			補正後	128,403	平成 21 年度	60,000	
					平成 22 年度	68,403	
9 土木費	2 道路橋梁費	柏東大淀線整備事業 (平成21年度継続費)	補正前	80,402	平成 21 年度	29,814	
					平成 22 年度	50,588	
			補正後	79,720	平成 21 年度	29,814	
					平成 22 年度	49,906	
		柏東大淀線整備事業 (平成22年度継続費)	補正前	49,195	平成 22 年度	24,375	
					平成 23 年度	24,820	
	補正後	47,390	平成 22 年度	9,884			
			平成 23 年度	37,506			
	3 河川費		準用河川大堀川支川 改修事業 (平成21年度継続費)	補正前	225,288	平成 21 年度	64,303
						平成 22 年度	160,985
				補正後	217,083	平成 21 年度	64,303
						平成 22 年度	152,780
準用河川大堀川支川 改修事業 (平成22年度継続費)			補正前	160,844	平成 22 年度	67,790	
					平成 23 年度	93,054	
補正後	160,844	平成 22 年度	50,417				
		平成 23 年度	110,427				
11 教育費	3 中学校費	厚生中学校校舎改築 事業	補正前	1,103,129	平成 21 年度	211,253	
					平成 22 年度	891,876	
			補正後	1,065,677	平成 21 年度	211,253	
					平成 22 年度	854,424	
		五十鈴中学校校舎改築 事業	補正前	982,844	平成 21 年度	187,198	
					平成 22 年度	795,646	
			補正後	944,446	平成 21 年度	187,198	
					平成 22 年度	757,248	

第 3 表 繰越明許費補正

追 加

款	項	事業名	金額(千円)
4 衛生費	1 保健衛生費	水道事業出資金	80,100
6 農林水産業費	1 農業費	県営ため池整備事業負担金	8,600
		県営かんがい排水事業負担金	105,223
		経営体育成基盤整備事業負担金	17,705
		県営ふるさと農道整備事業負担金	23,450
		農村振興整備事業	19,500
7 商工費	1 商工費	ものづくり推進事業	500
9 土木費	2 道路橋梁費	県営事業負担金(道路)	7,659
	4 港湾海岸費	県営事業負担金(港湾)	6,200
	5 都市計画費	県営事業負担金(街路)	21,310
		土地利用基本構想推進事業	4,000
		市街地活性化事業	16,226
		街路整備事業	4,200
		公園整備事業	79,695
9 土木費	6 住宅費	公営住宅管理事業	2,100

款	項	事業名	金額(千円)
10 消防費	1 消防費	防災行政無線整備事業	61,000
11 教育費	5 社会教育費	公民館管理運営経費	10,500

変更

款	項	事業名	区分	金額(千円)
6 農林水産業費	3 水産業費	豊北漁港整備事業	補正前	81,000
			補正後	86,000
9 土木費	2 道路橋梁費	道路新設改良事業	補正前	24,000
			補正後	12,700
		道路整備事業	補正前	64,400
			補正後	86,400
9 土木費	3 河川費	排水施設整備事業	補正前	37,700
			補正後	119,300
12 災害復旧費	2 公共土木施設 災害復旧費	河川災害復旧事業	補正前	15,800
			補正後	14,500

第 4 表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額 (千円)
伊勢市矢持会館管理委託	自 平成 22 年度 至 平成 27 年度	1,250

変 更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額 (千円)	期 間	限 度 額 (千円)
資源物収集運搬業務委託	自 平成 22 年度 至 平成 23 年度	200,200	自 平成 22 年度 至 平成 23 年度	216,000
観光案内所運營業務委託	自 平成 22 年度 至 平成 25 年度	53,074	自 平成 22 年度 至 平成 23 年度	11,000

第 5 表 地 方 債 補 正

変 更

起 債 の 目 的	限 度 額 (千円)	
	補 正 前	補 正 後
市 町 村 合 併 特 例 事 業 債	2, 8 4 4, 5 0 0	2, 3 4 9, 2 0 0
児 童 福 祉 施 設 整 備 事 業 債	1 1 6, 6 0 0	7 6, 1 0 0
水 道 事 業 出 資 債	1 6 5, 8 0 0	1 6 5, 2 0 0
た め 池 整 備 事 業 債	1 3, 3 0 0	1 3, 1 0 0
ふ る さ と 農 道 整 備 事 業 債	4 7, 9 0 0	4 7, 2 0 0
漁 港 整 備 事 業 債	2 3, 4 0 0	2 3, 2 0 0
防 衛 施 設 周 辺 整 備 事 業 債	9 8, 2 0 0	0
公 営 住 宅 整 備 事 業 債	2 2, 0 0 0	0
河 川 等 整 備 事 業 債	1 5 6, 7 0 0	5 8, 1 0 0
消 防 施 設 整 備 事 業 債	3, 7 0 0	3, 1 0 0
道 路 橋 梁 災 害 復 旧 事 業 債	9, 3 0 0	9, 1 0 0
河 川 災 害 復 旧 事 業 債	5, 2 0 0	3, 9 0 0
臨 時 財 政 対 策 債	2, 9 2 0, 0 0 0	3, 2 0 5, 0 0 0

平成 22 年度 伊勢市一般会計補正予算（第 8 号）

平成 22 年度 伊勢市の一般会計補正予算（第 8 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、382,043 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、45,628,043 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加及び変更は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
11 地方交付税		10,206,704	35,306	10,242,010
	1 地方交付税	10,206,704	35,306	10,242,010
15 国庫支出金		5,997,785	296,997	6,294,782
	2 国庫補助金	1,537,552	296,997	1,834,549
18 寄附金		40,005	240	40,245
	1 寄附金	40,005	240	40,245
22 市債		5,953,200	49,500	6,002,700
	1 市債	5,953,200	49,500	6,002,700
歳入合計		45,246,000	382,043	45,628,043

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		5,358,101	130,000	5,488,101
	1 総務管理費	4,475,008	130,000	4,605,008
3 民生費		15,442,981	19,709	15,462,690
	1 社会福祉費	3,730,205	3,865	3,734,070
	3 児童福祉費	6,063,778	15,844	6,079,622
4 衛生費		4,571,407	29,245	4,600,652
	1 保健衛生費	2,708,973	29,245	2,738,218
5 労働費		204,780	13,713	218,493
	1 労働諸費	204,780	13,713	218,493
6 農林水産業費		1,002,477	31,700	1,034,177
	1 農業費	834,291	30,000	864,291
	3 水産業費	139,240	1,700	140,940
8 観光費		230,695	9,456	240,151
	1 観光費	230,695	9,456	240,151
9 土木費		4,814,624	87,437	4,902,061
	2 道路橋梁費	757,355	52,150	809,505
	5 都市計画費	2,987,654	3,700	2,991,354
	6 住宅費	188,221	31,587	219,808
10 消防費		2,245,448	2,919	2,248,367
	1 消防費	2,245,448	2,919	2,248,367
11 教育費		5,079,183	57,864	5,137,047
	2 小学校費	512,261	4,900	517,161
	3 中学校費	2,045,357	2,500	2,047,857
	5 社会教育費	520,813	50,464	571,277
歳 出 合 計		45,246,000	382,043	45,628,043

第 2 表 繰越明許費補正

追 加

款	項	事業名	金額(千円)
3 民生費	1 社会福祉費	老人福祉センター等管理事業	836
		保健福祉会館管理事業	1,111
		婦人保護施設整備補助金	37,912
		障害者福祉運営対策経費	1,918
	3 児童福祉費	こども家庭相談センター準備経費	3,315
		市立保育所施設整備事業	12,529
4 衛生費	1 保健衛生費	市営墓地改修事業	29,245
5 労働費	1 労働諸費	サンライフ整備事業	13,713
6 農林水産業費	1 農業費	農業振興補助金	30,000
	3 水産業費	漁港・海岸維持管理経費	1,700
8 観光費	1 観光費	観光一般経費	9,456
9 土木費	5 都市計画費	遊具等設置事業	3,700
	6 住宅費	住宅等改修事業	31,587
10 消防費	1 消防費	消防署庁舎改修経費	2,919
11 教育費	2 小学校費	学校図書館充実経費	4,900

款	項	事業名	金額(千円)
11 教育費	3 中学校費	学校図書館充実経費	2,500
	5 社会教育費	文化財保護事業	2,034
		郷土資料館施設維持管理経費	15,980
		伊勢河崎商人館施設維持管理経費	1,554
		図書館運営事業	30,896

変更

款	項	事業名	区分	金額(千円)
9 土木費	2 道路橋梁費	道路新設改良事業	補正前	12,700
			補正後	64,850

第3表 地方債補正

変更

起債の目的	限度額 (千円)	
	補正前	補正後
市町村合併特例事業債	2,349,200	2,398,700

平成 22 年度 伊勢市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

平成 22 年度 伊勢市の国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 749,388 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、13,145,143 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び該当区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は「第 2 表 繰越明許費」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険料		3,828,147	△207,730	3,620,417
	1 国民健康保険料	3,828,147	△207,730	3,620,417
2 国民健康保険税		2,797	140	2,937
	1 国民健康保険税	2,797	140	2,937
3 国庫支出金		3,521,587	△376,938	3,144,649
	1 国庫負担金	2,719,286	△228,594	2,490,692
	2 国庫補助金	802,301	△148,344	653,957
4 療養給付費等交付金		261,533	14,899	276,432
	1 療養給付費等交付金	261,533	14,899	276,432
5 前期高齢者交付金		3,161,402	4,544	3,165,946
	1 前期高齢者交付金	3,161,402	4,544	3,165,946
6 県支出金		618,529	△143,590	474,939
	1 県負担金	73,889	△5,549	68,340
	2 県補助金	544,640	△138,041	406,599
7 共同事業交付金		1,510,286	△216,700	1,293,586
	1 共同事業交付金	1,510,286	△216,700	1,293,586
8 財産収入		703	△178	525
	1 財産運用収入	703	△178	525
9 繰入金		960,940	△104,620	856,320
	1 他会計繰入金	751,021	75,380	826,401
	2 基金繰入金	209,919	△180,000	29,919
10 繰越金		10,667	267,417	278,084
	1 繰越金	10,667	267,417	278,084
11 諸収入		17,940	13,368	31,308
	1 延滞金、加算金及び過料	4,560	1,638	6,198
	3 雑入	13,370	11,730	25,100
歳入合計		13,894,531	△749,388	13,145,143

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		266,413	△9,219	257,194
	1 総務管理費	239,930	△8,452	231,478
	2 賦課徴収費	25,287	△767	24,520
2 保険給付費		9,669,817	△611,187	9,058,630
	1 療養諸費	8,620,106	△567,299	8,052,807
	2 高額療養費	969,600	△43,888	925,712
3 後期高齢者支援金等		1,419,500	1,158	1,420,658
	1 後期高齢者支援金等	1,419,500	1,158	1,420,658
4 前期高齢者納付金等		2,578	△82	2,496
	1 前期高齢者納付金等	2,578	△82	2,496
5 老人保健拠出金		13,733	△13	13,720
	1 老人保健拠出金	13,733	△13	13,720
6 介護納付金		652,357	△2,230	650,127
	1 介護納付金	652,357	△2,230	650,127
7 共同事業拠出金		1,553,784	△222,980	1,330,804
	1 共同事業拠出金	1,553,784	△222,980	1,330,804
8 保健事業費		184,905	△4,179	180,726
	1 特定健康診査等事業費	157,367	△3,150	154,217
	2 保健事業費	27,538	△1,029	26,509
9 公債費		17,021	△1,283	15,738
	1 公債費	1,484	△1,283	201
10 諸支出金		15,932	101,274	117,206
	1 償還金及び還付加算金	15,229	101,452	116,681
	2 基金積立金	703	△178	525
11 予備費		98,491	△647	97,844
	1 予備費	98,491	△647	97,844
歳 出 合 計		13,894,531	△749,388	13,145,143

第 2 表 繰越明許費

款	項	事業名	金額(千円)
1 総務費	1 総務管理費	電算事務経費	6, 1 1 3

平成 22 年度 伊勢市老人保健医療特別会計補正予算（第 2 号）

平成 22 年度 伊勢市の老人保健医療特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、222 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、13,531 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 支払基金交付金		20	△1	19
	1 支払基金交付金	20	△1	19
2 国庫支出金		1	△1	0
	1 国庫負担金	1	△1	0
3 県支出金		1	△1	0
	1 県負担金	1	△1	0
4 繰入金		6,683	△350	6,333
	1 一般会計繰入金	6,683	△350	6,333
6 諸収入		5	131	136
	2 雑入	3	131	134
歳入合計		13,753	△222	13,531

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		1,308	△90	1,218
	1 総務管理費	1,308	△90	1,218
2 医療諸費		4,390	△132	4,258
	1 医療諸費	4,390	△132	4,258
歳 出 合 計		13,753	△222	13,531

平成 22 年度 伊勢市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

平成 22 年度 伊勢市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、11,539 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、2,235,138 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		973,593	△38,535	935,058
	1 後期高齢者医療保険料	973,593	△38,535	935,058
2 繰入金		1,270,073	△255	1,269,818
	1 一般会計繰入金	1,270,073	△255	1,269,818
3 繰越金		10	27,560	27,570
	1 繰越金	10	27,560	27,570
4 諸収入		3,001	△309	2,692
	1 延滞金、加算金及び過料	1	49	50
	2 雑入	3,000	△358	2,642
歳入合計		2,246,677	△11,539	2,235,138

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		60,425	△2,865	57,560
	1 総務管理費	54,581	△1,150	53,431
	2 徴収費	5,844	△1,715	4,129
2 後期高齢者医療広域連合納付金		2,182,165	△8,819	2,173,346
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	2,182,165	△8,819	2,173,346
4 諸支出金		3,010	145	3,155
	1 償還金及び還付加算金	3,010	145	3,155
歳 出 合 計		2,246,677	△11,539	2,235,138

平成22年度 伊勢市介護保険特別会計補正予算（第3号）

平成22年度 伊勢市の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、112,992千円を追加し、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、10,077,314千円、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、3,554千円を減額し、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、35,800千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正 保険事業勘定

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 保険料		1,715,205	21,485	1,736,690
	1 介護保険料	1,715,205	21,485	1,736,690
2 国庫支出金		2,461,807	△207,971	2,253,836
	1 国庫負担金	1,923,367	△245,357	1,678,010
	2 国庫補助金	538,440	37,386	575,826
3 支払基金交付金		2,847,720	2,831	2,850,551
	1 支払基金交付金	2,847,720	2,831	2,850,551
4 県支出金		1,211,577	194,277	1,405,854
	1 県負担金	1,172,086	194,130	1,366,216
	2 県補助金	39,491	147	39,638
5 財産収入		1,100	△722	378
	1 財産運用収入	1,100	△722	378
6 繰入金		1,649,876	36,488	1,686,364
	1 一般会計繰入金	1,477,323	5,814	1,483,137
	2 基金繰入金	172,553	30,674	203,227
7 繰越金		77,033	66,533	143,566
	1 繰越金	77,033	66,533	143,566
8 諸収入		4	71	75
	1 延滞金、加算金及び過料	1	71	72
歳入合計		9,964,322	112,992	10,077,314

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		261,499	△6,814	254,685
	1 総務管理費	115,517	△2,964	112,553
	2 徴収費	24,480	△850	23,630
	3 介護認定諸費	121,502	△3,000	118,502
2 保険給付費		9,376,694	127,230	9,503,924
	1 介護サービス等諸費	9,376,694	127,230	9,503,924
3 地域支援事業費		244,096	△6,703	237,393
	1 地域支援事業費	244,096	△6,703	237,393
4 基金積立金		1,100	△722	378
	1 基金積立金	1,100	△722	378
6 諸支出金		79,533	1	79,534
	1 償還金及び還付加算金	79,533	1	79,534
歳 出 合 計		9,964,322	112,992	10,077,314

第 1 表 歳入歳出予算補正 介護サービス事業勘定

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 サービス費収入		10,742	6,007	16,749
	1 介護予防給付費収入	10,742	6,007	16,749
2 繰入金		28,602	△9,601	19,001
	1 一般会計繰入金	28,602	△9,601	19,001
3 諸収入		10	40	50
	1 雑入	10	40	50
歳入合計		39,354	△3,554	35,800

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 事業費		39,244	△3,554	35,690
	1 介護予防サービス 事業費	39,244	△3,554	35,690
歳 出	合 計	39,354	△3,554	35,800

平成 2 2 年度 伊勢市住宅新築資金等貸付事業特別会計
補正予算(第 1 号)

平成 2 2 年度 伊勢市の住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、4 4 8 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、2 2, 6 4 3 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業収入		12,615	△2,564	10,051
	1 事業収入	12,615	△2,564	10,051
2 県支出金		1,710	13	1,723
	1 県補助金	1,710	13	1,723
3 繰入金		8,665	1,687	10,352
	1 一般会計繰入金	8,665	1,687	10,352
4 繰越金		100	417	517
	1 繰越金	100	417	517
5 諸収入		1	△1	0
	1 雑入	1	△1	0
歳入合計		23,091	△448	22,643

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		2,697	△448	2,249
	1 総務管理費	2,697	△448	2,249
歳 出	合 計	23,091	△448	22,643

平成 22 年度 伊勢市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号)

平成 22 年度 伊勢市の農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、155 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、61,310 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		451	56	507
	1 分担金	451	56	507
2 使用料及び手数料		26,850	△12	26,838
	1 使用料	26,850	△12	26,838
3 繰入金		34,163	△4,776	29,387
	1 他会計繰入金	34,163	△4,776	29,387
4 繰越金		1	4,577	4,578
	1 繰越金	1	4,577	4,578
歳入合計		61,465	△155	61,310

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 農業集落排水事業費		43,736	△155	43,581
	1 総務費	6,327	△155	6,172
歳 出	合 計	61,465	△155	61,310

平成 22 年度 伊勢市土地取得特別会計補正予算（第 1 号）

平成 22 年度 伊勢市の土地取得特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、109,211 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、91,790 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		1,976	31,918	33,894
	1 財産運用収入	1,975	△324	1,651
	2 財産売払収入	1	32,242	32,243
2 繰入金		199,023	△147,999	51,024
	1 基金繰入金	199,023	△147,999	51,024
3 繰越金		1	6,870	6,871
	1 繰越金	1	6,870	6,871
歳入合計		201,001	△109,211	91,790

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 用地取得事業費		201,001	△109,211	91,790
	1 管理費	1,976	38,789	40,765
	2 事業費	199,025	△148,000	51,025
歳 出	合 計	201,001	△109,211	91,790

平成22年度伊勢市病院事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 平成22年度伊勢市病院事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 予算第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

項 目		既決予定量	補正予定量	計
(2) 年間患者数	入院	84,496人	△ 9,842人	74,654人
	外来	164,911人	△ 19,618人	145,293人
	健診・ドック	10,900人	△ 396人	10,504人
(3) 1日平均患者数	入院	231人	△ 26人	205人
	外来	679人	△ 81人	598人
	健診・ドック	39人	△ 1人	38人

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（単位：千円）

収 入		既決予定額	補正予定額	計
第1款 病院事業収益		6,170,236	△ 614,703	5,555,533
第1項 医業収益		5,471,680	△ 766,223	4,705,457
第2項 健診収益		208,943	△ 8,258	200,685
第3項 医業外収益		489,513	159,778	649,291

（単位：千円）

支 出		既決予定額	補正予定額	計
第1款 病院事業費用		6,105,197	△ 216,054	5,889,143
第1項 医業費用		5,858,128	△ 210,894	5,647,234
第2項 健診費用		141,357	△ 7,878	133,479
第3項 医業外費用		104,612	899	105,511
第4項 特別損失		100	1,819	1,919

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「138,251千円」を「134,476千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（単位：千円）

収 入		既決予定額	補正予定額	計
第1款 資本的収入		100,000	375	100,375
第2項 投資償還金		0	375	375

（単位：千円）

支 出		既決予定額	補正予定額	計
第1款 資本的支出		238,251	△ 3,400	234,851
第3項 投資		8,500	△ 3,400	5,100

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第5条 予算第7条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

（単位：千円）

項 目	既決予定額	補正予定額	計
(1) 職員給与費	3,384,098	47,035	3,431,133

(他会計からの補助金)

第6条 予算第8条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を次のとおり補正する。(単位：千円)

項 目	既決予定額	補正予定額	計
(1) 病院群輪番制病院運営費補助金	7,672	△ 4,795	2,877

(たな卸資産購入限度額)

第7条 予算第9条に定めたたな卸資産購入限度額を次のとおり補正する。(単位：千円)

項 目	既決予定額	補正予定額	計
たな卸資産購入限度額	1,398,104	△ 203,837	1,194,267

平成22年度 伊勢市水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 平成22年度伊勢市水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 平成22年度伊勢市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

項 目	既決予定量	補正予定量	計
(1) 給 水 戸 数	54,557 戸	293 戸	54,850 戸
(2) 総 給 水 量	17,619 千m ³	176 千m ³	17,795 千m ³
(3) 一 日 平 均 給 水 量	48,271 m ³	482 m ³	48,753 m ³
(4) 主要な建設改良事業の概要			
ア 原水施設更新事業	24,500 千円	△1,547 千円	22,953 千円
イ 配水管新設及び改良事業	918,954 千円	△469 千円	918,485 千円
エ 加圧施設更新事業	38,000 千円	△4,853 千円	33,147 千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（単位 千円）

収 入			
款 項	既決予定額	補正予定額	計
第1款 水道事業収益	3,001,638	20,996	3,022,634
第1項 営業収益	2,922,891	16,647	2,939,538
第2項 営業外収益	77,298	2,089	79,387
第3項 簡易水道収益	1,449	51	1,500
第4項 特別利益	0	2,209	2,209

(単位 千円)

支		出	
款 項	既決予定額	補正予定額	計
第1款 水道事業費用	2,494,114	△66,289	2,427,825
第1項 営業費用	2,238,490	△53,523	2,184,967
第2項 営業外費用	239,899	△12,703	227,196
第3項 簡易水道費用	4,725	△63	4,662

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「1,133,933千円」を「1,055,239千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(単位 千円)

収		入	
款 項	既決予定額	補正予定額	計
第1款 資本的収入	555,249	66,330	621,579
第2項 負担金	74,449	16,628	91,077
第3項 出資金	165,800	△600	165,200
第4項 固定資産売却代金	0	50,302	50,302

(単位 千円)

支		出	
款 項	既決予定額	補正予定額	計
第1款 資本的支出	1,689,182	△12,364	1,676,818
第1項 建設改良費	1,423,500	△12,364	1,411,136

平成22年度 伊勢市下水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 平成22年度伊勢市下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 平成22年度伊勢市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

項 目	既決予定量	補正予定量	計
(1) 排水戸数	14,223戸	91戸	14,314戸
(2) 総排水量	4,305千m ³	△42千m ³	4,263千m ³
(3) 一日平均排水量	11,795m ³	△116m ³	11,679m ³
(4) 主要な建設改良事業の概要 ア 汚水管渠敷設事業	2,023,914千円	△166千円	2,023,748千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（単位 千円）

収 入			
款 項	既決予定額	補正予定額	計
第1款 下水道事業収益	2,058,525	65,339	2,123,864
第1項 営業収益	813,775	7,450	821,225
第2項 営業外収益	1,244,750	57,889	1,302,639

（単位 千円）

支 出			
款 項	既決予定額	補正予定額	計
第1款 下水道事業費用	2,372,250	△35,147	2,337,103
第1項 営業費用	1,735,759	△10,435	1,725,324
第2項 営業外費用	631,991	△24,712	607,279

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「755,231千円」を「782,924千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(単位 千円)

収		入	
款 項	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的収入	2,752,544	1,032	2,753,576
第1項 企業債	1,486,000	29,000	1,515,000
第2項 負担金	523,744	△27,968	495,776

(単位 千円)

支		出	
款 項	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的支出	3,507,775	28,725	3,536,500
第1項 建設改良費	2,732,287	28,827	2,761,114
第2項 企業債償還金	770,727	△102	770,625

(企業債)

第5条 予算第6条に定めた起債の限度額を次のとおり補正する。

(単位 千円)

起 債 の 目 的	補 正 前	補 正 後
	限 度 額	限 度 額
流域下水道事業	470,500	499,500

(他会計からの補助金)

第6条 予算第10条に定めた一般会計から繰入れを受ける金額を次のとおり補正する。

(単位 千円)

項 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
一般会計から繰入れを受ける金額	373,039	19,746	392,785

平成22年度伊勢市認知症対応型共同生活介護事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 平成22年度伊勢市認知症対応型共同生活介護事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 グループホーム事業収益	39,168 千円	△42 千円	39,126 千円
第1項 営業収益	39,167 千円	△42 千円	39,125 千円
支 出	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 グループホーム事業費用	41,245 千円	225 千円	41,470 千円
第1項 営業費用	41,210 千円	225 千円	41,435 千円

伊勢市告示第 44 号

道路の区域変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように道路の区域を変更しました。

平成 23 年 3 月 30 日

伊勢市長 鈴木 健 一

道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
市道	船江田尻線	船江二丁目 1616 番 93 地先から 船江二丁目 1616 番 102 地先まで	旧	3.5～5.5	40.0
			新	3.0～5.0	44.0

区域を変更表示した図面を縦覧する場所及び期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持課

縦覧する期間 告示の日から 2 週間

伊勢市告示第 45 号

道路の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のように道路の供用を開始します。

平成 23 年 3 月 30 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
船江田尻線	船江二丁目 1616 番 93 地先から 船江二丁目 1616 番 102 地先まで

供用開始の期日 平成 23 年 3 月 30 日

供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持課

縦覧する期日 告示の日から 2 週間

伊勢市告示第 46 号

伊勢市人事行政の運営等の状況について

伊勢市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 17 年伊勢市条例第 216 号）第 6 条の規定に基づき、本市の人事行政の運営等の状況を、次のとおり公表します。

平成 23 年 3 月 30 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市告示第 47 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
中島旭町自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規
定により告示します。

平成 23 年 3 月 30 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 代表者の氏名及び住所

変更前 野 田 利 典

伊勢市中島 2 丁目 7 番 7 号

変更後 浦 田 晴 記

伊勢市中島 2 丁目 6 番 6 号

伊勢市告示第 48 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、伊勢市矢持会館の指定管理者を次のとおり指定したので、伊勢市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 17 年伊勢市条例第 59 号）第 8 条第 2 項の規定により告示します。

平成 23 年 3 月 30 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 施設の名称、位置及び指定管理者となる団体

名称	伊勢市矢持会館
位置	伊勢市矢持町下村 416 番地 3
団体名	伊勢市矢持町下村区
団体所在地	伊勢市矢持町下村 512 番地 2
代表者	区長 向井 俊廣

2 指定の期間

平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第 49 号

道路の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のように道路の供用を開始します。

平成 23 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
小俣 32 号線	伊勢市小俣町本町 205 番 14 地先から 伊勢市小俣町元町 1818 番地先まで

供用開始の期日 平成 23 年 3 月 31 日

供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持課

縦覧する期日 告示の日から 2 週間

伊勢市教育委員会告示第5号

伊勢市教育委員会会議を次のとおり招集します。

平成23年3月17日

伊勢市教育委員会
委員長 熊谷 渉

記

- 1 日 時 平成23年3月24日（木）午前9時
- 2 場 所 伊勢市教育委員会（小俣総合支所）2階 第1・2会議室
- 3 会議に付する事件
 - 議案第7号 平成23年度伊勢市学校（園）教育方針について
 - 議案第8号 厚生中学校のコミュニティスクールの指定について
 - 議案第9号 伊勢市教育委員会事務局等処務規則の一部改正について
 - 議案第10号 伊勢市立郷土資料館条例施行規則の廃止について
 - 議案第11号 伊勢市教育委員会事務決裁規程の一部改正について
 - 議案第12号 伊勢市立小中学校共同実施組織規程の一部改正について
 - 議案第13号 伊勢市立公民館施設整備費補助規程の廃止について

伊勢市教育委員会告示第6号

伊勢市立公民館施設整備費補助規程を廃止する告示を次のように定める。

平成23年3月29日

伊勢市教育委員会
委員長 熊谷 渉

伊勢市立公民館施設整備費補助規程を廃止する告示

伊勢市立公民館施設整備費補助規程(平成17年伊勢市教育委員会告示第1号)は、廃止する。

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

伊勢市選挙管理委員会告示第 16 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の規定による直接請求、市町村の合併の特例等に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）の規定による合併協議会設置の請求及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）の規定による解職請求に必要な選挙権を有する者の数は、次のとおりです。

平成 23 年 3 月 23 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 鈴木市郎

記

- 1 地方自治法第 74 条第 1 項及び同法第 75 条第 1 項並びに市町村の合併の特例等に関する法律第 4 条第 1 項及び同法第 5 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数

2,181 人

- 2 市町村の合併の特例等に関する法律第 4 条第 11 項、同法第 5 条第 15 項及び同法第 61 条第 11 項に規定する選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数

18,172 人

- 3 地方自治法第 76 条第 1 項、同法第 80 条第 1 項、同法第 81 条第 1 項及び同法第 86 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数

36,344 人

(参考) 永久選挙人名簿登録者総数 109,032 人

伊勢市選挙管理委員会告示第17号

平成23年4月10日執行予定の三重県知事選挙及び三重県議会議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第1項の規定によるポスター掲示場を別紙のとおり設置しました。

平成23年3月23日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 鈴木市郎

投票区名	所在地	市町名		設置場所	摘要
		伊勢市			
修道第2	古市町			勢田町814-6 中川六郎宅前ガードレール	(4) 21
修道第2	勢田町	941-157		勢田町941-88 古布幸元宅東隣空地	(4) 22
修道第2	倭町			倭町(県道鳥羽松阪線沿) 天理教三重教務支庁前	(4) 23
修道第2	倭町			倭町 市営住宅隠岡南東側花壇	(4) 24
明倫第1	尾上町			尾上町 小田橋東詰橋詰公園	(5) 25
明倫第1	岡本1丁目	13		岡本1丁目13 岡本公園南向側ガードレール	(5) 26
明倫第1	岡本1丁目	3-3		岡本1丁目3-3 百五銀行伊勢支店前植込み	(5) 27
明倫第1	岡本3丁目	1		市立郷土資料館東側 旧豊宮崎文庫跡東側	(5) 28
明倫第1	岡本3丁目	3		岡本3丁目3-17 三重近鉄タクシー車庫北側	(5) 29
明倫第1	勢田町			勢田町 八束橋南勢田川沿	(5) 30
明倫第2	岩渕1丁目	3-19		岩渕1丁目3-19 真珠会館前フェンス	(6) 31
明倫第2	岩渕1丁目	7-29		岩渕1丁目7-29 伊勢市役所前	(6) 32
明倫第2	岩渕1丁目	13		岩渕1丁目13 伊勢市観光文化会館前東側	(6) 33
明倫第2	岩渕2丁目	4-27		宇治山田駅ヨットセンター南向側 牧戸宅ブロック塀	(6) 34
明倫第2	岩渕3丁目	3		岩渕3丁目3-30 西村和也宅前(県道沿)	(6) 35
明倫第2	吹上1丁目	11		吹上1丁目11 JR吹上踏切北側歩道	(6) 36
明倫第2	岩渕2丁目	8		岩渕2丁目8 桜橋西詰南側(勢田川沿)	(6) 37
有緝第1	河崎1丁目	2		河崎1丁目2 中寺前公園東側	(7) 38
有緝第1	河崎1丁目	9		河崎1丁目9番24号 伊勢米穀企業組合倉庫前	(7) 39
有緝第1	河崎1丁目	14		河崎1丁目14 鶴辺公園西側	(7) 40

平成23年執行 三重県知事及び三重県議会議員選挙 ポスター掲示場設置場所一覧表

		市町名	伊勢市
投票区名	所在地	設置場所	
進修	宇治館町	宇治館町183-1 西井勝久宅東側駐車場	
進修	宇治浦田1丁目	宇治浦田1丁目1 神宮祭主職舎前北側	
進修	宇治中之切町	宇治中之切町137 勢ノ国屋作業場向側	
進修	宇治浦田1丁目	宇治浦田1丁目 赤福五十鈴川店南側	
進修	宇治浦田1丁目	宇治浦田1丁目 宇治浦田街路広場 宇治公民館前	
進修	宇治浦田2丁目	宇治浦田2丁目 進修小学校正門横フェンス	
進修	宇治浦田3丁目	宇治浦田3丁目20-19 滝倉団地久保豊宅北側公園	
進修	宇治浦田3丁目	宇治浦田3丁目21-15 (県道沿) 清原飯金前ガードレール	
高麗広	宇治今在家町	宇治今在家町626 (高麗広) 山端一敏宅前県道沿	
高麗広	宇治今在家町	宇治今在家町623 (高麗広) 長岡正月宅前畑	
高麗広	宇治今在家町 551	宇治今在家町 (高麗広) 市立高麗広公民館入口	
修道第1	桜木町	桜木町 富樫公園	
修道第1	桜木町	桜木町 市営住宅旭ヶ台団地 旭ヶ台公園横ガードレール	
修道第1	桜木町	桜木町55-1 さくらぎ保育所横空地	
修道第1	中之町	中之町 市道外宮内宮線中之町交差点東	
修道第1	中之町 232-41	中之町232-43 中之町公園	
修道第1	中村町桜が丘 8	市営住宅中村町団地西 ガードレール	
修道第1	中村町桜が丘	中村町桜が丘住宅 桜が丘公園南側	
修道第2	楠部町	楠部町38-10河村正次宅向側駐車場	
修道第2	古市町	古市町202 柳吉郎宅向側駐車場	

			市町名	伊勢市
投票区名	所在地	設置場所		摘要
有緝第1	河崎2丁目 2	河崎2丁目10-2 谷口石油店南向側空地		(7) 41
有緝第1	河崎1丁目 4	河崎1丁目4 旭公園北側		(7) 42
有緝第1	河崎3丁目 16	河崎3丁目16 北新橋東詰空地ガードレール		(7) 43
有緝第1	河崎3丁目 3	河崎3丁目3-26 河崎南側公民館前		(7) 44
有緝第2	船江2丁目 3	船江2丁目3 有緝公園南側		(8) 45
有緝第2	船江1丁目 16	船江1丁目16 雇用促進住宅東側フェンス		(8) 46
有緝第2	船江2丁目 12	船江2丁目12 築地公園西側		(8) 47
有緝第2	船江2丁目 29	船江2丁目24-21 神子田典久宅前駐車場		(8) 48
有緝第2	船江2丁目 1616-25	船江2丁目28 川井 橋宅横 空地		(8) 49
有緝第2	船江1丁目 3	船江1丁目3 船江公園南側		(8) 50
有緝第2	船江1丁目 11	船江1丁目11 社前公園東側		(8) 51
有緝第3	船江3丁目 8	船江3丁目8 的場公園東側		(9) 52
有緝第3	船江3丁目	船江3丁目3 県道(八間道路)沿ガードレール		(9) 53
有緝第3	船江3丁目 15	船江3丁目11 新道公園東側		(9) 54
有緝第3	船江4丁目 29	船江4丁目29 さつき公園南側		(9) 55
有緝第3	船江3丁目 16	船江3丁目16-37 牛虎ハイパー前ガードレール(松尻川沿)		(9) 56
有緝第3	船江4丁目 7	船江4丁目7 エバーグリーン船江公園南側		(9) 57
厚生第1	一之木1丁目 3	一之木1丁目3-6 須原大社前		(10) 58
厚生第1	一之木2丁目 11	一之木2丁目11 中央公園北側		(10) 59
厚生第1	一之木3丁目 19	一之木3丁目12-19 小西酒店北側駐車場		(10) 60

		市町名	伊勢市
投票区名	所在地	設置場所	摘要
厚生第1	一之木4丁目 6	一之木4丁目6 雄蒨荘向側空地	(10) 61
厚生第1	一之木5丁目 5	一之木5丁目5-3 厚生中学校運動場西側フェンス	(10) 62
厚生第1	一之木5丁目 15	さつき園入口付近 岡名清次郎宅前ガードレール(桧尻川沿)	(10) 63
厚生第2	宮後2丁目 2	宮後2丁目2 刃物の中屋東側ガードレール	(11) 64
厚生第2	宮後2丁目 25	宮後2丁目25 山本ビル北側駐車場	(11) 65
厚生第2	宮後2丁目 22	宮後2丁目22-15 白米写真館前ガードレール	(11) 66
厚生第2	宮後2丁目 26-26	宮後2丁目26-26立正佼成会南側水路ガードレール	(11) 67
厚生第2	宮後3丁目 1	宮後3丁目1-20 森田和寛宅駐車場南側	(11) 68
厚生第2	宮後3丁目 8	宮後3丁目8-33 ロジュマンひまわり南側	(11) 69
厚生第3	宮後1丁目 9	一志町1-4 厚生小学校正門右側フェンス	(12) 70
厚生第3	一志町 5-1	一志町5-1 北御門広場前	(12) 71
厚生第3	八日市場町 13	八日市場町13 市立図書館前植込み	(12) 72
厚生第3	大世古1丁目 10	大世古1丁目10 大豊和紙工業(株)前	(12) 73
厚生第3	大世古4丁目 2	大世古4丁目2 大世古公園南側	(12) 74
厚生第3	曾祢1丁目 9	曾祢1丁目9 (株)音羽(元愛知銀行)駐車場西側フェンス	(12) 75
厚生第3	曾祢2丁目 6	曾祢2丁目6 奥新町公園西側	(12) 76
早修	宮町1丁目 15	宮町1丁目15 今社公園北側	(13) 77
早修	常磐1丁目 8	常磐1丁目8 清之井公園西側	(13) 78
早修	常磐1丁目 17	常磐1丁目17 J.R.山田上り駅前西側フェンス	(13) 79
早修	常磐3丁目 8	常磐3丁目8 市民武道館東側	(13) 80

投票区名	所在地	市町名		設置場所	摘要
		伊勢市			
早修	浦口1丁目 11			浦口1丁目11 出口公園東側	(13) 81
早修	浦口2丁目 13			浦口2丁目13 浦口公園西側	(13) 82
早修	浦口3丁目 1			浦口3丁目1 法住院かさもり稲荷西側フェンス	(13) 83
中島第1	浦口4丁目 26			浦口4丁目26-19 学田クリニック横空地	(14) 84
中島第1	二俣1丁目 2			二俣1丁目2 中島小学校 南側フェンス	(14) 85
中島第1	二俣3丁目 1			二俣3丁目1-30 福岡明子宅東側	(14) 86
中島第1	二俣4丁目 4			二俣4丁目4 横浜ゴム徳川山社宅東側	(14) 87
中島第1	辻久留1丁目 15			辻久留1丁目15-5 喜久や菓子店横市道沿	(14) 88
中島第1	辻久留2丁目 8			辻久留2丁目 勢田川浄化揚水機場フェンス	(14) 89
中島第2	中島1丁目 3			中島1丁目3 出雲神社東側道沿	(15) 90
中島第2	中島1丁目 15			中島1丁目15 (度会橋東詰) 度会橋バス停前向側ガードレール	(15) 91
中島第2	中島2丁目 2			中部電力度会橋変電所 東向側公園西側対面水路添ガードレール	(15) 92
中島第2	中島2丁目 6			中島2丁目 小川公園東側	(15) 93
中島第2	宮川1丁目 6-25			宮川1丁目6-25 堀本孝夫宅横	(15) 94
中島第2	宮川1丁目 3			宮川1丁目3-3 西村治雄宅東側空地市道沿	(15) 95
中島第2	宮川2丁目			千巻印刷産業(株) 駐車場 東出 忠宅塀	三重県知事 三重県議会 (15) 96
中島第3	辻久留3丁目 307-4			県道南島線 宮本建設(株)筋向い空地	(16) 97
中島第3	辻久留3丁目 4			辻久留3丁目4-37 上田忠生宅西側	(16) 98
中島第3	二俣町			二俣町51 (宮川郷団地) 奥村和清宅東向側空地	(16) 99
中島第3	辻久留3丁目 12			済美学院駐車場	(16) 100

		市町名	伊勢市	
投票区名	所在地	設置場所	摘要	
中島第3	辻久留3丁目 17	済美学院運動場金網	(16)	101
中島第3	辻久留3丁目 20	三郷山上り口左空地	(16)	102
中島第3	辻久留町 542-66	オークランド辻久留台入口 第一公園南側空地	(16)	103
神社	神社港 294	神社港294 神社小学校 北側フェンス	(17)	104
神社	竹ヶ鼻町	港中学西側 フェンス	(17)	105
神社	小木町	ララパーク前バス停横	(17)	106
神社	小木町	小木町公民館前公園	(17)	107
神社	馬瀬町	県道馬瀬橋横 中北建設作業場前	(17)	108
神社	馬瀬町	馬瀬町681 林文久宅向側 市道ガードレール	(17)	109
神社	下野町	下野町公民館前	(17)	110
大湊	大湊町	市立大湊小学校西側フェンス	(18)	111
大湊	大湊町	大湊町明神ポンプ場前ガードレール	(18)	112
大湊	大湊町	大湊町民会館前広場	(18)	113
大湊	大湊町 656	(株) 鈴工前塀	(18)	114
大湊	大湊町	大湊町413-9 森浩章宅横畑	(18)	115
大湊	大湊町	大湊町みどり苑大湊町264-66 大西 貫宅前ガードレール	(18)	116
大湊	大湊町	伊勢湾漁業協同組合大湊出張所前広場 (県道沿)	(18)	117
浜郷第1	神久1丁目	寝起松公園内西側植込み	(19)	118
浜郷第1	神田久志本町	神田久志本町 伊勢市消防本部整備工場前	(19)	119
浜郷第1	神久2丁目	神久2丁目7-15 日本通運(株)伊勢支店西側フェンス	(19)	120

		市町名	伊勢市
投票区名	所在地	設置場所	摘要
浜郷第1	神久3丁目	久志本神社前	(19) 121
浜郷第1	神久4丁目	神久4丁目9-3 松山克博宅西側空地	(19) 122
浜郷第1	神久5丁目	神久5丁目3-20 山本幸松宅前空地	(19) 123
浜郷第1	神久6丁目	神久6丁目8-25 二軒茶屋餅店西側第二駐車場	(19) 124
浜郷第2	通町	秋葉神社前	(20) 125
浜郷第2	黒瀬町	浜郷小学校西側フェンス	(20) 126
浜郷第2	黒瀬町	黒瀬児童公園南側	(20) 127
浜郷第2	田尻町	勢田大橋北詰 磯田工務店前	(20) 128
浜郷第2	田尻町	牟山中臣神社前	(20) 129
浜郷第2	通町	栄通神社前	(20) 130
浜郷第3	一色町	一色町1296-3 川岸みつ子宅西側堤防沿	(21) 131
浜郷第3	一色町	一色町1299 鈴木市郎宅向側堤防沿	(21) 132
浜郷第3	一色町	一色町1649 石原健次郎宅向側	(21) 133
浜郷第3	一色町	一色大橋上り口県道沿ガードレール	(21) 134
浜郷第3	一色町	一色町公民館北側フェンス	(21) 135
浜郷第3	一色町	一色神社東側	(21) 136
宮本第1	藤里町	藤里町648-4 斉田保夫宅 西側柿畑	(22) 137
宮本第1	藤里町	J&A伊勢蓮台寺柿共同選果場前広場	(22) 138
宮本第1	藤里町	奥野道宅向側	(22) 139
宮本第1	旭町	宮本1号線旭橋東側空地	(22) 140

投票区名	所在地	市町名	概要
		伊勢市	
宮本第1	旭町	旭町廻房柿右衛門道路向い側ガードレール	(22) 141
宮本第1	旭町	市営住宅旭町団地東側畑	(22) 142
宮本第1	前山町	宮本地区コミュニティセンター三角地	(22) 143
宮本第1	藤里町	伊勢市上水道ふじが丘 加圧ポンプ場南側空地	(22) 144
宮本第1	前山町	市道宮本2号線 藤原商店作業場 向側空地	(22) 145
宮本第2	大倉町	うぐいす台入り口左側空地	(23) 146
宮本第2	大倉町	大倉町45 岡田長平宅向側柿畑	(23) 147
宮本第2	佐八町	佐八町2287 佐八小学校前フェンス	(23) 148
宮本第2	佐八町	佐八町公民館広場	(23) 149
宮本第2	津村町	市道宮本4号線津村新道 山下修宅東側畑	(23) 150
宮本第2	津村町	J A ショップ津村農機センター前	(23) 151
宮本第2	津村町	津村町公民館広場	(23) 152
豊浜第1	西豊浜町	丁塚古墳北公園西側	(24) 153
豊浜第1	西豊浜町	JA伊勢農協豊浜支店前フェンス	(24) 154
豊浜第1	西豊浜町	西豊浜町1779 豊浜西小学校体育館西側フェンス	(24) 155
豊浜第1	西豊浜町	野依ふれあい公園入口付近	(24) 156
豊浜第1	西豊浜町	西豊浜町747-1 藤原長司(徹也)宅南側ブロック塀	(24) 157
豊浜第1	西豊浜町	西豊浜町6053 大藪敏男宅横空地	(24) 158
豊浜第1	植山町	植山町486 植山町民会館南側フェンス	(24) 159
豊浜第1	磯町	磯町1026 磯町公民館北側ゲートボール場入口	(24) 160

投票区名	所在地	市町名	設置場所	摘要
		伊勢市		
豊浜第2	東豊浜町		東豊浜魚市場西入口付近	(25) 161
豊浜第2	東豊浜町		東豊浜町1159 北川健三宅東側畑	(25) 162
豊浜第2	東豊浜町		東豊浜町3636 中村 秋代氏所有地	(25) 163
豊浜第2	東豊浜町		東豊浜町299 豊浜東小学校 東側フェンス	(25) 164
豊浜第2	東豊浜町		西条排水機場付近東側	(25) 165
豊浜第2	東豊浜町		西条公民館西側ブロック塀	(25) 166
豊浜第2	檜原町		檜原町594 森下守雄宅前 市道檜原堤線(堤防)沿ガードレール	(25) 167
豊浜第2	東豊浜町		東豊浜町3224 河辺孝明宅西側ブロック塀	(25) 168
北浜第1	有滝町		漁免道路入口 天白商店作業所東側空地	(26) 169
北浜第1	有滝町		旧有滝町バス停広場地蔵尊前	(26) 170
北浜第1	有滝町		有滝町民会館前	(26) 171
北浜第1	有滝町		伊勢湾漁業協同組合 有滝支所 西側空地	(26) 172
北浜第1	有滝町		J A 伊勢北浜支店有滝西側空地	(26) 173
北浜第1	有滝町		有滝町2034 廣山嘉彦宅ブロック塀内側	(26) 174
北浜第1	有滝町		有滝町バス停前南側空地	(26) 175
北浜第2	村松町		伊勢市役所北浜地区コミュニティセンタ ー西側	(27) 176
北浜第2	村松町		村松町民会館前	(27) 177
北浜第2	村松町		仲由水産㈱入口西側 県道ガードレール	(27) 178
北浜第2	村松町		村松町1883-3 サンコーデンキ北浜店南側松林	(27) 179
北浜第2	村松町		村松町舟神龍宮南側	(27) 180

		市町名	伊勢市
投票区名	所在地	設置場所	摘要
北浜第2	村松町	亀池橋村松排水機場東側	(27) 181
北浜第2	村松町	村松町3292 北浜小学校正門西側フェンス	(27) 182
北浜第3	東大淀町	東大淀口バス停西側 県道沿い	(28) 183
北浜第3	東大淀町	東大淀町351 東大淀小学校正門西側ブロック塀	(28) 184
北浜第3	東大淀町	東大淀町187 北村物産(株)工場東側畑	(28) 185
北浜第3	東大淀町	村松町4091-1 戸上純夫宅北側	(28) 186
北浜第3	東大淀町	J A伊勢北浜支店東大淀給油所向側畑	(28) 187
北浜第3	柏町	沢村啓治宅東側空地	(28) 188
北浜第3	柏町	柏団地入口案内板西側空地	(28) 189
北浜第3	東大淀町	東大淀町104-1 大忠食品(株)東側空地	(28) 190
城田第1	上地町	上地町公民館前	(29) 191
城田第1	上地町	上地町1708-1 中村正己宅東側畑	(29) 192
城田第1	上地町	上地町東組公民館西側畑	(29) 193
城田第1	上地町	上地町3865 永井初己宅西側畑	(29) 194
城田第1	上地町	中久保湯田野公民館前	(29) 195
城田第1	上地町	上地町(湯田野)3361 中井忠彦宅東側畑	(29) 196
城田第1	上地町	上地町2525(六軒屋) 吉澤一雄宅敷地内	(29) 197
城田第2	粟野町	県営住宅粟野団地東側	(30) 198
城田第2	粟野町	粟野農業研修センター北側	(30) 199
城田第2	中須町	中須町1267 中西正己宅北側空地	(30) 200

		市町名	伊勢市	
投票区名	所在地	設置場所		摘要
城田第2	中須町	中須町41 中西とも子宅向側空地		(30) 201
城田第2	中須町	中須町771 世古口菊夫宅南側空地		(30) 202
城田第2	川端町	川端町62 倉井美郎宅西側空地		(30) 203
城田第2	川端町	川端町312 東建設東側道路沿		(30) 204
四郷第1	中村町	中村町922、923 平井克巳宅西側		(31) 205
四郷第1	中村町	中村町843 田辺太一宅東側畑		(31) 206
四郷第1	楠部町	263-112	五十鈴が丘団地東入口 第一開発(株)現地案内所西側空地	(31) 207
四郷第1	楠部町		近鉄五十鈴川駅前東側空地	(31) 208
四郷第1	楠部町	3158	緑ヶ丘団地 緑ヶ丘2号公園西側	(31) 209
四郷第1	楠部町	1717-13	楠部町乙580 刀祢邦博宅西側空地	(31) 210
四郷第1	楠部町		四郷小学校東側道路残地	(31) 211
四郷第1	一字田町	752	一字田町791 坂口商店前畑	(31) 212
四郷第2	朝熊町	1677-4	朝熊町1911-1 スナック峰子駐車場東詰	(32) 213
四郷第2	朝熊町		新朝熊橋東側ガードレール	(32) 214
四郷第2	朝熊町		朝熊町1066-1 大西富美子宅西側	(32) 215
四郷第2	朝熊町		近鉄朝熊駅前ガード広場	(32) 216
四郷第2	朝熊町		横橋東側朝熊川沿ガードレール	(32) 217
四郷第2	朝熊町		朝熊町1719 井村幸信宅南側ガードレール	(32) 218
四郷第2	朝熊町	1677-11	朝熊市民館東側フェンス	(32) 219
四郷第2	朝熊町		朝熊町(大久保) 石田建設西側空地	(32) 220

投票区名	所在地	市町名		設置場所	摘要
		伊勢市			
四郷第2	朝熊町 1724			朝熊町2602-51 東工業所西側空地	(32) 221
四郷第3	鹿海町 1301-9			鹿海町703 北島庄八宅 西側畑	(33) 222
四郷第3	鹿海町			鹿海町公民館前	(33) 223
四郷第3	鹿海町			三重県住宅生協 伊勢・杜の宮内公園南側	(33) 224
四郷第3	鹿海町			鹿海町171-2 奥野昌美宅東側	(33) 225
四郷第3	鹿海町 741			鹿海町726-1 杉本彰宅東側田	(33) 226
沼木第1	上野町			上野町324-4 (昭和苑入口付近) 巽四郎宅前畑	(34) 227
沼木第1	上野町 347-1			上野町サンパークタウン伊勢南 入口南側山林	(34) 228
沼木第1	上野町			上野町976-3 岡常生宅西側畑	(34) 229
沼木第1	上野町			上野町876-1 岡 収一宅前	(34) 230
沼木第1	上野町			上野町1276 岡 元保宅向側ガードレール	(34) 231
沼木第1	上野町			上野町1280 岡 晃宅南側	(34) 232
沼木第1	上野町			J A伊勢葬祭センター前	(34) 233
沼木第1	上野町			伊勢市役所沼木地区コミュニティセンタ ー前	(34) 234
沼木第1	上野町			上野町3433 いせ上野台集会所東側空地	(34) 235
沼木第1	上野町			上野町1613 山上有司宅前空地 (三角地)	(34) 236
沼木第2	円座町			栄団地バス停前 (栄団地入口付近県道伊勢南島線沿い)	(35) 237
沼木第2	円座町			円座町1570 越賀定一宅横畑	(35) 238
沼木第2	円座町			円座町1267 森本保一宅向側ブロック塀	(35) 239
沼木第2	神蘭町			光徳寺前	(35) 240

		市町名		伊勢市	
投票区名	所在地		設置場所		摘要
沼木第2	神菌町		神菌町1123 坂本幸弘宅前南側空地		(35) 241
沼木第3	横輪町		横輪バス停横輪茶屋横空地		(36) 242
沼木第3	横輪町	420	横輪橋東詰空地		(36) 243
沼木第3	横輪町	760-1	横輪公民館前ガードレール		(36) 244
沼木第3	横輪町		横輪町285 桂林寺前空地		(36) 245
沼木第4	矢持町下村	522	みどり保育園正門前向側		(37) 246
沼木第4	矢持町菖蒲		矢持橋手前左側空地		(37) 247
沼木第4	矢持町上村		上村バス停横		(37) 248
沼木第4	矢持町床木		床ノ木三交バス停付近		(37) 249
二見第1	二見町松下	2025	松下区会所前公園フェンス沿		(38) 250
二見第1	二見町松下	555-3	松下所有地前		(38) 251
二見第1	二見町江	589-1	二見プラザ(二見シーパラダイス)前 江信号機付近塀		(38) 252
二見第1	二見町江	696	角谷富美子宅塀		(38) 253
二見第1	二見町江	682-17	宮路元美宅前塀		(38) 254
二見第2	二見町西	185-39	西団地バス停前(田)		(39) 255
二見第2	二見町西	866	西コミュニティセンター		(39) 256
二見第2	二見町西	828	藪木宏之宅前塀		(39) 257
二見第2	二見町西	1068-1	中村興一宅前塀		(39) 258
二見第2	二見町今一色	3	今一色小学校前フェンス		(39) 259
二見第2	二見町今一色	155-6	大西清文宅前塀		(39) 260

			市町名	伊勢市
投票区名	所在地	設置場所		摘要
二見第2	二見町今一色 874-191	今一色バス停前		(39) 261
二見第3	二見町茶屋 420-1	二見総合支所前		(40) 262
二見第3	二見町茶屋 536-1	角谷俊明宅裏塀		(40) 263
二見第3	二見町茶屋 111-1	二見生涯学習センター花壇		(40) 264
二見第3	二見町三津 415-1	姫子松辺子宅北側畑		(40) 265
二見第3	二見町三津 769	小山田雅 宅前塀		(40) 266
二見第3	二見町荘 378-15	福田悠子宅前塀		(40) 267
二見第3	二見町荘 1287	出口博己宅前塀		(40) 268
二見第3	二見町荘 2068-1	二見浦保育園前フェンス		(40) 269
二見第3	二見町荘 1219	富士井元洋宅塀		(40) 270
二見第4	二見町山田原 173	山田原公民館前		(41) 271
二見第4	二見町光の街 1004-4	光の街遊歩道付近		(41) 272
二見第4	二見町山田原 179-2	山田原バス停付近畑		(41) 273
二見第4	二見町山田原 441-2	畑中伸之宅前(市有地)		(41) 274
二見第4	二見町溝口 403	下村意和男宅前塀		(41) 275
二見第4	二見町溝口 229-7	辻和宏宅塀		(41) 276
小俣第1	小俣町宮前 210	松倉公園フェンス		(42) 277
小俣第1	小俣町宮前 787-3	高畑公民館フェンス		(42) 278
小俣第1	小俣町宮前 434-2	宮前公園フェンス		(42) 279
小俣第1	小俣町本町 944	掛橋公園フェンス		(42) 280

			市町名	伊勢市
投票区名	所在地		設置場所	摘要
小俣第1	小俣町本町	1335-1	南本町公民館フェンス	(42) 281
小俣第1	小俣町本町	220	大西学院横市有地	(42) 282
小俣第1	小俣町本町	1-1	小俣幼稚園横フェンス	(42) 283
小俣第2	小俣町元町	663-2	小俣小学校支所側フェンス	(43) 284
小俣第2	小俣町元町	769	西田裕敏宅横市有地	(43) 285
小俣第2	小俣町元町	492	栄児童公園	(43) 286
小俣第2	小俣町元町	1037-8	元町ふれあい公園内駐輪場前	(43) 287
小俣第2	小俣町元町	202-9	サークルK伊勢小俣店前フェンス	(43) 288
小俣第2	小俣町元町	381	若山児童公園フェンス	(43) 289
小俣第2	小俣町元町	1282-1	下小俣公民館フェンス	(43) 290
小俣第3	小俣町相合	161	小俣浄化センターフェンス	(44) 291
小俣第3	小俣町相合	493-1	新出公民館フェンス	(44) 292
小俣第3	小俣町相合	750	小俣中学校体育館側フェンス	(44) 293
小俣第3	小俣町相合	750	小俣中学校グラウンド側フェンス	(44) 294
小俣第3	小俣町本町	444	市立ゆりかご園フェンス	(44) 295
小俣第3	小俣町本町	768	上久保公園	(44) 296
小俣第3	小俣町相合	997	森多宅横ガードレール	(44) 297
小俣第4	小俣町相合	888	六軒屋公園前フェンス	(45) 298
小俣第4	小俣町湯田	83	湯田水源地前フェンス	(45) 299
小俣第4	小俣町湯田	514-3	美和ロック(株)伊勢工場前ゴミ集積所フェンス	(45) 300

			市町名	伊勢市	
投票区名	所在地		設置場所		摘要
小俣第4	小俣町湯田	553	湯田公民館前		(45) 301
小俣第4	小俣町新村	19-1	西新村公民館前		(45) 302
小俣第4	小俣町新村	428-3	東新村公園前フェンス		(45) 303
小俣第4	小俣町明野	1758	北岡良治宅前		(45) 304
小俣第4	小俣町明野	1239-1	明野公民館駐車場		(45) 305
小俣第5	小俣町明野	1055-4	明野保健福祉会館フェンス		(46) 306
小俣第5	小俣町明野	712	明野水源地前フェンス		(46) 307
小俣第5	小俣町明野	1183	近鉄明野駅前駐車場フェンス		(46) 308
小俣第5	小俣町明野	685-1	南伊勢職業能力開発促進センター		(46) 309
小俣第5	野村町	5-3	北部公民館駐車場		(46) 310
小俣第5	小俣町明野	396	JA伊勢明野出張所横		(46) 311
小俣第5	小俣町明野	418-1	明野北部公園フェンス		(46) 312
御菌第1	御菌町高向	1031	新高児童公園		(47) 313
御菌第1	御菌町高向	2018	松本薬品伊勢支店		(47) 314
御菌第1	御菌町高向	710	日赤病院前バス停横		(47) 315
御菌第1	御菌町高向	686-16	森真吾様方 (新高地区公民館前)		(47) 316
御菌第2	御菌町高向	578	中山 昭様方(農地)		(48) 317
御菌第2	御菌町高向	2589-1	高向公民館		(48) 318
御菌第2	御菌町高向	423	佐々木淳様方		(48) 319
御菌第2	御菌町高向	2156-1	高向西公園		(48) 320

		市町名	伊勢市	
投票区名	所在地		設置場所	摘要
御菌第3	御菌町長屋	2767	ハートプラザみその	(49) 321
御菌第3	御菌町長屋	1221	御菌総合支所	(49) 322
御菌第3	御菌町長屋	1074-9	御菌小学校	(49) 323
御菌第3	御菌町長屋	2100	伊勢みそのショッピングセンター駐車場 (梅田眼鏡裏)	(49) 324
御菌第3	御菌町王中島	594	王中島公民館	(49) 325
御菌第3	御菌町王中島	87	奥野志げ子様方	(49) 326
御菌第4	御菌町新開	777	新開児童公園	(50) 327
御菌第4	御菌町上條	1173-1	B&G海洋センター	(50) 328
御菌第4	御菌町上條	88	上條公民館	(50) 329
御菌第4	御菌町小林	2375	小林児童公園	(50) 330

伊勢市選挙管理委員会告示第 18 号

平成 23 年 4 月 10 日執行の三重県知事選挙における期日前投票所を次のとおり設けますので、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 48 条の 2 第 3 項による読み替え後の第 41 条第 1 項の規定により告示します。

平成 23 年 3 月 24 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 鈴木 市 郎

記

1 期日前投票所

本庁期日前投票所 伊勢市役所東庁舎 4 階第 3 会議室 岩渕 1 丁目 7 番 2 9 号

2 増設する期日前投票所

二見期日前投票所	二見総合支所	二見町茶屋 4 2 0 番地 1
小俣期日前投票所	小俣公民館	小俣町元町 5 4 0 番地
御菌期日前投票所	御菌公民館	御菌町長屋 1 2 2 1 番地

3 増設期間

平成 23 年 3 月 25 日（金）～ 4 月 9 日（土）

伊勢市選挙管理委員会告示第 19 号

平成 23 年 4 月 10 日執行の三重県知事選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者を別紙のように選任しましたので、公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 49 条の 7 による読み替え後の第 25 条の規定により告示します。

平成 23 年 3 月 24 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 鈴木 市 郎

1 投票管理者

別 表

(1)本庁期日前投票所

住 所	氏 名	職務を行うべき日
省略	森本 保治	平成23年3月25日
省略	伴野 加代子	平成23年3月26日
省略	西宮 晴一	平成23年3月27日
省略	鈴木 市郎	平成23年3月28日
省略	森本 保治	平成23年3月29日
省略	伴野 加代子	平成23年3月30日
省略	西宮 晴一	平成23年3月31日
省略	森本 保治	平成23年4月1日
省略	鈴木 市郎	平成23年4月2日
省略	伴野 加代子	平成23年4月3日
省略	西宮 晴一	平成23年4月4日
省略	森本 保治	平成23年4月5日
省略	伴野 加代子	平成23年4月6日
省略	西宮 晴一	平成23年4月7日
省略	伴野 加代子	平成23年4月8日
省略	西宮 晴一	平成23年4月9日

(2) 二見期日前投票所

住 所	氏 名	職務を行うべき日
省略	永井 意捷	平成23年3月25日
省略	豊岡 一晃	平成23年3月26日
省略	松井 孝彦	平成23年3月27日
省略	黒田 晴久	平成23年3月28日
省略	永井 意捷	平成23年3月29日
省略	豊岡 一晃	平成23年3月30日
省略	松井 孝彦	平成23年3月31日
省略	永井 意捷	平成23年4月1日
省略	濱千代 日出雄	平成23年4月2日
省略	松井 孝彦	平成23年4月3日
省略	永井 意捷	平成23年4月4日
省略	濱岸 好夫	平成23年4月5日
省略	豊岡 一晃	平成23年4月6日
省略	永井 意捷	平成23年4月7日
省略	松井 孝彦	平成23年4月8日
省略	黒田 晴久	平成23年4月9日

(3)小俣期日前投票所

住 所	氏 名	職務を行うべき日
省略	松阪 一雄	平成23年3月25日
省略	中川 博次	平成23年3月26日
省略	中川 博次	平成23年3月27日
省略	松阪 一雄	平成23年3月28日
省略	久保 徹	平成23年3月29日
省略	久保 徹	平成23年3月30日
省略	鈴木 克子	平成23年3月31日
省略	久保 徹	平成23年4月1日
省略	久保 徹	平成23年4月2日
省略	倉野 公之	平成23年4月3日
省略	鈴木 克子	平成23年4月4日
省略	松阪 一雄	平成23年4月5日
省略	久保 徹	平成23年4月6日
省略	鈴木 克子	平成23年4月7日
省略	久保 徹	平成23年4月8日
省略	鈴木 克子	平成23年4月9日

(4)御菌期日前投票所

住 所	氏 名	職務を行うべき日
省略	中谷 和生	平成23年3月25日
省略	中谷 和生	平成23年3月26日
省略	西村 喜孝	平成23年3月27日
省略	大藪 記三	平成23年3月28日
省略	森田 耕司	平成23年3月29日
省略	森田 耕司	平成23年3月30日
省略	森田 耕司	平成23年3月31日
省略	伴野 加代子	平成23年4月1日
省略	濱口 敏夫	平成23年4月2日
省略	中谷 和生	平成23年4月3日
省略	福村 清	平成23年4月4日
省略	西宮 晴一	平成23年4月5日
省略	森田 耕司	平成23年4月6日
省略	森田 耕司	平成23年4月7日
省略	森本 保治	平成23年4月8日
省略	中谷 和生	平成23年4月9日

2 投票管理者に事故があり、又は欠けた場合においてその職務を代理すべき者

(1)本庁期日前投票所

住 所	氏 名	職務を行うべき日
省略	世古口 泰彦	平成23年3月25日
省略	中西 正治	平成23年3月26日
省略	北村 悦隆	平成23年3月27日
省略	中世古 克規	平成23年3月28日
省略	加藤 美津江	平成23年3月29日
省略	角谷 晃	平成23年3月30日
省略	長友 伸二	平成23年3月31日
省略	古川 亜耶	平成23年4月1日
省略	奥本 智礼	平成23年4月2日
省略	北村 悦隆	平成23年4月3日
省略	安田 浩章	平成23年4月4日
省略	南平 貫志	平成23年4月5日
省略	奥野 覚	平成23年4月6日
省略	廣 俊明	平成23年4月7日
省略	深川 和司	平成23年4月8日
省略	東世古 幸久	平成23年4月9日

(2) 二見期日前投票所

住 所	氏 名	職務を行うべき日
省略	三浦 徹	平成23年3月25日
省略	坂口 元美	平成23年3月26日
省略	三浦 徹	平成23年3月27日
省略	坂口 元美	平成23年3月28日
省略	三浦 徹	平成23年3月29日
省略	坂口 元美	平成23年3月30日
省略	三浦 徹	平成23年3月31日
省略	坂口 元美	平成23年4月1日
省略	三浦 徹	平成23年4月2日
省略	坂口 元美	平成23年4月3日
省略	三浦 徹	平成23年4月4日
省略	坂口 元美	平成23年4月5日
省略	三浦 徹	平成23年4月6日
省略	坂口 元美	平成23年4月7日
省略	三浦 徹	平成23年4月8日
省略	坂口 元美	平成23年4月9日

(3)小俣期日前投票所

住 所	氏 名	職務を行うべき日
省略	北村 智子	平成23年3月25日
省略	岡村 基司	平成23年3月26日
省略	岡村 基司	平成23年3月27日
省略	濱口 純	平成23年3月28日
省略	濱千代 雅章	平成23年3月29日
省略	西野 希	平成23年3月30日
省略	中川 要	平成23年3月31日
省略	常光 弘康	平成23年4月1日
省略	岡村 基司	平成23年4月2日
省略	岡村 基司	平成23年4月3日
省略	奥野 翔平	平成23年4月4日
省略	天満 徹	平成23年4月5日
省略	南 佳美	平成23年4月6日
省略	出崎 まゆみ	平成23年4月7日
省略	奥野 明日香	平成23年4月8日
省略	岡村 基司	平成23年4月9日

(4)御菌期日前投票所

住 所	氏 名	職務を行うべき日
省略	谷本 陽平	平成23年3月25日
省略	中村 稔	平成23年3月26日
省略	江崎 里美	平成23年3月27日
省略	池田 文彦	平成23年3月28日
省略	中瀬 元博	平成23年3月29日
省略	島田 有子	平成23年3月30日
省略	本田 慶一	平成23年3月31日
省略	山中 強	平成23年4月1日
省略	鈴井 正巳	平成23年4月2日
省略	江崎 里美	平成23年4月3日
省略	寺田 奈緒	平成23年4月4日
省略	川合 恵美	平成23年4月5日
省略	河合 美貴	平成23年4月6日
省略	杉原 匠	平成23年4月7日
省略	正住 さおり	平成23年4月8日
省略	中村 稔	平成23年4月9日

伊勢市選挙管理委員会告示第 20 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の規定による直接請求、市町村の合併の特例等に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）の規定による合併協議会設置の請求及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）の規定による解職請求に必要な選挙権を有する者の数は、次のとおりです。

平成 23 年 3 月 31 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 鈴木市郎

記

- 1 地方自治法第 74 条第 1 項及び同法第 75 条第 1 項並びに市町村の合併の特例等に関する法律第 4 条第 1 項及び同法第 5 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数

2, 181 人

- 2 市町村の合併の特例等に関する法律第 4 条第 11 項、同法第 5 条第 15 項及び同法第 61 条第 11 項に規定する選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数

18, 175 人

- 3 地方自治法第 76 条第 1 項、同法第 80 条第 1 項、同法第 81 条第 1 項及び同法第 86 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数

36, 349 人

(参考) 永久選挙人名簿登録者総数 109, 046 人

伊勢市上下水道事業告示第9号

流域関連公共下水道の供用を開始するので、下水道法(昭和33年法律第79号)第9条の規定に基づき、次のとおり告示します。

その関係図面は、平成23年3月18日から2週間、伊勢市上下水道部下水道施設管理課窓口にて備え置いて、一般の縦覧に供します。

平成23年3月18日

伊勢市長 鈴木 健一

- 1 供用(下水の処理)を開始する年月日
平成23年4月1日
- 2 供用(下水の処理)を開始する区域
宮後2丁目、二見町溝口、御菌町高向の各一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置
縦覧に供する関係図面において表示します。
- 4 当該公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の位置及び名称
位置 伊勢市大湊町1126番地
名称 宮川浄化センター
- 5 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別
分流式

伊勢市上下水道事業告示第 10 号

伊勢市公共下水道事業受益者負担に関する条例(平成 17 年伊勢市条例第 177 号)第 3 条第 1 項の規定により公共下水道事業受益者負担金の負担区を次のとおり定めたので、同条第 2 項の規定により告示します。

平成 23 年 3 月 29 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 負担区の名 称

いせ第 3 負担区

2 負担区の区域

一之木 4 丁目、大世古 3 丁目、大世古 4 丁目、常磐 2 丁目、常磐 3 丁目、浦口 1 丁目、浦口 2 丁目及び二俣 1 丁目の各全部並びに岡本 1 丁目、岡本 2 丁目、岡本 3 丁目、船江 2 丁目、船江 3 丁目、一之木 3 丁目、一之木 5 丁目、八日市場町、曾祢 2 丁目、宮町 1 丁目、宮町 2 丁目、常磐 1 丁目、浦口 3 丁目、浦口 4 丁目、二俣 2 丁目、辻久留 1 丁目、中島 1 丁目、宮川 1 丁目、宮川 2 丁目、小木町、馬瀬町、下野町、大湊町、黒瀬町、通町、田尻町、勢田町、藤里町、磯町、野村町及び上地町の各一部

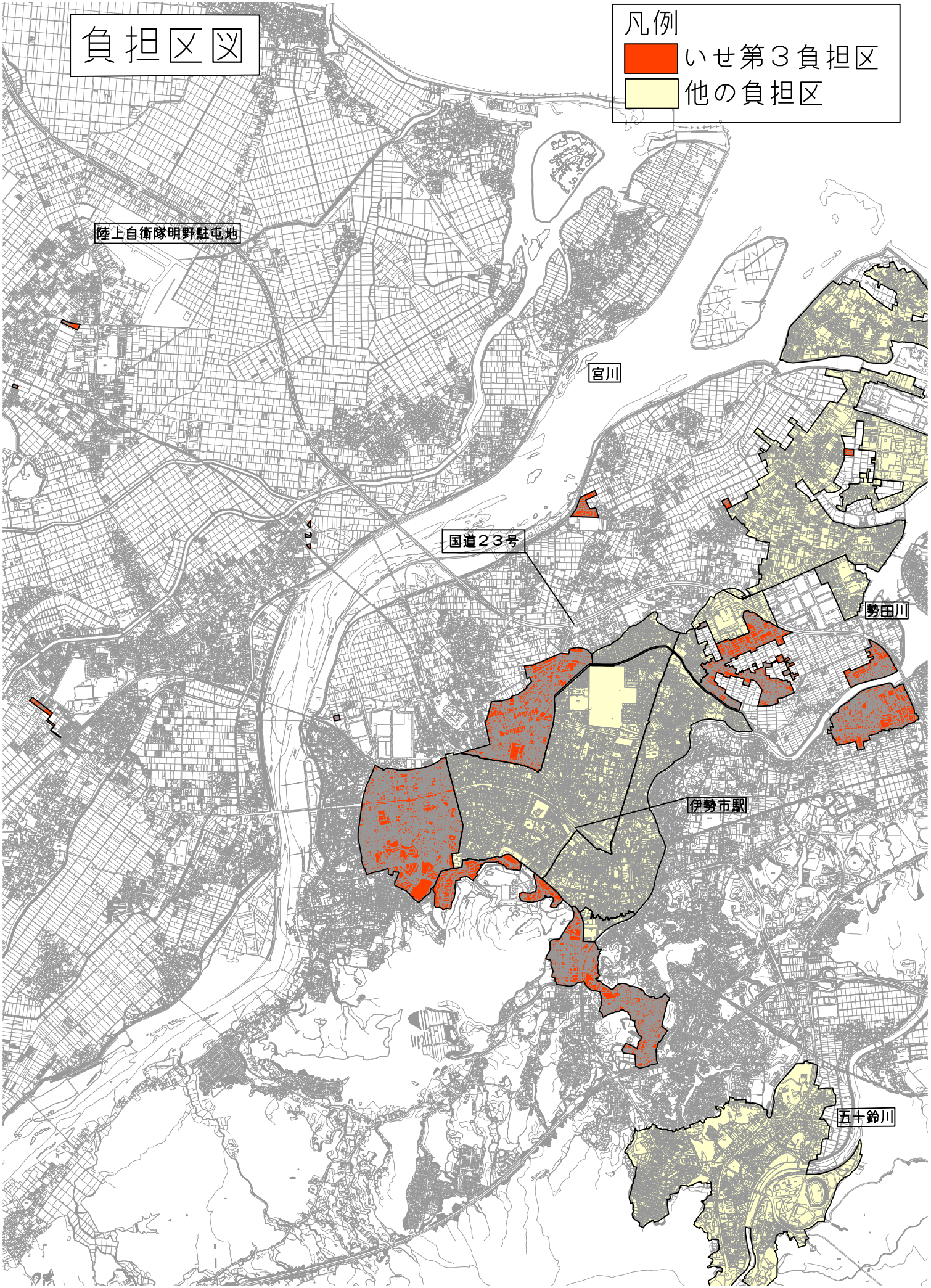
3 負担区の地積

216. 2ha

負担区図

凡例

- いせ第3負担区
- 他の負担区



伊勢市上下水道事業告示第 11 号

伊勢市公共下水道事業受益者負担に関する条例(平成 17 年伊勢市条例第 177 号)附則第 3 項の規定により公共下水道事業受益者負担金の排水区域を次のとおり定めたので告示します。

平成 23 年 3 月 29 日

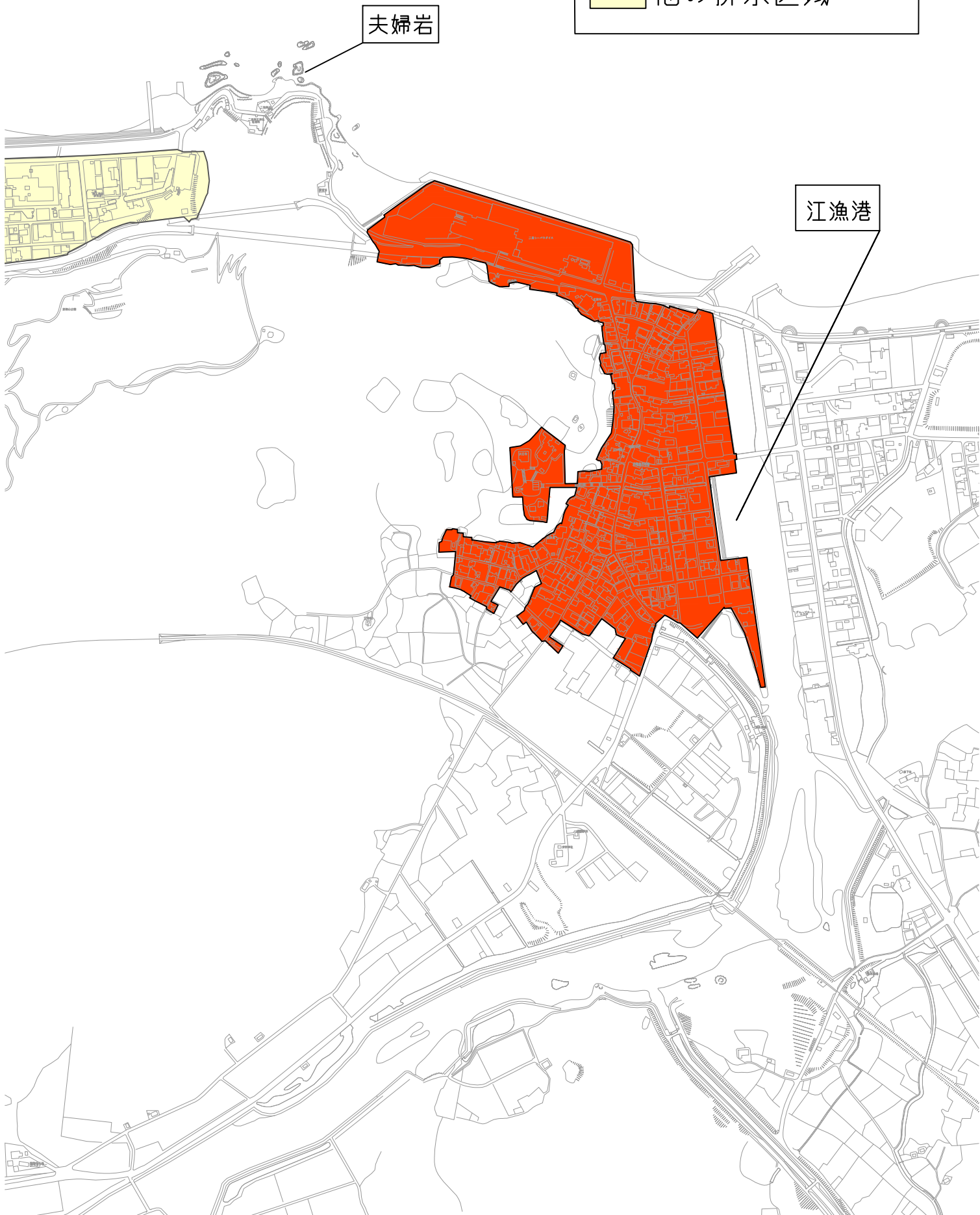
伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 (1) 排水区域の名称
二見第 3 排水区
- (2) 排水区域の区域
二見町江の一部
- (3) 排水区域の地積
13.2ha
- 2 (1) 排水区域の名称
小俣第 3 排水区
- (2) 排水区域の区域
小俣町明野及び小俣町湯田の各一部
- (3) 排水区域の地積
63.8ha
- 3 (1) 排水区域の名称
御菌第 3 排水区
- (2) 排水区域の区域
御菌町高向、御菌町長屋、御菌町王中島、御菌町新開、御菌町上條及び御菌町小林の各一部
- (3) 排水区域の地積
20.9ha

排水区域図


凡例

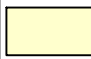
- 二見第3排水区
- 他の排水区域



排水区域図

凡例

 小俣第3排水区

 他の排水区域

陸上自衛隊明野駐屯地

伊勢広域環境組合清掃工場

県営大仏山公園

相合川

小俣総合支所

外城田川

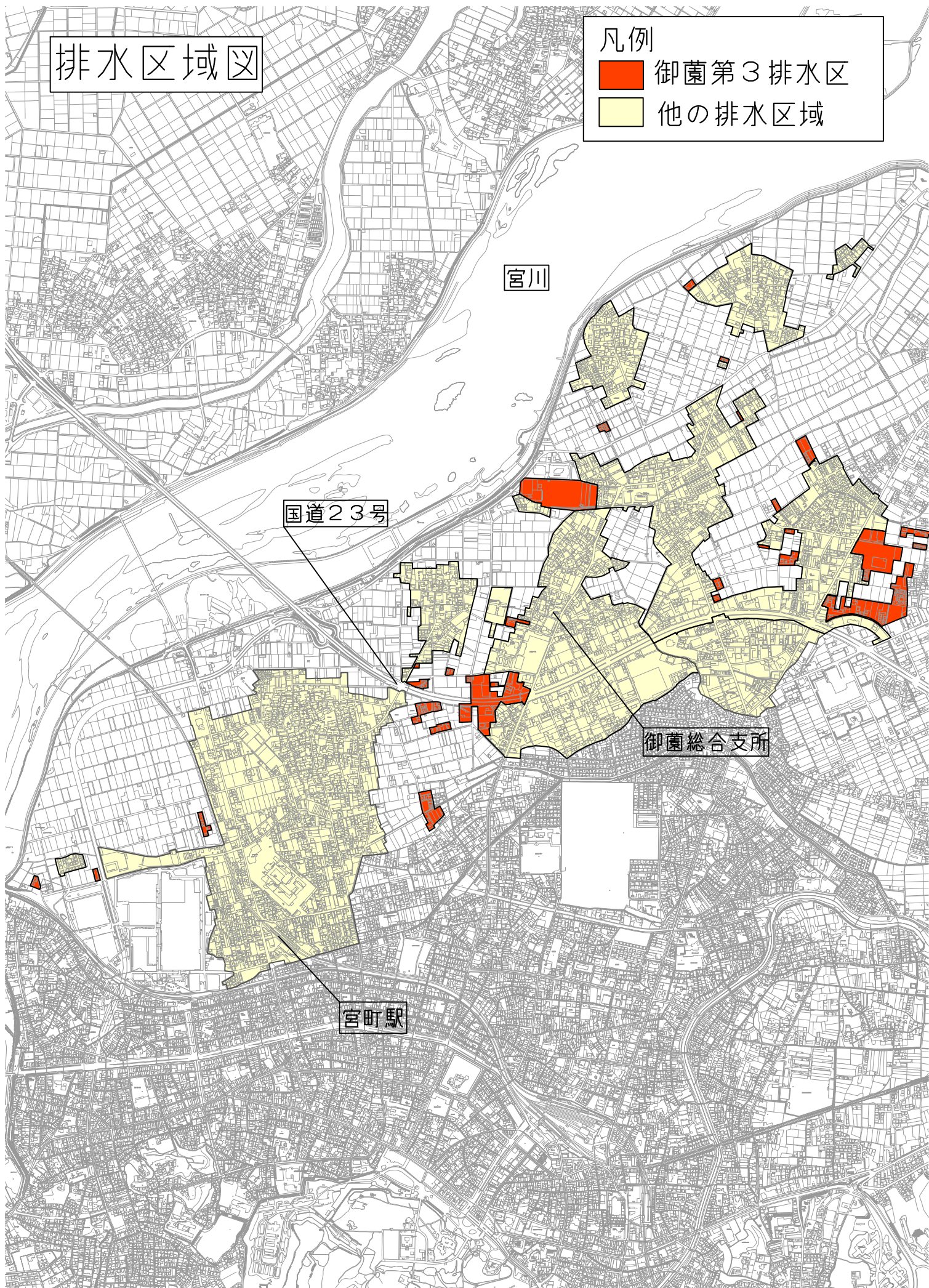
汁谷川

排水区域図

凡例

御園第3排水区

他の排水区域



伊勢市公告第 23 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

平成 23 年 3 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 24 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

平成 23 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 25 号

都市公園の区域変更について

次のとおり都市公園の区域を変更するので、伊勢市都市公園条例（平成 17 年伊勢市条例第 159 号）第 15 条の規定により公告します。

平成 23 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 区域を変更する都市公園の名称及び位置

名 称	位 置
朝熊山麓公園	伊勢市朝熊町字東谷 3477 番 2 ほか

2 変更に係る区域

別図のとおり

「別図」は省略し、伊勢市都市整備部維持課において縦覧に供します。

3 供用開始の期日 平成 23 年 3 月 31 日

伊勢市監査委員公表第1号

平成22年度定期監査結果（前期）（指摘事項）に対する措置状況を、地方自治法第199条第12項の規定により、別紙のとおり公表します。

平成23年3月16日

伊勢市監査委員 鈴木 一博
伊勢市監査委員 中井 豊
伊勢市監査委員 広 耕太郎

定期監査結果（前期）に対する措置状況

定期監査

【健康福祉部】

所管課等	監査結果（前期）（指摘事項）	措 置 状 況
生活支援課	<p>指摘事項</p> <p>（１）４月２日に支給された生活保護費の中で、63条返還金の領収行為に遅延が見られたことから、適正な事務処理をされたい。</p>	<p>「実施中」</p> <p>以降、領収行為には遅延なきよう徹底している。また、一連の収納事務について見直しを行っていきたい。</p>
こども課	<p>指摘事項</p> <p>（１）保育料について指定金融機関への払い込み遅れが見受けられたので、会計規則に基づき遺漏のないよう適正な事務処理をされたい。</p>	<p>「措置済み」</p> <p>指定金融機関への払い込み遅れがないよう保管場所を特定し（金庫を設置）、毎日の確認担当を明確にした。</p>

伊勢市監査委員公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第4項、第5項及び第7項の規定に基づき、平成22年度の定期監査、随時監査及び財政援助団体等に対する監査を実施したので、同条第9項の規定により、次のとおり監査結果を公表します。

平成23年3月29日

伊勢市監査委員	鈴木	一博
伊勢市監査委員	中井	豊
伊勢市監査委員	広	耕太郎

平成 22 年度

定期監査等結果報告書（後期）

伊勢市監査委員

目 次

定	期 監 査	1 頁
1	実施期間及び対象箇所	1 頁
2	定期監査の対象事務	1 頁
3	監査を実施した監査委員	1 頁
4	監 査 の 方 法	1 頁
5	監 査 の 主 眼	2 頁
6	監 査 の 結 果	2 頁
	産 業 観 光 部	3 頁
	都 市 整 備 部	4 頁
	二 見 総 合 支 所	5 頁
	小 俣 総 合 支 所	5 頁
	御 菌 総 合 支 所	6 頁
	会 計 課	6 頁
	上 下 水 道 部	7 頁
	教 育 委 員 会 事 務 局	7 頁
	消 防 本 部 (署 ・ 分 署 ・ 出 張 所)	9 頁
	議 会 事 務 局	9 頁
	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局	9 頁
	農 業 委 員 会 事 務 局	10 頁
7	む す び	10 頁
	随 時 監 査 (工 事 監 査)	11 頁
	財 政 援 助 団 体 等 監 査	20 頁

定期監査

1 実施期間及び対象箇所 (平成23年1月12日から平成23年2月16日まで)

実施年月日	対 象 箇 所
平成23年1月12日	御菌総合支所地域振興課、福祉健康課、生活環境課
平成23年1月17日	都市計画課、用地課、基盤整備課、維持課
平成23年1月18日	選挙管理委員会、建築住宅課、監理課
平成23年1月19日	交通政策課、議会事務局
平成23年1月25日	会計課
平成23年1月26日	農林水産課、農業委員会事務局、産業支援課
平成23年1月27日	大湊小学校、小俣中学校、小俣小学校、小俣幼稚園
平成23年1月31日	二見小学校、修道小学校、五十鈴中学校
平成23年2月3日	消防本部（署・分署・出張所）
平成23年2月8日	小俣総合支所地域振興課、生活環境課、生涯学習・スポーツ課、学校教育課
平成23年2月14日	水道事業、下水道事業、二見総合支所地域振興課、福祉健康課、生活環境課
平成23年2月16日	教育総務課、文化振興課、教育研究所、小俣総合支所福祉健康課

2 定期監査の対象事務

平成22年度（4月から9月まで。ただし、必要がある場合は対象以外にも及ぶ）における予算の執行、財産の管理等について、地方自治法第199条第1項、第4項の規定に基づく定期監査を実施した。

なお、行政監査の視点に立った監査も併せて行った。

3 監査を実施した監査委員

鈴木 一 博（識見監査委員）
中 井 豊（識見監査委員）
広 耕太郎（議選監査委員）

4 監査の方法

本年度実施した定期監査は、事前に提出された資料に基づき、監査委員が各所属長等から所管業務などの説明を受け、質疑応答方式により実施した。

また、関係諸帳簿、証書類等の試査・照合等の調査を事務局職員が行った。

5 監査の主眼

予算の執行に関しては、収入の確保が適正に行われているか、支出は効果的に行われているか、違法、不当な会計処理がなされていないかなどのほか、公有財産、物品、その他財産の取得、管理、処分及び契約、検収の事務が、それぞれ適正に行われているか、各所属長管理となっている前渡資金、つり銭等現金の出納及び保管は適正になされているか、補助金等の効果は十分発揮されているか、また、前年度の指摘事項、意見については適切に対応されているか等を主眼として実施した。

6 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、監査の結果は次に述べるとおりである。

なお、監査時に気づいた簡易な事項についてはその都度口頭で指摘し、改善を必要とする項目については、積極的に対応するよう指示した。

(全般的共通事項)

(1) 事務事業においては、進捗状況を確認し、予算の執行については、関係諸帳簿、証書類等を確認したところ、一部に不備が見受けられたので、その場において改善するよう指示したところであるが、それ以外は、概ね良好に処理がなされていると認めるところである。

今後とも市民の求めるニーズを的確に把握し、最少の経費で最大の効果を挙げられるよう期待するものである。

(2) 各種補助金の交付については、補助金交付の目的、効果などを分析するとともに、実績報告書の確認にあたっては、予算執行の適正を期するため、必要に応じて関係書類などの調査を行うとともに、交付成果の検証を望むものである。

また、負担金については、決算書を精査し、繰越金が多額になっているものについては、関係機関と協議を行い見直しを検討するなど、より一層の負担金額の適正化を図られたい。

(3) 委託料については、委託業務内容と委託金額の適正化を検証し、履行確認に遺漏がないよう適切に処理されたい。

(4) 財務に関する事務の執行については、伊勢市会計規則に基づき適正に処理されるよう努められたい。特に歳入調定の起票の遅延及び漏れ、契約を締結した場合の支出負担行為漏れ、前渡資金の精算処理の遅延などが見受けられたので注意されたい。

なお、財務会計システムで調定の変更をした場合は必ず帳票を出力し、調定を取り消した場合は処理結果の帳票がないため、当初出力した調定決議書に取り消し印を押印して保管するなど事務処理の経過を明確にするような方策を検討されたい。

(5) 予定価格が10万円を超え、自由参加型見積合わせ（オープンビッド）による入札が必要な物品購入について、入札によらず発注を分割している事務処理が見受けられたので、経費削減の観点からも、必要な調達量の合計金額に基づいた入札手続きにより適正な事務処理に努められたい。

- (6) 随意契約に際しては、競争が原則であることを踏まえ、その妥当性を十分検討され、競争入札に付すべきものはないかなど再度検討されたい。
なお、仕様書の作成にあたっては、従来のを安易に踏襲することなく、業務内容に対し適正な仕様であるか精査するとともに、コスト面からも再度仕様書の見直しに努められたい。
- (7) 2部複写の手書き領収書については、収入科目の記載がないもの、領収日の誤記が見受けられたので、適正な事務処理をされたい。
- (8) 出納員等が取り扱った収納金において、利用者の納付から指定金融機関への払い込みまでに日数を要している事例が見受けられたので、伊勢市会計規則第16条の規定に基づき適正な事務処理をされたい。
- (9) 郵券については、規定の様式で整理されていないもの、郵便切手受払簿の記載漏れ等により残数が一致しないもの、訂正印の押印漏れなど受払簿の取り扱いに不備が見受けられたため、伊勢市文書管理規程に基づき適正な事務処理に努められたい。
- (10) 施設利用等の料金体系については、消費税が導入されて以降見直しがされていない面もあるので、合併後5年経過したことに伴い、整理されるよう望むものである。
- (11) 備品については、備品シールの貼付漏れが見受けられたので、適正な備品管理をされたい。
- (12) 時間外勤務については、職員の人件費削減及び健康管理の面から削減に向け鋭意取り組まれているところであるが、今回対象とした所属全体（予算配当分）の総時間数は前年度（4月～9月）と比較すると、7%減少しており評価するものである。
管理職員におかれては、最近増加傾向にあるメンタルヘルス疾患に対して十分に配慮するとともに、業務の見直しを常に行い、事務分担の平準化に努められるよう望むものである。
- (13) 全体的な文書の取り扱いについて、決裁日、発送（施行）日、宛先等の記載漏れ及び收受印の押印漏れ等が多数見受けられたため、今後の取り扱いには伊勢市文書管理規程に基づき、十分留意されることを望むものである。

(各課に関する事項)

産 業 観 光 部

農林水産課 産業支援課

財務に関する事務の執行等及び所管施設の管理状況並びに工事施工状況については、概ね良好に処理が行われていると認められた。

なお、指摘事項については、特に認められなかった。

また、意見については、次に述べるとおりである。

【農林水産課】

意見

- (1) 農家の方の所得向上と経営の安定を図るため、伊勢の農産物のブランド化の確立につ

いて研究されたい。

【産業支援課】

意見

- (1) 工業団地への企業誘致・誘導に係る分譲の区画については、企業ニーズに応じた柔軟な受入れ態勢を考慮されるよう願うものである。
- (2) ものづくりセミナー及び技術講習会等の開催については、更に広く周知され、より一層の受講者の増加につなげられたい。
- (3) 新たな“伊勢みやげ”となりうるお菓子のアイデアを見つけ出し、普及活動を通じ伊勢市の産業振興を図り、元気あるまちづくりに寄与することを目的に「伊勢みやげ菓子1（カンワン）コンテスト」が開催されたところであるが、受賞作品については観光・商工部門との連携による販路拡大とコンテスト事業の定着化を願うものである。

都 市 整 備 部

監理課 都市計画課 交通政策課 基盤整備課 維持課 用地課 建築住宅課

財務に関する事務の執行等及び所管施設の管理状況並びに工事施工状況については、概ね良好に処理が行われていると認められた。しかしながら、設計変更が多数見受けられること、また、年度後半に工事が集中する傾向にあることから、十分な事前調査と年間の施工計画の確立を図られたい。

なお、指摘事項及び意見については、次に述べるとおりである。

【監理課】

意見

- (1) 時間外勤務については、機構改革による事務量の増大などやむを得ない事情も理解するところであるが、健康管理の面からも削減に向け努力されたい。

【都市計画課】

意見

- (1) 駅前の整備計画については、市民が注目するところであるので、適時適切な情報を提供されるよう望むものである。

【交通政策課】

意見

- (1) 内宮周辺駐車場の有料化整備については、地元住民に対する十分な説明と議論を重ね、合意形成が図られるよう、最大限の努力を払われるよう願うものである。

【基盤整備課】

意見

- (1) 都市計画道路については、年次計画に基づき整備されているところであるが、今後とも整備を推進し、避難路確保、渋滞解消や都市環境整備に寄与するよう期待するものである。
- (2) 緊急用道路整備に係る街路灯については、停電時等におけるライフラインの確保に対応するためソーラーのLEDを随時導入しているところであるが、経済面及び環境面を考慮し、道路及び公園などの照明灯もなお一層のLED化を推進されるよう望むものである。

【用地課】

意見

- (1) 安全・安心なまちづくりの推進のため、引き続き、狭あい道路の解消に努力されたい。
- (2) 境界をめぐるトラブルの未然防止、公共事業の効率化・コスト削減や災害復旧の迅速化を図るため、国土調査法に基づく地籍調査に今年度から着手されたところである。今後膨大な作業が必要となるが、正確を期した対応が要求されることから課員一丸となって取り組まれるよう望むものである。

【建築住宅課】

指摘事項

- (1) 住宅新築資金貸付金償還金について、調定誤りにより収入報告書との不一致が見受けられたため、適正な事務処理をされたい。

意見

- (1) 住宅使用料については、訴訟対応等の収納強化により前年度は収納率が県下トップであることは大いに評価するところであるが、市民に不公平感を与えないためにも、引き続き努力されるよう望むものである。
- (2) 住宅新築資金等貸付事業償還金の収入未済額の解消に向けて、引き続き取り組まれたい。

二 見 総 合 支 所

地域振興課 生活環境課 福祉健康課

財務に関する事務の執行等については、概ね良好に処理が行われていると認められた。

平成23年度からの機構改革による組織統合により、市民サービスの低下を招かないよう配慮されたい。

なお、指摘事項については、特に認められなかった。

また、意見については、次に述べるとおりである。

【福祉健康課】

意見

- (1) 伊勢市放課後児童健全育成施設「伊勢市二見こども未来クラブ」の指定管理者が、公募により決定したところであるが、事業管理にあたっては、基本協定書等の協定内容に基づいた検証を行うとともに、適正な履行確認を望むものである。

また、市民ニーズに応じて6年生まで受け入れる体制を整備し、市民に広く周知されたい。

小 俣 総 合 支 所

地域振興課 生活環境課 福祉健康課

財務に関する事務の執行等については、概ね良好に処理が行われていると認められた。

平成23年度からの機構改革による組織統合により、市民サービスの低下を招かないよう配慮されたい。

なお、指摘事項及び意見については、次に述べるとおりである。

【地域振興課】

指摘事項

- (1) コピー使用料において、利用者の納付から指定金融機関への払い込みまでに日数を要している事例が見受けられたので、伊勢市会計規則の規定に基づき適正な事務処理をされたい。

【福祉健康課】

指摘事項

- (1) 明野児童館及び小俣児童館の冷暖房空調機器防護柵購入に際し、予定価格を10万円未満として、分割発注により購入していたが、必要な調達量の合計金額に基づく適正な事務処理をされたい。

意見

- (1) 伊勢市児童館「伊勢市小俣児童館」「伊勢市明野児童館」の指定管理者が、公募により決定したところであるが、事業管理にあたっては、基本協定書等の協定内容に基づいた検証を行うとともに、適正な履行確認を望むものである。
また、放課後児童クラブについては、市民ニーズに応じて6年生まで受け入れる体制を整備し、市民に広く周知されたい。

御 菌 総 合 支 所

地域振興課 生活環境課 福祉健康課

財務に関する事務の執行等については、概ね良好に処理が行われていると認められた。
平成23年度からの機構改革による組織統合により、市民サービスの低下を招かないよう配慮されたい。

なお、指摘事項については、特に認められなかった。

また、意見については、次に述べるとおりである。

【福祉健康課】

意見

- (1) 伊勢市放課後児童健全育成施設「伊勢市御菌こどもプラザ」に指定管理者制度が導入される場所であるが、事業管理にあたっては、基本協定書等の協定内容に基づいた検証を行うとともに、適正な履行確認を望むものである。
また、市民ニーズに応じ6年生までの受け入れと可能な限り夏休み期間中の受入れ体制の整備を行い、市民に広く周知されたい。

会 計 課

財務に関する事務の執行等については、概ね良好に処理が行われていると認められた。

なお、指摘事項については、特に認められなかった。

また、意見については、次に述べるとおりである。

意見

- (1) 資金前渡及び概算払いの精算決議書の審査については、なるべく早期の審査完了を願うものである。

上 下 水 道 部

水道事業 下水道事業

(上下水道総務課 料金課 上水道課 下水道建設課 下水道施設管理課)

財務に関する事務の執行等及び所管施設の管理状況並びに工事施工状況については、概ね良好に処理が行われていると認められた。

なお、指摘事項については、特に認められなかった。

また、意見については、次に述べるとおりである。

【水道事業】

意見

- (1) 市民の節水意識の浸透及び節水機器の普及により水道使用量の伸びが見込めない中で、水道料金の改定が予定されているところであるが、引き続き経費削減に努め、健全経営を堅持されたい。
- (2) クレジットカード決済の導入による市民の利便性及び納期限内収納率の向上による未収金とその回収経費及び業務の削減効果について期待するものである。
- (3) 全国的に技術の継承が問題となる中、当市においても職員の高年齢化に伴い、高い技術の継承は喫緊の課題であるので、訓練の開催については、内容・回数も含め特段の配慮を願うものである。
- (4) 水道料金の未収金の解消については、引き続き努力されたい。

【下水道事業】

意見

- (1) クレジットカード決済の導入による市民の利便性及び納期限内収納率の向上による未収金とその回収経費及び業務の削減効果について期待するものである。
- (2) 下水道事業受益者負担金及び使用料の収入未済額の解消については、公平性の観点からも引き続き努力されたい。

教育委員会事務局

教育総務課 学校教育課 生涯学習・スポーツ課 文化振興課 教育研究所

各小中学校・幼稚園

財務に関する事務の執行等及び所管施設の管理状況並びに工事施工状況については、概ね良好に処理が行われていると認められた。

なお、指摘事項及び意見については、次に述べるとおりである。

【教育総務課】

指摘事項

- (1) 消火器具の設置状況に改善を要するものが見受けられたため、学校施設安全管理の観点からも万全の指導をされたい。

意見

- (1) 小中学校校舎への飛散防止フィルム貼付については、児童生徒の安全の確保のみならず、地震・津波などによる災害時の避難場所として重要な役割を担うことから計画的かつ早期の取り組みを望むものである。
- (2) エレベーターの設置にあたっては、経費節減のため、イニシャルコストにランニングコストを考慮したトータルコストの積算による経費比較について検討されるよう望むものである。

【学校教育課】

意見

- (1) 学校長等に委託している事業については、経理手続きなど引き続き適切な指導をされたい。

【生涯学習・スポーツ課】

指摘事項

- (1) 指定管理が導入されている小俣図書館に市の出納印が保管されていたため、伊勢市公印規則に基づき、異動の登録について適正な手続きをされたい。
- (2) 全国大会以上の大会に出場する個人や団体に激励金を支給しているが、資金前渡の精算処理の遅延が見受けられたので、適正な事務処理をされたい。
なお、激励金の支出は、会計規則第 29 条第 2 項に基づき、支出決定権者が作成した支出調書をもって、請求書に代え支出命令を発することができることと規定されていることから、正確かつ速やかな支給手続きについて整理されたい。

【文化振興課】

指摘事項

- (1) 債権金額・債権者とも未確定の場合等、特に必要があるときに限り、債権者でない地方公共団体の職員に資金をあらかじめ交付し、支払をさせる場合に利用する資金前渡通帳に、一色の翁舞調査報告書の冊子販売代金が振込みされていた。遠方からの購入希望者への対応であったが、資金前渡の目的に鑑み、歳入金の収入については、納入通知書による納付依頼など適正な事務処理をされたい。

意見

- (1) 山田奉行所記念館施設管理業務にかかる各種統計処理については、契約書等において文書による報告の規定を検討されたい。
- (2) 旧市川造船所資料の調査・整理作業を実施されているところであるが、その貴重な歴史資料の保管方法については、防虫・防火対策も含め万全を期されるよう望むものである。

【教育研究所】

意見

- (1) 「hyper-Questionnaire-Utilities よりよい学校生活と友達づくりのためのアンケート」の実施に基づいた分析結果による研修、指導等が、子どもたちがより安心して、充実した学校生活を過ごすための指標の一助となるよう期待するものである。
- (2) 伊勢市教育支援センター（NEST）で不登校児童生徒に対する充実した支援をされているところであるが、一日も早い学校への復帰につながる指導に期待するものである。

【各小中学校・幼稚園】

指摘事項

- (1) 学校統一通帳に日本スポーツ振興センター災害共済金等が留め置かれていたので、適切な事務処理をされたい。

- (2) 委託事業において、支出の遅延がみられたので適正な事務処理をされたい。
- (3) 防火設備等の管理において、「消火器」の標識箇所以外に消火器が設置されるなど、設置状況に改善を要するものが見受けられたので、管理の徹底を図られたい。

意見

- (1) 教材備品の購入については、限られた予算の中で優先順位を十分見極め教育委員会へ要望されているところであるが、「必要な備品」と「欲しい備品」について更に精査され、より効果的な購入に努めるとともに、備品の適正な管理を望むものである。

消防本部（署・分署・出張所）

財務に関する事務の執行等及び所管施設の管理状況については、概ね良好に処理が行われていると認められた。

なお、指摘事項については、特に認められなかった。

また、意見については、次に述べるとおりである。

意見

- (1) 心臓停止傷病者に対する心肺蘇生等の応急手当により尊い人命が蘇生し、救命講習の効果が表れていることは評価するものである。受講者は増加傾向にあるが、講習については、市民からの要望だけではなく、体制の許す限り積極的な働きかけを行うなど、一層の普及啓発を望むものである。
- (2) 複雑多様化する災害の現状を踏まえ、市民の生命、財産を災害から守り、より安全・安心な地域社会を形成していくためには、消防本部庁舎の老朽化が懸念される場所である。これについては、建替え方針の決定が待たれるとともに、通信指令システムの更新が喫緊の課題となっているところである。
引き続き、消防技術の向上と各種資機材整備の充実強化を願うものである。

議 会 事 務 局

財務に関する事務の執行等については、概ね良好に処理が行われていると認められた。

なお、指摘事項及び意見については、特に認められなかった。

選挙管理委員会事務局

財務に関する事務の執行等については、概ね良好に処理が行われていると認められた。

なお、指摘事項及び意見については、特に認められなかった。

農業委員会事務局

財務に関する事務の執行等については、概ね良好に処理が行われていると認められた。
なお、指摘事項及び意見については、特に認められなかった。

7 むすび

本年度上半期においては、所管する事務事業の執行にあたっては施策方針に沿いながら、財政運営の健全化に努力され、概ね所期の成果を挙げられたものと認めるものである。

市民の市政に対する関心が一段と高まる中、住民監査請求が提出されるなど市民の貴重な税金の使途について、今まで以上に厳しい監視の目が向けられているところである。

このことから、職員一人ひとりが、市政は「市民の信託」により成り立っているという意味の重さを今一度認識され、市民に金銭的、財産的損失を与えることのないよう、より一層関係法規等に準拠した事務処理に心掛けるとともに、公平性、公正性及び透明性にも十分留意する必要がある。

また、事務処理の誤りを未然に防止するチェック体制の強化と担当職員の職務知識の習得等が不可欠であることから、各部局におかれては再度組織内のチェック体制を確認し、職員相互のけん制機能の充実を図られたい。

なお、今回の定期監査結果の全般的共通事項及び各課に関する事項については、全部局が自らの課題として受け止めるとともに、例年指摘している全般的共通事項の財務に関する事項等については、一向に改善が見られないことから適正な事務処理に取り組まれることを強く要望するものである。

随時監査（工事監査）

1 実施年月日及び対象工事等

実施年月日	対 象 工 事	所 管 課
平成 23 年 2 月 1 日	長屋・桧尻川処理分区ほか污水管渠面整備工事	下水道建設課
	豊北漁港用地護岸整備工事	農林水産課

2 監査の種類

地方自治法第 199 条第 5 項の規定に基づく随時監査。

3 監査を実施した監査委員

鈴木 一 博（識見監査委員）
中 井 豊（識見監査委員）
広 耕太郎（議選監査委員）

4 監査の方法

平成 22 年度に係る工事のうち、施工中のものから抽出して実施した。工事監査は工事について特に高度の専門的知識と経験が必要なため、協同組合総合技術士連合に技術士の派遣を求め、その技術士が書類審査及び現地調査を実施するとともに、監査委員が技術士に同行して監査を実施した。

5 監査の結果

工事の執行については、契約事務、計画、設計、積算及び施工は関係法令等に準拠し、概ね適正かつ効率的に執行されているものと認められた。

なお、指摘事項及び意見については次に述べるとおりである。

技術士から提出された工事技術調査結果報告書については 6 に記載のとおりであるが、内容を十分検討の上、今後とも工事の設計及び施工にあたっては、品質の確保と技術の向上を図るとともに、経済性、安全性及び環境面に配慮しながら適正な施工管理に努められたい。

また、監査対象外の技術系職員におかれては、工事監査の結果を共有され、今後の技術向上に生かされるよう強く望むものである。

【長屋・桧尻川処理分区ほか污水管渠面整備工事】

意見

- (1) 本工事では経済性から曲管の採用によるマンホール設置基数の削減が行われていたが維持管理上の問題が生じる可能性がある。今後に向けて曲管の採用基準の定義付けを検討されたい。
- (2) 設計図面の記載事項について、地下埋設物やKBM(仮水準点)の表記に不明瞭な部分があったことから今後注意されるよう望むものである。
- (3) 工期に遅れを生じた主たる原因は、設計段階での土質状況の把握がやや不十分で

あったと伺えるので、試験掘工や土質調査工などの採用のあり方について、再検証されることを望むものである。

【豊北漁港用地護岸整備工事】

意見

- (1) 近年において自立矢板式の矢板護岸の技術も向上しており、一般的な工法に止まらず経済性、施工性に優れた新技術の採用を積極的に検討していくよう望むものである。

6 工事技術調査結果報告書の概要

(1) 長屋・桧尻川処理分区ほか污水管渠面整備工事

ア 工事概要

(ア) 工事場所

伊勢市御薮町長屋地内ほか

(イ) 工事内容（当初）

施工延長 L=918m

管きょ工（管径φ150mm） L=918m

マンホール工 N=23箇所

取付管およびます工 N=15箇所

立坑工 N=1箇所

(ウ) 工事請負業者

株式会社 森田建設

(エ) 設計業務委託業者

丸栄調査設計株式会社

株式会社関西技研 三重営業所

(オ) 事業費

請負金額 56,457,000円

※調書提出時、設計変更なし。

(カ) 工事期間

工事期間：平成22年8月27日から平成23年3月15日まで

※調書提出時、工期延期なし。

(キ) 工事進捗状況

計画出来高54%、実施出来高37%であり、若干の遅れが生じていた。

その要因は、掘削時の止水対策に日数を要したことにあった。

現在、工期内の工事完了を目標に努力しているが、1ヶ月程度の工期延長となる可能性を残す。（平成23年2月1日現在）

想定外の地下水流出が確認されたことから、周辺地域への影響、工事の安全性等を考慮して対策を講じており、止むを得ない進捗率であると判断した。

(ク) 工事監督員

上下水道部 下水道建設課 下水道第二係 川面 和彦（工事監督員）

イ 総括所見

工事監査資料及び設計方針、工事目的、関係技術調査資料から調査、設計、積算、契約、施工計画、施工管理、出来形等の書類関係並びに現地完成状況の技術調査を行った結果は、総体的に適切かつ妥当であり、特に問題となる点は見当たらず良好であると判断した。

ウ 工事着手前における技術調査の着目点

(ア) 工事目的

対象工事の目的は、宮川流域関連伊勢市公共下水道事業に属する污水管渠（φ

150mm L=918m) の管布設工事を、開削工法で行うことである。

(イ) 計画

本工事区間は、長屋・桧尻川処理分区（2路線）、国道南面処理分区（1路線）内の汚水を、流域下水道接続点へ流入させるための面整備管渠路線の計画である。既設地下埋設物等の現地踏査結果に基づき、経済的かつ効率的な縦断計画が行われていた。

設計の諸元によれば、必要口径 VU φ 150mm 勾配 S=3.0‰とされ、最大土被り 3.40m であることから、全路線を原則的に開削工法で計画されていた。

重要地下埋設物や農業用水路等の交差、本管や取付け管などの縦断的考察も十分に行われていた。

特に問題はないと判断した。

(ウ) 調査

a 土質調査

本工事のために実施された土質調査資料は存在しなかったが、対象路線付近に既存する土質調査資料を利用し、土質性状の検証がされていた。

工事区間全般において、砂層から砂礫層が主体であり、N値が比較的高く、地下水位も高いことが確認されていた。

設計及び施工に必要な土質条件は確認されているので、調査方法に問題はないと判断した。

b 地下埋設物調査及び在来管調査

地下埋設物の机上調査（水道・ガス・NTT・農業用水等）と、現場での在来管調査（下水道管、水路等）が行われており、管路布設に支障となる構造物の把握が適切に行われていた。

調査内容に問題はなく、妥当であると判断した。

(エ) 設計

設計図面の線形計画に問題はなく、全般的に適切なものであった。

国道南面処理分区の計画路線の最下流部は、宮川用水の既設管 φ 1000 の下越しとなり、埋設深さが深くなることからマンホールポンプの設置が計画されていた。下流路線の埋設深さを浅くするための設置であり、妥当なものであった。

マンホールポンプの構造もレジンマンホール（硫化水素に起因する硫酸に対して優れた耐食性を持つマンホール）を採用しており、適切な設計であった。

マンホールポンプ設置の立坑部は、鋼製ケーシングによる揺動圧入式立坑で設計されており、交通条件、施工性、低振動、低騒音にも配慮された選定で問題はないと判断した。

長屋・桧尻川処理分区の一部区間で、想定以上の地下水流出が確認されていた。

当初設計では、補助工法としてウェルポイント工法（ポンプにより地下水を強制的に排水する工法）となっていたが、周辺地域への影響に配慮され補助工法の再検討が行われていた。

新たな止水対策の補助工法として、施工性、経済性に優れたMRC工法（ソイル柱列杭を造成して地下水進入を止める補助工法）の採用が行われていた。

補助工法の比較検討に対する資料も整理されており、適切な対応であったと判断した。

本設計の開削工法は、経済性の観点からアルミ矢板が採用されており、土留材の選定に問題はないと判断した。

耐震性の照査は、レベル1地震動（発生する確率が高い地震レベル）で検証されており、計算書の計算値はすべて許容値内であった。

経済性から曲管の採用によるマンホール設置基数の削減が行われていたが、維持管理上の問題も生じる可能性がある。

今後の検討課題として、曲管の採用基準を定義付けるよう要望した。

設計図面の記載事項について、地下埋設物やKBM（仮水準点）の表記に不明

瞭な部分があったことから修正するよう要望した。

設計全般において、特に問題となるところは見あたらず、概ね妥当な設計であると判断した。

(オ) 積算

積算根拠は、下記の図書を参照して行われている。

a 使用歩掛り

積算基準（三重県県土整備部）	平成 22 年 7 月版
下水道用設計標準歩掛表（国土交通省）	平成 22 年度版

b 使用単価

設計単価表（三重県）	平成 22 年 7 月版
建設物価（財団法人 建設物価調査会）	平成 22 年 7 月号
土木コスト情報（財団法人 建設物価調査会）	平成 22 年夏号

その他見積書（3社見積価格の最低価格）
数量計算は市担当者が重点的にチェックし、積算者とは別に検算者がチェックして検算をしており、積算は全体として適切な積算方法と内容であると判断した。

(カ) 契約

契約に必要な書類（契約書、内訳書、着工届、工程表、現場代理人、主任技術者）は完備できており、その内容は適正であった。

監理技術者（兼現場代理人）は、一級土木施工管理技士の資格を有し、監理技術者資格証も提示されていることから、適格者であると判断した。

a 保険関係

前払金の保証証書の提出ができていた。（東日本建設業保証株式会社）
保証証書（契約保証）の提出ができていた。（東日本建設業保証株式会社）
法定外労災補償（建設共済等）の加入がなされており、複写が添付できていた。
建設業退職金共済掛金収納書の提出ができていた。

（1日券310円×326枚=101,060円）

任意の第三者損害賠償保険に加入ができていたことが確認されていたが、保険内容の確認まではされていなかった。

エ 工事着工後における技術調査の着目点

(ア) 施工関係

a 施工計画書

施工計画書には各工事の施工計画書が整理できており、必要事項を項目別に記述しているので、その内容は適切であった。

開削工法及び補助工法の施工要領の内容は、適切で妥当な施工法であると判断した。

その他、下請負通知書、工程表等の内容は適切なものであった。

b 使用材料

使用材料承諾願は、硬質塩化ビニル管、1号組立マンホール、公共汚水ます等において提出されており、品質規格証明、材料検査証明等が添付できていた。

また、コンクリートの配合強度、各材料試験及び圧縮強度試験結果は、基準値並びに設計基準強度を上回っており適正であると判断した。

書類検査当日の状況で確認したところ、特に問題はないと判断した。

c 施工管理

品質管理（塩ビ管、人孔（二次製品）等）、工事記録（日報）、工事写真、納品伝票等も整理中であったが、書類検査当日の状況で確認したところ、特に問題は

ないと判断した。

管理関係書類は、施工計画書、工事実施工程表、工事打合せ簿、工事記録写真帳、工事旬報、使用材料承諾願、工事材料検査願書、工事製品検査願書、各種材料及び使用機器試験成績表、各関係官公庁への許可及び申請関係書類に分けて整理ができていると判断した。

また、産業廃棄物及び捨土管理に関しても、必要書類が完備され適切であった。

d 出来形

施工に関する記録、試験、検査、工事記録写真による出来形の内容は、整理中のものが多かった。

監督職員の報告によれば、特に問題となるところはなかった。

c 施工状況

(a) 工事写真

写真整理が途中段階であったことから、完了している一部区間の掘削、土留、管布設、埋戻し、転圧状況等を確認したところ、特に問題となるところは見当たらなかった。

(b) 現場

開削工法の施工状況を目視で調査をした結果及び資材置場の整理状況、作業区間の清掃状況、マンホール仕上がり状況等は良好であった。

交通整理員の配置も適切であり、通行人、車両等への配慮は適切で問題はないと判断した。

完成しているマンホールを開閉し、管接合状況、蓋のがたつき、インバート設置状況、足掛け金物、副管設置状況等を確認したが、仕上がりは良好であった。

d 安全衛生管理

安全衛生管理計画、及び組織図の内容は適切であり、安全会議記録、安全パトロール記録、新規入場者教育ノートも整理されていた。

建設業許可票、労災保険成立票、施行体制体系図、緊急連絡体制図、建設業退職金共済制度適用事業主現場標識も、適切な位置に掲示されていた。

工事看板の設置位置は、通行車両から見えやすい位置にあったことから、適切であった。

現場の整理整頓状況も良好で、無事故無災害で推移しており、安全管理状況は問題ないと判断した。

(イ) 工程

進捗率は37%程度で若干遅れているが、目視の限り設計図書並びに施工計画に従って施工されており、現時点の目標として工期内完成に努力されていた。

(ウ) 監督

マンホール設置完了後の埋戻し作業中であったが、既設横断管の周囲も入念に締固めが行われており、適切に行われていた。

仮舗装の状況などに不陸（平らでなく凹凸があること）も見られず、現場管理は適切であると判断した。

(エ) 設計変更

調書提出時においては、設計変更なし。

(オ) 技術調査結果の要点

全般的に良好で、特に問題となるところは見当たらなかった。

(カ) その他の所見

工期に遅れが生じた主たる要因は、設計段階での土質状況の把握がやや不十分であったことが伺える。

周辺地域で実施された土質調査資料の有効活用は、コスト面で有利に働く場合も多々ある。

しかし、最適位置での調査資料ではないことから、一転して難工事となるリスクも生じる。

試験掘工や土質調査工などの採用のあり方について、再検証されることも有効ではないかと考える。

リスク低減を図ることで、公共事業の促進がなされることを望むものである。

(2) 豊北漁港用地護岸整備工事

ア 工事概要

(ア) 工事場所

伊勢市有滝町地内

(イ) 工事内容（当初）

施工延長 L=93.3m

本土工（鋼矢板 L=9.0m） L=93.3m

上部工 L=93.3m

コンクリート舗装工 A=245.0 m²

付帯工 N=1式

仮設工 N=1式

構造物撤去工 N=1式

(ウ) 工事請負業者

朝日丸建設株式会社

(エ) 設計業務委託業者

NTC コンサルタンツ株式会社 三重営業所

(オ) 事業費

請負金額 52,558,800 円

※調書提出時、設計変更なし。

(カ) 工事期間

工事期間：平成22年9月10日から平成23年2月25日まで

※調書提出時、工期延期なし。

(キ) 工事進捗状況

計画出来高 95.3%、実施出来高 93.0%

従って、工期内の工事完了の予定である。（平成23年2月1日現在）

(ク) 工事監督員

産業観光部 農林水産課 水産係 本田 慶一（工事監督員）

イ 総括所見

工事監査資料及び設計方針、工事目的、関係技術調査資料から調査、設計、積算、契約、施工計画、施工管理、出来形等の書類関係並びに現地完成状況の技術調査を行った結果は、総体的に適切かつ妥当であり、特に問題となる点は見当たらず良好であると判断した。

ウ 工事着手前における技術調査の着目点

(ア) 工事目的

施工箇所の護岸が未整備であるため、背後地の漁具修理保管用地が利用できない状態となっていた。

工事対象区間において、自立矢板式の矢板護岸による整備工事を実施し、土地利用等の機能向上を図ることが目的であった。

(イ) 計画

本工事の構造形式は、普通矢板式（控え矢板）、普通矢板式（控え直杭）、重力式、自立矢板式の4タイプで比較検討され、最も経済性で優位な自立矢板式の護岸とする計画となっていた。

既設護岸と同一の形状で計画され、連続性を持たせる区間でもあることから、

計画において、特に問題はないと判断した。

(ウ) 調査

a 土質調査

平成 21 年度に「豊北漁港用地護岸地質調査業務委託」(平成 22 年 2 月)が実施されており、本工事路線の両端部に近接して 2 箇所のボーリング調査が行われていた。矢板打込み区間の土層は砂礫土が主体であり、N 値が 13~50 以上とかなり硬質な地盤となっていた。

設計及び施工に必要な土質条件は確認されているので、調査方法に問題はないと判断した。

b 既存資料の収集、現場調査

現場調査を行なったところ、一部区間に消波ブロックが埋まっていることが確認されていた。

消波ブロックの範囲・深さを考慮し、設計にも反映されていることから、適切に調査が行われたと判断した。

(エ) 設計

「漁港・漁場の施設の設計の手引き」(社団法人 全国漁港協会)に準じて、護岸施設の計画、設計が行われていた。

工法比較は、普通矢板式(控え矢板)、普通矢板式(控え直杭)、重力式、自立矢板式の 4 タイプで行われており、最も経済性で優位な自立矢板式の護岸とする結果がまとめられていた。

矢板の選定に対して、通常の鋼矢板とハット形鋼矢板(矢板幅が広く、継手構造を改良した新しいタイプの鋼矢板)の比較検討も行われており、耐食性の観点から通常の鋼矢板の選定が行われていた。

コーピング(傘コンクリート)部も、2 次製品を含め検討されていたが、対象構造物の規格寸法がないことを理由に、現場打ちコンクリートの選定が行われていた。

鋼矢板、コーピングの構造上について、特に問題はなく妥当であった。

自立矢板式の矢板護岸の構造計算は、土質調査結果から設計土質モデルの設定が行われ、鋼矢板の「腐食しろ」(鋼材が腐食する厚み)、耐用年数等を考慮して適切に行われていた。

構造計算書には、土留材の断面検討、曲げ応力の検討、土留の変位量、必要根入れ長等が算出されており、すべての照査項目において、許容値内であったことから適切であると判断した。

以上の内容から、設計において特に問題はないと判断した。

(オ) 積算

積算根拠は、下記の図書を参照して行われている。

a 使用歩掛り

漁港漁場関係工事積算基準(社団法人 全国漁港協会) 平成 22 年版

三重県公共工事共通仕様書(三重県) 平成 21 年 7 月版

b 使用単価

建設物価(財団法人 建設物価調査会) 平成 22 年 8 月号

土木施工単価(財団法人 経済調査会) 平成 22 年 8 月夏号

その他見積書(3 社見積価格の最低価格)

数量計算は市担当者が重点的にチェックし、積算者とは別に検算者がチェックして検算をしており、積算は全体として適切な積算方法と内容であると判断した。

(カ) 契約

契約に必要な書類(契約書、内訳書、着工届、工程表、現場代理人、主任技術者)は完備できており、その内容は適正であった。

監理技術者（兼現場代理人）は、一級土木施工管理技士の資格を有し、監理技術者資格証も提示されていることから、適格者であると判断した。

a 保険関係

前払金の保証証書の提出ができていた。（東日本建設業保証株式会社）
保証証書（契約保証）の提出ができていた。（東日本建設業保証株式会社）
法定外労災補償（建設共済等）の加入がなされており、複写が添付できていた。
建設業退職金共済掛金収納書の提出ができていた。

（1日券310円×9枚+10日券3100円×28枚=89,590円）

任意の第三者損害賠償保険に加入ができており、保険証券の提出ができていた。

エ 工事着工後における技術調査の着目点

(ア) 施工関係

a 施工計画書

施工計画書には各工事の施工計画書が整理できており、必要事項を項目別に記述しているため、その内容は適切であった。

自立矢板式の矢板護岸の施工要領の内容は、適切で妥当な施工法であると判断した。

その他、下請負通知書、工程表等の内容は適切なものであった。

b 使用材料

使用材料承諾願は、鋼矢板、異形鋼矢板、コンクリート、鉄筋、再生クラッシュ一等について提出されていた。

また、品質規格証明、材料検査証明等も、適切に添付できていた。

また、コンクリートの配合強度、各材料試験及び圧縮強度試験結果は、基準値並びに設計基準強度を上回っており適正であると判断した。

書類検査当日の状況で確認したところ、特に問題はないと判断した。

c 施工管理

品質管理（鋼矢板、コンクリート等）、工事記録（日報）、工事写真、納品伝票等も整理されており、特に問題はないと判断した。

管理関係書類は、施工計画書、工事実施工程表、工事打合せ簿、工事記録写真帳、工事旬報、使用材料承諾願、工事材料検査願書、工事製品検査願書、各種材料及び使用機器試験成績表、各関係官公庁への許可及び申請関係書類に分けて整理ができていると判断した。

消波ブロックの撤去、海上輸送、再利用状況も、工事写真から判断して適切に処置が行われていた。

d 出来形

施工に関する記録、試験、検査、工事記録写真で確認する限り、出来形の内容は適切で、特に問題はないと判断した。

e 施工状況

(a) 工事写真

現状までの写真整理は適切に行われていた。

掘削、消波ブロックの撤去、土留設置、配筋、コンクリート打設、埋戻し等の状況を確認したところ、特に問題となる箇所は見当たらなかった。

(b) 現場

現場状況は、土留設置、コーピング設置が完了し、背面土砂の埋め戻し作業が行われていた。

現場の出来栄で特に問題はなく、全般的に良好であると判断した。

f 安全衛生管理

安全衛生管理計画、及び組織図の内容は適切であり、安全会議記録、安全パトロール記録、新規入場者教育ノートも整理されていた。

建設業許可票、労災保険成立票、施行体制体系図、緊急連絡体制図、建設業退職金共済制度適用事業主現場標識も、適切な位置に掲示されていた。

工事看板の設置位置は、通行車両から見えやすい位置にあったことから、適切であった。

現場の整理整頓状況も良好で、無事故無災害で推移しており、安全管理状況は問題ないと判断した。

イ 工程

進捗率は93.0%程度で、設計図書並びに施工計画に従って施工されており、工期内完成見込みである。

ウ 監督

工事打合せ簿も整理され、設計、施工、材料等に関して、適時に監督ができており、現場管理は適切であると判断した。

エ 設計変更

調書提出時、設計変更なし。

オ 技術調査結果の要点

全般的に良好で、特に問題となるところは見当たらなかった。

カ その他の所見

近年において自立矢板式の矢板護岸の技術も向上しており、一般的な工法に止まらず新技術の採用を積極的に検討していくべきと考える。

NETIS（新技術情報提供システム）の技術動向にも注視し、さらに経済性、施工性に優れた技術導入を期待するものである。

1 実施年月日及び対象団体等

(1) 財政援助団体監査

実施年月日	対象団体(補助金)	所管課
平成23年2月2日	社会福祉法人宮山 (民間保育所施設整備事業費補助金)	こども課

(2) 公の施設の指定管理者監査

実施年月日	対象団体(施設名)	所管課
平成23年2月9日	社会福祉法人伊勢市社会福祉協議会 (伊勢市重度身体障害者デイサービスセンター)	障がい福祉課
平成23年2月10日	伊勢古市参宮街道資料館運営委員会 (伊勢市立伊勢古市参宮街道資料館)	文化振興課

2 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等に対する監査。

3 監査を実施した監査委員

鈴木 一博 (識見監査委員)
中井 豊 (識見監査委員)
広 耕太郎 (議選監査委員)

4 監査の方法

財政援助団体等監査は、財政援助団体等監査実施要領に基づき、平成21年度の事務、事業について所管課から資料提出を求めて各所属長から説明を受けた。その後現地で団体の担当者から当該財政援助等に係る決算報告書、事業実績報告書等の説明を受け、出納その他事務の執行について監査を実施した。

5 監査の主眼

財政援助団体等については、出納事務処理は適正に行われているか、目的に沿った事業運営が行われているか等を主に実施した。

また、所管課については、補助金の額の算定、交付方法手続き、指定管理契約に基づく履行確認等が適正に行われているか、団体への指導監督、履行確認は適切に行われているかを主眼として実施した。

6 監査の結果

(1) 社会福祉法人宮山

ア 事業の内容

(単位：円)

事業名	科目	金額	事業の目的
民間保育所施設整備事業費 補助金	補助金	105,334,639	小俣地区については、常に定員超過の状況であることから、保育所を創設し、定員超過の改善、適正な保育の実施と保護者のワーク・ライフ・バランスの確立を図り、子どもを安心して育てることができるよう整備を行う。
合 計		105,334,639	

※ 支出金額 105,334,639 円には、県補助金 70,223,000 円を含む

イ 所見

本年度実施した監査は、平成 21 年度中に伊勢市が財政的援助を行っている補助金について、関係諸帳簿、証書類等の提出を求め、関係者からの説明を受け監査を実施したところ、事業目的に沿って事業が執行され、又、財務に関する事務についても、適正に処理が行われていると認められた。

(2) 社会福祉法人伊勢市社会福祉協議会

ア 公の施設の管理委託内容

施設の名称：伊勢市重度身体障害者デイサービスセンター

指定期間：平成 18 年 9 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで

指定管理料：毎年度市の予算の範囲内とする。

〃 : 57,599,000 円 (平成 21 年度分)

イ 事業実績について

収支計算書 (自 平成 21 年 4 月 1 日 至 平成 22 年 3 月 31 日)

(単位：円)

支出の部		収入の部	
科目	決算額	科目	決算額
支出		収入	
人件費	43,001,562	指定管理料	57,599,000
事業費	7,183,679	補助金	249,169
事務費	3,989,897	雑収入	28,840
その他経費	207,444	繰入金収入	
		前期繰越金	7,110,441
支出計	54,382,582	収入計	64,987,450
活動収支差額			
次期繰越金	10,604,868		
支出合計	64,987,450	収入合計	64,987,450

ウ 所見

本年度実施した監査は、伊勢市が公の施設の管理を依頼している平成 21 年度の指定管理者の事務事業及び伊勢市が支出を行った委託料について、関係諸帳簿、証書類等の提出を求め、関係者からの説明を受け監査を実施したところ、収支については概ね適正であると認められた。

なお、指摘事項及び意見については、次に述べるとおりである。

【所管課】

指摘事項

(ア) 基本協定書で規定されている成果目標について、実績報告書への記載が確認できなかったが、指定管理業務に対する評価指標であることから、事業管理にあたっては常に協定内容に基づいた検証を行い、適正な履行確認をされたい。

また、業務計画書は、市の承認を得なければならないと規定されているが、承認が確認できなかったため、文書による承認を行うなど適正に処理されたい。

意見

(ア) 職員が変更になる場合、市との事前協議は口頭で確認しているとのことであるが、文書による協議を望むものである。

【社会福祉法人伊勢市社会福祉協議会】

意見

(ア) 事業計画書に基づく各事業の実施状況については、新型インフルエンザの影響により「秋の遠足」など秋以降の行事の中止や外出活動の自粛を余儀なくされ、また、「おおぞら児童園との合同防災訓練」が単独実施となったところであるが、今後とも事業計画に基づく事業を実施されたい。

避難訓練については、センター利用者が身体に重度の障害がある方であることに鑑み、安全安心なサービス提供のため、引き続き災害発生時等の対応には万全を期されるよう望むものである。

(イ) 基本協定書の成果目標「1日の平均通所者数を10.0人以上」「利用者アンケートによる利用者の満足度70%以上」に対し、重度身体障害者に障害者自立支援法に基づく身体障害者デイサービス事業の提供により、障害者及びその福祉の増進を図られているところである。

平均通所者数については、職員の季節性インフルエンザ罹患による通所の自粛により利用者数の平均が9.8人となった1月を除き、登録利用者数の増加により目標を達成している。

また、利用者満足度については、「満足である」「ほぼ満足である」と答えた方の集計が「施設の利用のしやすさ」の項目に関しては75%、「設備」及び「時間」では81.3%とアンケート結果も良好であり評価するものである。一方、「活動」では62.5%、「職員数」では62.6%、「防犯」では50.1%の結果となっていることから、指定管理者に蓄積されたノウハウやきめ細かなサービスを展開され、なお一層の利用者の満足度向上と利用者拡大に向けた運営を願うものである。

(ウ) 職員数に関しては、委託当初の申請書に提示した積算に近い人員配置を願うものである。

(3) 伊勢古市参宮街道資料館運営委員会

ア 公の施設の管理委託内容

施設の名称：伊勢市立伊勢古市参宮街道資料館

指定期間：平成21年4月1日から平成26年3月31日まで

指定管理料：9,470,000円以内とする。(指定期間における指定管理料の総額)

〃：1,894,000円(平成21年度分)

イ 事業実績について

収支計算書(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)

(単位：円)

支出の部		収入の部	
科目	決算額	科目	決算額
支出		収入	
人件費	1,476,000	指定管理料	1,894,000
事業費	721,357	使用料	555,400
事務費	254,540	雑収入	658
支出計	2,451,897	収入計	2,450,058
当期収支差額			
正味財産増加額	△1,839		
支出合計	2,450,058	収入合計	2,450,058

ウ 所見

本年度実施した監査は、伊勢市が公の施設の管理を依頼している平成21年度の指定管理者の事務事業及び伊勢市が支出を行った委託料について、関係諸帳簿、証書類等の提出を求め、関係者からの説明を受け監査を実施したところ、収支については概ね適正であると認められた。

なお、指摘事項及び意見については、次に述べるとおりである。

【所管課】

指摘事項

(ア) 基本協定書又は仕様書で規定されている「情報の公開に関し、措置を講ずるための規程の整備」「古市参宮街道資料館研修施設利用許可申請書の伊勢市文書管理規程に基づく適正な管理・保存」「収支に関する帳票その他事業に係る一部記録」「経理規定の策定」が確認できなかったため、事業管理にあたっては常に協定内容に基づいた検証を行い、適正な履行確認と指導をされたい。

また、管理団体の実態に即した基本協定書・仕様書の作成に配慮されたい。

(イ) 業務報告書及び事業報告書は、年度協定書に規定されている様式と相違が見受けられたので整理をされたい。

【伊勢古市参宮街道資料館運営委員会】

指摘事項

(ア) 基本協定書及び仕様書で規定されている「情報の公開に関し、措置を講ずるための

規定の整備」「経理規定の策定」が未整備であり、古市参宮街道資料館研修施設利用許可申請書が伊勢市文書管理規定に基づき適正に管理・保存されていなかったため、協定書に基づき適正に処理をされたい。

意見

(ア) 基本協定書の成果目標「1階展示室の年間見学者数4,000人以上」「2階研修室年間利用回数600回以上」に対し、管理業務を実施されているところである。

1階展示室の入館状況については、開館日数が前年度と比較して7日減少したが、入館者数は2月の大型団体客の来館により147人増加した4,495人となり、前年度比3.4%の増となっている。

また、2階研修室の利用状況についても、利用回数が679回となり、いずれも目標を大きく上回り、成果を達成されている。

さらに、初めて計画、準備された企画展により平成22年度入館者数も好調に推移し大いに評価するものである。

今後とも、貴重な歴史的資料が一般に広く公開されるような自主事業の実施と利用者拡大に向けた運営を期待するものである。